

2024

履修の手引き

健康福祉学部・看護学部

KOBE WOMEN'S UNIVERSITY

令和6（2024）年度4回生用



神戸女子大学

神戸女子大学は

**自立心・対話力・創造性**

を培う教育を目指しています

神戸女子大学は、建学の精神に基づき、自立心に富み、対話力と創造性にすぐれ、人類社会の発展に貢献する女性を育成しています。



KOBE WOMEN'S UNIVERSITY

# 目 次

## I 人材育成・教育研究上の目的と3つの方針について

- I 人材育成・教育研究上の目的 2
- II 入学者の受入れに関する方針  
(アドミッション・ポリシー) 3
- III 卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) 5
- IV 教育課程の編成及び実施に関する方針  
(カリキュラム・ポリシー) 8

## II 学修の基本姿勢・履修の案内

- I 学修の基本姿勢 16
- II 履修の案内
  - 授業科目 17 / 時間数と単位 18
  - 卒業要件単位 19 / 履修登録について 19
  - 履修登録の方法 19 / 履修登録の諸条件 20
  - シラバス 20
  - 神戸女子大学「ナンバリングコード」について 20
  - 各種手続きについて 22
  - 履修制限 (CAP 制) について 22
  - 海外留学 (海外地域研修) 時の単位認定について 23
  - 留学後の履修計画書の提出について 24
  - 授業・授業時間 24 / 休講 24
  - 臨時休講等 25 / 補講 26 / 集中講義 26
  - 欠席 26 / 忌引 27 / 試験 27
  - 履修科目の可否発表 28 / 成績 28
  - 休学等 29 / 退学 29 / 除籍 29
  - 休講等の電話照会の禁止 29
  - 証明書や各種申込について 30

## III 健康福祉学部

- I 全学共通教養科目 34
- II 社会福祉学科 47
- III 健康スポーツ栄養学科 53
- IV 教職課程について 59
- V その他資格・養成講座 69
  - 介護福祉士受験資格養成講座 70
  - 社会福祉士受験資格養成講座 71
  - 精神保健福祉士受験資格養成講座 72
  - 栄養士養成課程 73
  - 実践健康教育士受験資格養成講座 74
  - 健康運動実践指導者受験資格養成講座 75
  - スポーツ栄養アドバイザー受験資格養成講座 76
  - インターンシップ (就職支援) 77

## IV 看護学部

- I 全学共通教養科目 80
- II 看護学科 89
- III 教職課程について 103
- IV その他資格・養成講座 107
  - 保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目 108
  - 助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目 109
  - 受胎調節実地指導員資格取得にかかる授業科目 110

## V 規 程 集

- 神戸女子大学学則 (抄) 113
- 神戸女子大学履修規程 125
- 単位認定に関する細則 131
- 全学開放科目 (オープン科目) 受講についての細則 131
- 他大学との単位互換に関する規程 132
- 神戸女子大学における単位互換生受入規程 133
- 他学科科目受講についての細則 134
- 協定交換留学生の単位認定に関する規程 135
- 介護福祉士養成課程履修細則 135
- 社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則 138
- 精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則 140
- 保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則 142
- 助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則 145
- 公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則 148
- 教育実習履修資格についての細則 149
- 栄養教育実習履修資格についての細則 149
- 養護実習履修資格についての細則 150
- 相談援助実習履修資格についての細則 150
- 社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャル  
ワーク実習履修資格についての細則 151
- 精神保健福祉援助実習履修資格についての細則 151
- 精神保健福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャル  
ワーク実習履修資格についての細則 151
- 校外実習履修資格についての細則 152
- 健康スポーツ栄養学科の履修コースに関する細則 152
- 看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則 153
- 神戸女子大学心理学部心理学臨床心理実習履修資格についての細則 153
- 神戸女子大学科目等履修生規程 154
- 神戸女子大学外国人留学生に関する科目等履修生規程 155
- 神戸女子大学転学部転学科に関する規程 156
- 神戸女子大学学位規程 (抜粋) 156
- 神戸女子大学研究生規程 158
- 神戸女子大学外国人留学生に関する学部における研究生規程 159
- 神戸女子大学入学前の既修得単位の認定に関する規程 160
- 神戸女子大学編入学に関する規程 161
- 神戸女子大学再入学に関する規程 162
- 授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程 163
- 不開講科目及び廃止科目に関する内規 164



## I 人材育成・教育研究上の目的と3つの方針について

---



# I 人材育成・教育研究上の目的

## 【健康福祉学部】

### ●人材育成の目的

- ・子どもから高齢者まで福祉社会で求められるあらゆるシーンで、健康と福祉を有機的に連携・理解し、社会が必要とする自立心、対話力、創造性を発揮できる力を持つ人材の育成。
- ・複雑、多様化する社会において福祉需要や新たな福祉課題に対応しうる専門性を兼ね備えた人材の育成。
- ・人の生涯に亘る健康教育やスポーツを栄養面から支えることの出来る基礎的・専門的知識を身につけた、国際人としても活躍できる有為な人材の育成。

### ●教育研究の目的

- ・専門的な福祉援助活動や栄養や運動に関わる活動に精通し、生活の質を向上させるための望ましいライフスタイルを提案できる力を育てる。
- ・福祉のこころと豊かな人間性を育み、健康教育を推進する社会のリーダーとして幅広いフィールドで活躍し、すぐれた問題解決能力を基に、社会の発展と福祉に寄与する真摯な態度で責任を十分に果たす姿勢や意欲を育てる。
- ・地域や国際社会における福祉サービス、健康づくり、食育、スポーツの発展に貢献し、創造性豊かに発展させる能力を育てる。

## 【看護学部】

女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を育成する。

### 大学全体の教育目標

三つの標語		教育目標が示す資質・能力等	資質能力等の内容
自立心	社会において、独立した責任ある人間として行動するために必要な能力・姿勢	主体性	自分の意志・判断で行動する能力・姿勢
		責任感	社会や組織の一員としての自覚を持ち、その規範やルールに従って行動し、その発展に貢献する能力・姿勢
		自己理解	自分自身の性格や価値観を理解する能力・姿勢
対話力	相手の心をよく理解し、自分の意志をしっかりと伝えるために必要な能力・姿勢	協働性	立場や意見の相違を乗り越えて、他者と協力して行動する（協働する）能力・姿勢
		多様性理解	自分とは異なる社会的・文化的背景を持つ人々が存在し、多様な価値観が存在することを理解する能力・姿勢
		表現力	自分の考えを適切な手段・方法で表現し、他者に伝えて、理解を得る能力・姿勢
創造性	自分の力で発想し、自らの力で問題を解決するために必要な能力	論理的思考力	筋道に沿って物事を考え、結論を導く能力
		問題発見力	現状を分析して問題を明らかにし、その解決方法を見出せる能力
		計画・実行力	課題の解決に向けた計画を立て、それを実行する能力

## Ⅱ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

建学の精神に基づき、本学の教育目標及び各学部・学科及び課程の人材育成・教育研究上の目的に定める人材を育成するために、多様な能力を身に付けた学生を求める。

### 【健康福祉学部】

#### ●社会福祉学科

カリキュラム・ポリシーで定める教育内容を全うし、ディプロマ・ポリシーで定める基準に達する見込みがある者として、次のような人物を求めている。

##### 【知識・技能】

- ・高等学校で学んだ基礎的な知識や技能、読解力を備えた者。
- ・人と社会に関心をもち、積極的に関わろうとする者。

##### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・自分や家族、友人、社会が生活の中で直面している問題を発見し、その解決を探究しようとする者。
- ・課題解決のために情報収集し、それを複眼的・論理的に分析する力を育むことのできる者。
- ・学んだ知識や自分の考えを適切にまとめ、関係者へ発信・調整していくコミュニケーション力を育むことのできる者。

##### 【主体性・多様性・協働性】

- ・自分を大切にでき、他者の価値観についても理解し尊重して、人と力を合わせて他者のために幸せな社会を実現したいと考える者。
- ・社会福祉の価値と倫理を身に付け、家庭・地域社会・職場を基盤として幅広く社会貢献したいと考える者。
- ・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の国家資格を取得し、社会福祉等の専門職として活躍したいと考える者。

#### ●健康スポーツ栄養学科

カリキュラム・ポリシーで定める教育内容を全うし、ディプロマ・ポリシーで定める基準に達する見込みがある者として、次のような人物を求める。

##### 【知識・技能】

- ・基礎学力として高校で履修するすべての科目の勉学に励んだ者。
- ・自然科学や人文科学のみならず、教育学や部活動（課外活動）にも関心を持ち、自主的な活動が行える者。

##### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・栄養学及びスポーツ科学の知識を身に付けたいと考える者。
- ・身に付けた知識を活用して、指導ならびに教育を行いたいと考える者。
- ・自らの考え・意見を論理的にまとめ、社会に発信する力を伸ばしたいと考える者。

##### 【主体性・多様性・協働性】

- ・栄養と運動（スポーツ）を通して健康づくりに関する企画を立案し、実行したいと考える者。
- ・栄養・運動（スポーツ）の両面から、共生社会（生徒・児童・アスリート・高齢者・傷病者・障がい者・災害時・他）に貢献したいと考える者。
- ・栄養と運動（スポーツ）を通して、他の職種の人々とともに、国際社会に貢献したいと考える者。

## 【看護学部】

### ●看護学科

アドミッション・ポリシーでは、どのような関心や意欲を持った学生を求めているかをあげ、それらを具体的に表わす学力の要素を示した。

看護学部では、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を養成する。そのため本学部では次のような人材を求めている。

1. 看護職として社会に貢献する意欲のある人。
2. 人との関わりを大切にしたい人。
3. 自らの成長を希求する人。
4. 文化と看護の融合に関心がある人。

#### 【知識・技能】

- ・人文科学や自然科学へのバランスの取れた関心と勉学に励み、基礎学力を有する人。
- ・学習習慣を身につけ、新たな学問にチャレンジすることができる人。
- ・自身の生活を整える力、自立して生活できる基礎的な力を身につけている人。

#### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・本・映画・音楽・スポーツなど人々が生きていくうえで重要な芸術・技能に関心をもつ人。
- ・自分の思いや考えを適切にまとめ、人に伝えることに意欲をもつ人。

#### 【主体性・多様性・協働性】

- ・家族・友人・学校・地域・社会との関わりの中で、主体的な行動を積み重ねていくことができる人。



## Ⅲ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、建学の精神に基づき、自立心に富み、対話力と創造性にすぐれ、人類社会の発展に貢献する女性を育成することを教育目標とする。これら自立心、対話力、創造性を十分に備える者として、知識・技能、能力及び資質が各学部・学科及び課程の定める基準に達しており、且つ所定の卒業要件を満たした者に、学位を授与する。

### 【健康福祉学部】

#### ●社会福祉学科

社会福祉学科では、人権尊重・社会正義・人びとのウェルビーイング（福利）・ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）・ユニバーサルデザインなどの社会福祉の価値・倫理を身に付けた上で、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性が次の基準に達している者に学士（社会福祉学）を授与する。

#### 【知識・技能】

- 1-1 多様な福祉課題を客観的に読み解き、その解決法を見出すために必要な社会福祉の専門的な知識を備えている。
- 1-2 多様な福祉課題の解決に向けて、社会に貢献していくために必要な社会福祉の専門的な技能を身につけている。

#### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

- 2-1 家庭・地域社会・職場などで発生する多様な福祉課題に気づき、それをクリティカルに読み解くために求められる思考力を有している。
- 2-2 多様な福祉課題の解決に向けて、人々の日常生活や社会生活を、福祉の視点で捉えるのみならず、人々の文化的背景も大切にしながら、包括的にマネジメントするために必要な判断力と実践力を有している。
- 2-3 福祉・保健・医療・教育・心理などの専門職から当事者・地域住民まで、幅広い機関・団体や人びととの信頼関係を築き、豊かなコミュニケーションを図るために必要な共感性と表現力を備えている。

#### 【主体性・多様性・協働性】

- 3-1 家庭・地域社会・職場において一市民としての自覚を持ち、また社会福祉専門職としての使命感を持って、社会に貢献していくための主体性を備えている。
- 3-2 現代社会における人びとのダイバーシティ（多様性）を尊重し、すべての人を等しく大切にできる柔軟で寛容な姿勢を有している。
- 3-3 誰もが等しく大切にされる公正な社会を築くために、異なる背景や価値観をもつ人びとも対等かつ民主的な関係性（パートナーシップ）を形成し、協働していく力を有している。

#### ●健康スポーツ栄養学科

全学共通のディプロマ・ポリシーに基づき、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性が、次の基準に達している者に学士（栄養学）を授与する。

#### 【知識・技能】

- 1-1 栄養士として、栄養学的知識はもとより、健康やスポーツに必要な食・栄養・運動に関する基礎的・専門的知識を修得している。
- 1-2 健康の維持・増進やスポーツにおいて必要な食・栄養・運動に関する指導技術を修得している。

#### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

- 2-1 栄養学やスポーツ科学を中心とする領域において、適切な思考・判断ができ、以下の分野において活躍が期

待できること。

2-1-1 小児から高齢者にわたる国民に対し、栄養・運動指導ができる。

2-1-2 アスリートや障害者に対し、栄養・運動指導ができる。

2-1-3 国際貢献ができる能力を持つ。

2-2 社会人として、自ら考えて行動する能力（思考力・自立心）・周囲と情報を交換し共有する能力（コミュニケーション力・対話力）・問題を適切な方向に解決していく能力（問題解決力・創造性）を身に付けている。

2-3 世界の食文化および世界の栄養学的現状を理解し、世界の健康に寄与するリーダーと成りうる資質（自立心・対話力・創造性）を有している。

#### 【主体性・多様性・協働性】

3-1 栄養と運動の関わりに常に関心を持ち、社会人として自ら学ぶ（知識・技術の向上および最新情報の収集を行う）能力を有している。

3-2 国民の保健・医療・福祉のため、自己の知識・技術・経験をもてる限り提供することができる。

3-3 地域や国際社会における健康づくりや食育およびスポーツの発展に貢献しようとする意欲を常に有している。

### 【看護学部】

#### ●看護学科

ディプロマ・ポリシーでは、看護学科学士課程で身につけるべき能力（看護実践力・人間力・専門職業人・調整力）をあげ、それを実現するための具体的な学力の要素を示した。

以下の能力を身につけ、本学科のカリキュラムに定められた所定の単位を修得した者に学士（看護学）の学位を授与する。

1. 地域の保健医療福祉システムの中で生活している人々に対して看護ケアを自立して行う基礎的能力が身についている。

2. 専門職業人として、生涯にわたって職業創造をしていく基礎的能力が身についている。

3. 医療専門職として、倫理的実践および道徳的態度が身についている。

4. 地域全体の保健医療福祉システムの中で、看護職間や他職種間で連携・協働していく基礎的能力が身についている。

#### 【知識・技能】

1-1 （プロフェッショナリズム）

生命、人の尊厳を尊重し、人々の基本的人権を擁護する看護を実践することで、自立した看護専門職としての使命・役割と責務を果たすことができる。

1-2 （科学的根拠に基づいた課題対応能力）

人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和のために科学的根拠に基づいた専門的知識と技能が身についている。

1-3 （人が病むことへの関心と理解）

生活者としての視点から病む人に寄り添い、病むことへの理解を深め、集団・地域・社会といったコミュニティと人を育む力が身についている。

#### 【思考力・判断力・表現力等の能力】

2-1 （人間性の涵養）

多様な社会・文化の中で生活している人々への真摯な向き合いから生涯にわたって自己の人間形成を図るとともに、科学的思考、倫理性、国際性が身についている。

2-2 （看護の表現力）

自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して自らを律していく力や他者と関わっていく力や社会に提言していく力が身についている。

2-3 （倫理的実践と道徳的態度）

看護実践における倫理の重要性をふまえ、倫理原則、倫理的判断過程、思考方法を学び、看護実習をとおして道德的態度が身についている。

【主体性・多様性・協働性】

3-1 (社会参加)

社会参加を前提として自ら学び、最新の専門的知識・技能を探究していける。

3-2 (協働・協力)

保健医療福祉の連携の中で協働・協力して自ら活動していける。

## IV 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

建学の精神に基づき、本学の教育目標及び各学部・学科及び課程が定める人材育成・教育研究上の目的を達成するための教育課程を編成し、自立心、対話力、創造性を培う教育内容及び方法を実施する。

### ■全学共通教養科目

建学の精神および、自立心、対話力、創造性という教育目標に基づき、各学科の教育目標の共通基盤となる〈基礎力〉養成を基本教育目標とする。具体的には、以下の目的を達成する為のカリキュラムを編成する。

1. 大学生としての基本的マナーと基本学習スキルを習得する。(基幹科目〔基礎〕)
2. 基礎体力を養う。(ウェルネス科目)
3. 理解力としての日本語能力、コミュニケーション力としての口頭および文章による表現力を養う。(基幹科目〔基礎〕)
4. 国際的対話力としての外国語能力を習得する。(語学科目)
5. 情報化時代に対応できる情報リテラシーを習得する。(情報科目)
6. 幅広い教養を身に付け、創造力を養う。(一般科目、演習科目)
7. 社会貢献、地域貢献のための社会的実践力を養う。(基幹科目〔地域〕)
8. 女性としての自立した生き方、ライフプランを考える。(基幹科目〔女性〕)

### 【健康福祉学部】

#### ●社会福祉学科

学生がディプロマ・ポリシーに定める基準に達成できるよう、以下のように教育課程を編成する。

#### 【教育課程の編成】

- ・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の、3つの国家資格の取得に対応した教育課程を編成する。
- ・課程内に『学科共通』・『社会福祉・精神保健福祉士・介護福祉士専門系』の、大きく2つの科目群を設け、各科目群に適切に科目を配置する。

#### 【教育内容】

##### (1) 学年ごとの教育内容

- ・1年次では、学科教育への導入科目となる「基礎演習」や「ボランティア活動論」を設け、ボランティア活動、地域学習の参加を積極的に推進して社会福祉の基礎を身につけるよう教授する。「基礎演習」では、8名程度の小グループ毎に通年での指導を行う。また、「現代社会Ⅴ」では専任教員がオムニバス形式で、それぞれの専門領域の観点から現代社会福祉の実像を教授する。さらに、全学共通教養科目の履修を通じて、幅広い知識と教養を身につけるよう指導する。
- ・2年次では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の各国家資格に準拠した専門教育を充実させる。一方で、国家試験指定科目に特化しない多様な選択科目を設け、グローバル(グローバル&ローカル)な視点から生活、福祉、文化を考える力を身につけるよう教授する。さらにボランティア活動、海外留学などで学習形態の幅を広げるとともに、「社会福祉特講」や「医療福祉論」といった科目を配置し、様々な視点から社会の福祉課題に関心を深めることを目指す。
- ・3年次では、専門分野の深化を図るとともに、国家試験対策を開始する。また「専門演習」等の科目においては、社会福祉領域のなかでもさらに関心の深いテーマについて専門の教員の指導を受ける。さらに、「国際健康福祉プログラム」の履修を通じて、国際的に活躍できる素養を身に付ける。
- ・4年次では、卒業論文を作成する。卒業論文発表会ではプレゼンテーションもを行い、4年間の学びの集大成とする。

また、3年次から行う国家試験対策をさらに強化して、国家試験合格を目指す。

## (2) 科目群ごとの教育内容

### 『学科共通』

人権尊重・社会正義・利用者の最善の利益・ウェルビーイング（福利）等に基づく社会福祉の理念を理解し、福祉の理論や制度、福祉行政について学習する。地域貢献などを通して社会の福祉課題に関心が持てるような教育を行う。さらに、国家資格取得に特化しない多様な選択科目を設定し、グローバル（グローバル&ローカル）な視点に基づく国際交流など多様な教育方法を用い、生活・福祉・文化を考える力を養う。

### 『社会福祉・精神保健福祉士・介護福祉士専門系』

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の各国家資格基準に準拠した専門教育を行う。資格別に履修方法を工夫し、社会福祉の専門性の深化を図りながら国家資格の取得を目指す。

### 【教育方法】

- ・学内での講義・演習の授業で専門知識・技術を身につけるとともに、実習を通じて学んだ知識・技術を応用し統合することで、修得した知識を知恵に転換し、社会福祉専門職としての価値・倫理や、専門職に求められる実践能力を育成する。
- ・社会福祉に関する様々な立場やフィールドに通じることにより、自らも家庭・地域社会・職場における一市民であることの自覚を持ちながら、専門職として使命感を持って社会に貢献していくための主体性を育成する。さらに、異なる背景や価値観をもつ人びとも対等かつ民主的な関係性（パートナーシップ）を形成し、協働していく力を育成する。
- ・実習の前後に履修する演習では、専門職に必要な自己覚知を促すとともに、実践の場で必要なコミュニケーション能力、対人支援能力、問題解決力を育成する。
- ・ボランティア活動や地域貢献プロジェクト等を通じて、家庭・地域社会・職場などで発生する多様な福祉課題に気づき、それをクリティカルに読み解くために求められる思考力を育成する。また、様々な立場の人びとも信頼関係を築き、豊かなコミュニケーションを図るために必要な共感性と表現力を育成する。
- ・卒業論文の作成により、これまでに学んだ知識の統合を図るとともに、論文完成に至るプロセスを通じて、問題発見能力・協働性・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力などを育成する。3年生進級時に、教員の専門テーマを元に学生がゼミを選択し、4年生では、卒業論文テーマを決定し修得した学習内容について研究を深めていく。
- ・国家試験対策については、国家試験等対策室が、それぞれ養成課程ごとに国家試験対策活動計画を立案し、年間を通じて学習支援を行う。受験に向けて、学習グループの形成や自主学習のサポートを行うとともに、模擬試験の実施や、教員による補強講座、挑戦講座、特別講座、外部講師を招聘しての対策講座などを開講する。試験で求められる専門知識等の補強を行いつつ、学習意欲を引き出す重層的な支援を行う。

### 【学習成果の評価方法】

- ・講義科目では、授業態度、小テスト及び期末最終試験の結果、レポートなどを勘案し、授業内容の理解度や、学習到達度を測定して総合的に評価する。
- ・演習科目では、授業態度、課題への取り組み、授業内での発表の内容、レポートなどから、授業内容の理解度や、学習到達度を測定して総合的に評価する。
- ・実習科目では、まず学生・施設実習指導者・担当教員の三者で行うカンファレンスや、実習記録等に基づき、実習終了時点までの評価を行なう。実習終了後には、実習指導内容、取り組む姿勢、提出した課題、実習指導者の評価を基に、実習報告書作成などを通じて担当教員が総合的に評価する。なお、採点・合否判定の際には、各段階・種別ごとの到達目標に基づき作成する、各養成課程に対応した実習評価表を用いる。実習態度については、実習を通じた体験やグループ活動における主体性や、実践に向けての意識転換、また、第三者への発表や働きかけの内容によって評価をする。
- ・「国際健康福祉プログラム」における海外研修については、研修中に学んだ新しい価値や文化、自らの課題や夢を創造するための能力を、報告書にまとめて発表し、主体性や多様性の修得度について評価をする。

- ・卒業論文については、論文の内容だけでなく、卒業論文発表会におけるプレゼンテーション・発表態度なども踏まえて、総合的に評価する。さらに、論文完成に至るプロセスにおいては、問題発見能力・協働性・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力などに着目し、評価の対象とする。

## ●健康スポーツ栄養学科

学生がディプロマ・ポリシーに定める基準に到達できるよう、次のように教育課程を編成する。

### 【教育課程の編成】

- ・人間栄養学に立脚し、「健康」を支え、「QOL（生活の質）」の向上を図るための「食・栄養」と「運動・スポーツ」について、栄養士としての能力を獲得した人材の輩出を目指すカリキュラム（栄養士養成指定科目）体系を構築している。
- ・栄養に関わる科目のみならず、運動・スポーツの科学的かつ実践的学習ができる科目を加えており、栄養と運動・スポーツの両面から「健康」に関する専門的教育を行うカリキュラムを編成している。
- ・「栄養士関連科目」「ライフサイエンス関連科目」「健康・福祉関連科目」「スポーツ栄養関連科目」「健康と運動関連科目」「運動・スポーツ指導関連科目」「その他」「導入教育」「単位互換科目」の9つの科目群に、適切に科目を設置している。
- ・「健康栄養コース」「健康スポーツコース」を設置し、体系的な学習を促している。「健康栄養コース」では、栄養士として必要な知識を身に付け、主として人間が健康長寿を全うするために必要な知識を学び、科学的根拠に基づいた実践および指導ができる能力を身に付ける。「健康スポーツコース」では、栄養士として必要な知識を身に付け、主として人間が人生を楽しむため、あるいはアスリートとして競技に臨むため、さらには中高保健体育教諭になるために必要な知識を学び、科学的根拠に基づいた実践および指導ができる能力を身に付ける。

### 【教育内容】

#### (1) 学年毎の教育内容

- ・初年次では、「食・栄養」を中心とした栄養学総論・調理科学・健康管理概論などの導入教育と、これからの4年間に身に付けるべき知識と技術についての概念を形作るための「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を設定し、大学教育における主体性を身に付け、2年次以降の学習の基盤を作る。さらに、栄養教諭、保健体育教諭を目指す者にはその基礎的知識を身に付ける学年とする。
- ・2年次では、栄養士免許取得のための解剖生理学・食品衛生学・応用栄養学・給食運営管理実習などの「栄養士関連科目」と、運動・スポーツについての基礎を学ぶ運動プログラム論・機能運動論などの「健康と運動栄養関連科目」を根幹に設定し、保健体育免許取得のための科目も数多く配置し、健康や運動・スポーツに精通する栄養士となるための知識と技術の獲得を目指す。
- ・3年次では、健康についてグローバルな視野から考えるための「健康・福祉関連科目」と、健康運動実践指導者の資格取得のため、および、運動指針に基づく健康づくりと身体機能の維持・改善について学ぶ「運動・スポーツ指導関連科目」を設定し、健康のスペシャリストとなるための知識と技術の習得を重視する。さらに「専門演習Ⅰ・Ⅱ」では、次年時に行う卒業研究（卒業論文作成）に向けた知識の獲得やテーマの構築・研究態度の養成を行う。
- ・4年次では、「食・栄養」と「運動・スポーツ」の関わりについて専門的知識と専門的技術を身に付け、加えて卒業論文を作成し、学びの集大成とする。

#### (2) 科目群毎の教育内容

- ・「栄養士関連科目」に属する科目群では、健康の維持・増進、疾病・障害の予防についての科学的知識と実践力および指導力を身に付ける。
- ・「スポーツ栄養関連科目」に属する科目群では、運動・スポーツの現場において必要な科学的知識と実践力および指導力を身に付ける。
- ・「運動・スポーツ指導者関連科目」に属する科目群では、球技・水泳・陸上運動・武道などのさまざまな運動・スポーツを通してスポーツの魅力や体を動かす楽しさを修得し、指導力を身に付ける。
- ・「健康と運動関連科目」に属する科目群では、病気の予防や応急手当についてなど健康を維持・増進するために必

要な知識と指導力を身に付ける。

- ・「ライフサイエンス関連科目」に属する科目群では、人間社会において必要な経済活動・食品機能などについての知識を身に付ける。
- ・「健康・福祉関連科目」に属する科目群では、地域社会・国際社会における健康・福祉・災害と食・栄養についての幅広い知識と実践力および指導力を身に付ける。
- ・「その他」に属する科目群では、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業論文」により、大学における学びの姿勢・研究態度の養成・学びの集大成を行う。
- ・「導入教育」に属する科目群では、高等学校における生物・化学の復習から、栄養学への発展（導入）が円滑に行われるように知識の整理を行う。
- ・「単位互換科目」に属する科目群では、他大学における授業を履修することにより、広い視野から自らの専門分野を俯瞰する能力を身に付ける。

#### 【教育方法】

- ・本学科では、本学の教育理念「自立心・対話力・創造性」に基づき、栄養士として、栄養学的知識はもとより、健康や運動・スポーツに必要な食・栄養に関する基礎的・専門的知識および指導技術を有する女性を育てることを重視している。
- ・各科目には、専門的知識と技能を有する専任教員を配置するとともに、きめ細かい教育を行うため、専門的知識と技術を有する非常勤講師や学外特別講師を臨機応変に招聘し、時代に適した人間栄養学を実践する栄養士を養成するカリキュラムを構築している。特に、国内においては、地域に存在するアマチュアまたはプロスポーツチームとの連携・協力、行政との協働、医療施設や食品会社との協同事業への参加など、多くの実践的学修の機会を設けている。小中高の教諭を目指す学生には「栄養と運動の分野から生涯にわたり健康を保てるよう、小中高の児童・生徒の心と身体を育むこと」ができる教育カリキュラムを準備している。さらに国外の大学・施設との交流や共同プロジェクトなども積極的に行っており、学内における通常の学びや実験（実習）の充実のみならず、卒業までに身に付けるべき能力を獲得させることを目指している。

#### 【学修成果の評価方法】

- ・本学科では、試験やレポートならびに実技による評価に加え、グループワークへの貢献度やその内容についても評価を行う。すなわち、単なる知識の取得のみならず、教授された知識を基に、得られた結果について考察する能力を身に付けたか、また、疑問を解決するために成すべき努力を自ら率先して発揮できるかどうか、様々な方法による評価を行う。
- ・卒業論文の作成に当たっては、論文作成への取り組み（研究への積極性・科学的評価の方法・文章作成能力）などについて多様な評価をルーブリックを用いて行い、卒業論文発表会を実施して、客観的評価も行う。

### 【看護学部】

#### ●看護学科

看護学科の特色は、総合的存在としての人間への深い関心と理解をもとに、地域で生活している様々な健康レベルの人々のそれぞれの暮らしが成り立っていくように、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職の能力を培うところにある。

#### 【教育課程の編成】

看護学科の教育課程は、まず、看護師、保健師、助産師に共通した看護学の基礎の上に、それぞれの活躍する場において健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護実践能力を養う課程であること、次に卒業後の看護実践能力の発展や継続的向上及び看護師、保健師、助産師としてのキャリアの継続を含めた生涯教育を視野に入れた教育課程であること、さらに看護学の基礎の上に健康教育、健康管理などの分野で活躍できることを視野に入れた養護教諭課程であることを念頭において編成する。

#### 【教育内容】

- (1) 学年ごとの教育内容

- ・初年次では、全学共通教養科目の「基礎Ⅰ」において、看護学科の教育理念と教育目標を理解するとともに、大学生として必要とされる基本的な学習方法や態度を学び、さらに看護職が活躍している様々な場や看護職の役割を知って、自分自身の将来像を描き、目標を立てられるようにする。また、主に全学共通教養科目を通して専門職としての基礎力を養うとともに、2年次以降の専門科目を学習するための基盤を作る。
- ・2年次では、専門基礎科目と専門科目の講義及び演習・実習を通して、主に看護実践に必要となる専門的知識・技能の獲得を目指す。
- ・3年次では計10単位の実習を配し、看護実践に必要となる専門的知識・技能の獲得を重視する。
- ・4年次では、総合実習・課題探究を通して4年間で学んだ知識、技能などを統合するとともに、専門職業人として、看護師、保健師、助産師、養護教諭としてのキャリアの継続を含めた生涯にわたって職業創造をしていく能力を養う。

## (2) 科目種別毎の教育内容

- ・看護教育における演習とは、講義の抽象と実習の具体を結びつけるものである。学生は知識による抽象から実習の具体の間を常に行きつ戻りつつも、学び方を学ぶ力を身につける。1年生の前期科目「コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ」から基礎看護技術教育を開始し、1年生後期科目から本格的な看護技術演習を展開する。
- ・実習は、学生を看護の実践者として、さらには人間としてその可能性を育んでくれる場であり、学生が看護の対象となる病気とともに生きる人、地域で健康を気遣いながら生活している人、さらにはそれらの人々が生活する地域を理解していく場として位置づける。さらに看護学実習は、学生が臨床の場で看護実践過程や医療職の協働・連携を学び、看護の本質を修得していくために欠かせない教育である。本学では、看護学実習で学生が身につけることとして下記の7項目を設定する。

1. 対話する力（聞く力・話す力）
2. 看護の対象となる人々の状況に関わる力
3. 苦痛や苦悩を理解する力
4. 子どもから高齢者まで地域で生活している人々から学ぶ力
5. 常に地域の視点をもって看護を展開していく力
6. 看護基礎教育で修得すべき看護の実践力
7. 看護師間や他の医療職等と協働・連携していく力

## (3) 科目群毎の教育内容

- ・全学共通教養科目は、学生が生涯にわたって自己の人間形成を図る土台を築き、科学的思考、倫理性、国際性を身につけた専門家となるための基礎力を培うことができる内容で構成する。
- ・専門科目は①専門基礎科目、②コミュニティケアシステム領域、③医療看護領域、④成育看護領域、⑤統合看護科目で構成する。

### ① 専門基礎科目

専門基礎科目は、他の学問分野で教養教育科目の中では取り上げられないが、看護学を学んでいく上で必修として学ぶべき科目や、看護学を学ぶ上で基礎的に必要な科目を教授する。ここでは、社会福祉社会保障論・活動論、医療と法、生命倫理、発達心理学、国際保健、医療英語、コミュニケーション論などを設ける。

### ② コミュニティケアシステム領域

コミュニティケアシステム領域は、看護学の構成要素である、人、健康、環境（生活状況を含む）、看護実践の4つの基盤となる概念、看護学の歴史について教授する。さらに、地域医療・保健・看護を推進していくために生活援助学、老年看護学、在宅看護学、地域看護学、公衆衛生看護学の看護専門分野を配置し、それを有機的に関連させ統合していくためにコミュニティケアシステム論、予防看護論、看護情報学を設ける。

### ③ 医療看護領域

医療看護領域は、看護学の基盤である人間の心身の構造や機能、心身の健康増進、病気の予防、病気の治癒・回復を支援していくための看護の専門的な知識と技能を教授する。ここでは、心身の統合体であり、生活者としての人間への理解を基にした看護支援の知識と技能を教授するために急性期看護学・慢性期看護学・治療看護学、



精神看護学、看護病態学の看護専門分野を配置し、それを有機的に関連させ統合していくために医療ケアシステム論を設ける。

#### ④ 成育看護領域

成育看護領域は、母性・父性、母子、こども、学童・生徒、家族を対象として、健やかな成長、出産や小児期の病気といった健康上の課題や成長発達課題に対して、教育的支援について看護の専門的な知識と技能を教授する。ここでは、小児看護学、家族看護学、母性看護学、助産学を配置する。

#### ⑤ 統合看護科目

統合看護科目は、1年次から4年次を通して学生が「看護学とは何か」「看護職は何をする人なのか」「看護が対象とするものは何か」「臨床の看護課題は何か」について問い続け、学び、看護の実践者・専門職としての自立を支援していくために教授する。まずそのために、「学びのグループゼミ」を1年次から4年次の共通クラスとする。学びのグループゼミにおいて、1・2年次生は「今、何のために何を学ばなければならないか」を学び、「自分たちの目指すべき目標」を定める。また3年次生は「自分たちの看護実践をプレゼンテーションする」ことで質問や助言を得て実践を吟味することや実践者の責務を学ぶ。4年次生は、1年次から学んだ全ての科目、総合実習（在宅・地域看護）、課題探究（実習を含む）、及び学びのグループゼミにより、看護学の学びを統合していけるようにする。

なお学びのグループゼミでは、3年次生をコミュニティのコアグループとし、学習の進展、臨床の知の創出、コミュニティの発展に中心的な役割を果たしていく人と位置づける。一方、4年次生はコーディネーターとして、身近なところで実践の手ほどきを伝授し、相談できるアドバイザーとして活動する。1・2年次生は、コミュニティの中で看護実践に関心を寄せ、自分の実践の中に部分的に活用していきながら、コミュニケーションのとり方、看護実践の倫理や臨床的判断過程を学ぶ。

#### 【教育方法】

- ・看護学科では、教育目標の達成に向けて講義・演習・実習の授業形態を採用する。特に、実習は、学生を看護の実践者として、さらには人間としてその可能性を育んでくれる場、学生が看護の対象となる病気とともに生きる人、地域で健康を気遣いながら生活している人、またそれらの人々が生活する地域を理解していく場ととらえている。また、学生が臨床の場で看護実践過程や医療職の協働・連携を学び、看護の本質を修得していくために欠かせないものと位置付けている。各実習を履修する前には関連する講義科目、それに関連する演習科目が生まれ、実習での学習が効果的に行えるよう配置する。
- ・必修としている演習科目は7科目ある。1年次で学ぶ2科目（コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ、生活援助論）では、主に生活援助に必要な基本的知識を使い、援助を実践していく過程を学習する。看護者側だけでなく、療養者の立場で援助を受ける体験をし、援助を受ける意味を考えるなど、振り返りを通して学べるよう指導する。2年次で学ぶ3科目（治療看護論、コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ、成育看護技術演習Ⅰ）、3年次で学ぶ2科目（成育看護技術演習Ⅱ、治療療養支援技術演習）では、主に病気と治療に対する人の反応をアセスメントする方法や看護の対象となる人の生活上・療養上の健康課題に対し、対象者の状況に応じた看護援助を行うことができるように、病室や生活の場を設定した演習室で実践的に学んだり、グループワークやロールプレイを用いた事例演習を通して学べるよう指導する。
- ・演習科目では1学年を2グループ（各40名程度）に分けて授業を行うなど、学生が知識とともに技術や態度をより具体的に学べるようにする。
- ・必修としている実習科目は、教育課程の編成の考え方に従って第Ⅰ段階から第Ⅲ段階の構造とする。第Ⅰ段階では、地域で暮らす人々とその地域にあるコミュニティのつながりを知る機会を得ながら、看護の対象となる人々に関心を向けられるよう指導する。第Ⅱ段階では、病気の診断・治療のために入院や通院をしている人々を対象に、健康の回復、苦痛の緩和、疾病の予防、健康の増進を支援する看護過程の展開が学べるよう指導する。第Ⅲ段階では、3年生までに学んだ看護の知識・技術を統合しながら、総合実習で地域・在宅への看護の継続性を学び、さらに課題探究で看護実践を探究できるように指導する。その他選択科目として保健師に関する実習、助産師に関する実習、養護教諭（一種）に関する実習を配置し、それぞれの専門的な活動に必要な知識・技術を習得できるように指導する。

- ・実習科目では看護の実践力を効果的に育むため、1病棟ごとの学生配置を5名程度にするなど、小グループでの学習を行う。

**【学修成果の評価方法】**

- ・学習成果の測定方法は科目により異なるが、授業に取り組む態度、試験・レポート等を勘案して、講義科目の目標達成度を測定して総合的に評価する。
- ・演習・実習科目については、演習・実習への参加態度、演習・実習内容、実習記録・レポート等に基づき、科目の目標達成度を測定して総合的に評価する。

## Ⅱ 学修の基本姿勢・履修の案内

---

履修から成績・資格まで

# I 学修の基本姿勢

学生の皆さんは、大学でどのような基本的姿勢で勉強しなければならないか、まずこの基本的な勉強姿勢が確立していないと、4年間の大学生活の方向が定まらず、無味乾燥で、苦しいもの、窮屈なものに感じられたり、不満と挫折感に満ちたまま終わったり、途中で落伍することも起こりかねません。

「情報化時代」、「情報化社会」などの言葉が示すように、現在、私たちは、好むと好まないにかかわらず、多種多様の情報の渦巻のなかで生活することを余儀なくされております。このような状況のなかで生活しなければならない私たちにとって、最も大切なことは、多様な価値観を身につけ、中正な立場から“ものごと”を洞察して、本当に正しいもの、真なるものを選び出す力を養うことです。そうでないと、いろいろな多くの“ものごと”のなかで、何が“真理”なのか、“正義”であるかを識別できません。よく「価値観の相違」であるとか、「価値観の多様化」などといって、“ものごと”を軽く扱ったり、いいかげんにしておく習慣のある人がいます。また、いとも簡単に、真理とか正義の名をかたって、自分の言い分を正当化しようと試みる人もいます。しかし、真理や正義は、軽い扱い方や、いいかげんな仕方で見抜けるものではないし、意識的あるいは無意識的に、片寄った立場から、“ものごと”を観たり、考えたり、判断したり、それに基づく行動をしては、本当の真理や正義に到達できるはずがありません。どのような立派な絵画を鑑賞しても、軽く覗き見したり、色眼鏡をかけて眺めたのでは、その絵画の真価を理解できないのと同じでしょう。そのような姿勢や習慣は、真理や正義から遠ざかったり、逃避したりする姿勢や習慣であって、学問をする姿勢や習慣ではありません。

学問をする姿勢は、偏することなく中立で、真剣かつ謙虚でなければなりません。本学の教育綱領に「謙虚にして愛情深く」とか「広い視野と深い洞察とを身につけ」とか「健康にして柔軟な心身の持ち主となり」などと記されていることはこのような姿勢と習慣で勉強してはじめて、教育基本法前文にうたわれ、本学建学の精神に掲げられている“真理と正義を愛する人”、識見高く、“心情豊かな女性”となって、真に“平和的な国家および社会の形成”に寄与する女性に成長することができるのです。

## II

# 履修の案内

### 1. 授業科目

皆さんが、大学生活をすこやかに充実した日々のもと卒業をめざすために、学修の基本的姿勢を堅持しながら、次の教育課程及び各科目を正しく履修し、所定の年限内に本学卒業に必要な単位を修得し終わるように努力しなければなりません。

#### 1) 教育課程（カリキュラム）

全学共通教養科目と専門科目に分けて編成され、それぞれ修得しなければならない最低修得単位数が定められています。

また、各授業科目には、必修、選択必修、選択、自由の科目があり体系的に修得できるよう各年次に配当され、これらの科目の概要は次のとおりです。

##### 必修科目

必ず履修し、単位を修得しなければならない科目

##### 選択必修科目

いくつかの科目群の中から、履修しようとする科目を選択し、その科目を必ず履修し単位を修得しなければならない科目

##### 選択科目

履修希望の科目を選んで履修し、単位を修得する科目

##### 自由科目

希望により自由に履修し単位を修得することができるが、卒業要件の単位には含まれない科目

#### 2) 単位互換科目等

他大学と本学との協定に基づいて、本学以外で受講した授業の単位を本大学で修得したものとしてみなされるものを単位互換といい、全学共通教養科目又は専門科目について単位が認められます。

#### 3) 資格等に必要科目

上記の他、学科・専攻によって各種免許・資格に関する授業科目が開設されています。これらは、免許・資格を取得する上で必要な科目です。

#### 4) 卒業要件に含まれない科目

前述の各種免許・資格の取得を目的として開講されている次の科目については、卒業要件単位には含まれません。ただし、各学科の専門科目として開講されているものは除きます。

- ・教職に関する科目
- ・インターンシップ科目
- ・自由科目

#### 5) 他学科受講科目

当該学科の専門科目を受講する以外で、他学科の専門科目を受講を希望する者は32単位を限度として受講することができます。22単位以内は卒業単位に含まれます。(他学科科目受講についての細則参照)

## 2. 時間数と単位

### (1) 授業時間

2022年度より、授業改革として授業時間を1時限（コマ）を90分から105分に改め、授業回数を13回としました。週1時限（コマ）の授業科目の場合、授業時間は半期105分×13回＝1,365分（実時間数）となります。

### (2) 時間数と単位について

授業時間と単位数について、大学設置基準第21条及び学則第22条に次のように定められています。

#### 神戸女子大学学則

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

日本のほとんどの大学では、慣例的に「実時間90分」を2時間の学修時間（「実時間45分」を「1時間の学修時間」）とみなしており、大学設置基準・学則上の時間数と実時間数は以下のような関係となっています。

大学設置基準・学則上の時間数		実時間数（分）
15時間	→	15（時間）×45（分）＝675分
30時間	→	30（時間）×45（分）＝1,350分
45時間	→	45（時間）×45（分）＝2,025分

・講義科目（1単位の必要な授業時間数は15時間）

$$\boxed{\text{毎週105分の授業}} \times 13 \text{ 週} = 2 \text{ 単位} \cdots \cdots \text{ 半期科目}$$

・演習科目（1単位の必要な授業時間数は30時間）

$$\boxed{\text{毎週105分の授業}} \times 13 \text{ 週} = 1 \text{ 単位} \cdots \cdots \text{ 半期科目}$$
$$\times 26 \text{ 週} = 2 \text{ 単位} \cdots \cdots \text{ 通年科目}$$

・実験・実習・実技科目（1単位の必要な授業時間数は45時間）

$$\boxed{\text{毎週160分の授業}} \times 13 \text{ 週} = 1 \text{ 単位} \cdots \cdots \text{ 半期科目}$$
$$\times 26 \text{ 週} = 2 \text{ 単位} \cdots \cdots \text{ 通年科目}$$

\*複数の形態を併用した授業科目、学外における実習および別に定める授業にあつては、この限りとしません。

### (3) 準備学修（授業外学修時間）について

授業科目によって準備学修時間が異なります。シラバスに準備学修時間の目安を記載していますので、シラバスを参考にして準備学修を行ってください。

基本的な授業科目と準備学修時間については、次ページのとおりです。

(例) 半期週1回の授業

区分	単位数	A 必要な学修時間 (1単位あたり45時間)	B 授業時間数 (45分を1時間とみなす)	A - B 準備学修 (授業外学修時間)
講義	2単位	45時間×2単位 = 90時間	105分×1回×13週 ÷ 30時間	90時間 - 30時間 = 60時間
演習	1単位	45時間×1単位 = 45時間	105分×1回×13週 ÷ 30時間	45時間 - 30時間 = 15時間

※実験・実習・実技の科目については、準備学修時間は特別に必要とされていませんが、シラバスを参考に準備学修を行ってください。

半期科目・通年科目

半期科目 前期又は後期の半年間で単位認定を行う科目

通年科目 1年間で単位認定を行う科目（半年ごとには原則として単位を認定しない科目）

### 3. 卒業要件単位

大学を卒業するためには、4年以上在学し、学科ごとに定める教育課程に従って授業科目を履修し、次の表に示す所定の単位以上を修得しなければなりません。(最低修得単位数)

表 令和3(2021)年度入学生(4回生)

学 科	区 分	語 学 科 目 (世界の言語)		全学共通教養科目 卒業要件最低単位数	専 門 科 目	全学共通教養科目 又は 専 門 科 目	卒 業 要 件 単 位 合 計
		語 学 科 目 (世界の言語)	ウエルネス				
健康福祉学部	社会福祉学科	全ての言語の中から 1言語以上選択で 6単位以上	基礎トレーニング1 単位を含み 3単位以上6単位以内	16単位	72単位以上	36単位以上	124単位以上
	健康スポーツ 栄養学科	英語のみで 6単位以上 英語I-1、 英語I-2必修	基礎トレーニング 1単位を含み 3単位以上	16単位	87単位以上	21単位以上	124単位以上
看護学部	看護学科	英語のみで 6単位以上	基礎トレーニングを含み 1単位以上	20単位	98単位以上	6単位以上	124単位以上

- (注) 1. 上記の表は必修科目の単位を含めた単位数である。  
 2. [全学共通教養科目又は専門科目]欄の単位数は、卒業要件単位数合計を充足するために、いずれかで履修するものである。  
 3. p.17の1.-4)の「卒業要件に含まれない科目」の単位は除く。  
 4. 健康福祉学部の〔語学科目(世界の言語)〕の卒業要件単位についての詳細は、p.38を参照のこと。

### 4. 履修登録について

みなさんは、授業を受けて単位を修得するために、所属する学部・学科(課程)で定められたカリキュラムと授業時間割に基づいて、修得しようとする科目を選択し、届け出をしなければなりません。これを「履修登録」といい、自己の責任において行う最も重要な手続きのひとつです。履修登録をせずに授業に出席し、試験を受けても単位は認められません。

#### 4-1. 履修登録の方法

- 履修登録は、前期に通年分の科目(前期科目・後期科目・通年科目)を登録します。1年間の履修計画を立てたうえで登録してください。履修登録・修正期間については KISS システムよりお知らせします。
- WEB(KISSシステム)を使って履修登録を行ないます。学内のパソコンのほか、自宅からもインターネットを経由して登録することができます。WEB履修の操作方法については、別途「WEB履修登録・成績照会操作説明書」及び KISS システムの画面で確認してください。履修登録・削除は、必ずパソコンから行ってください。スマート

フォンの使用は、閲覧のみとしてください（不具合を起こすことがあります）。

3. 各学期に定められた期間内に、修得しようとする科目の登録・変更・削除を行ってください。各学期とも、履修修正期間を過ぎての登録・変更・削除は原則として認めません。
4. 全学共通教養科目及び専門科目等についてよく理解し、履修する科目の曜日・時限を確認したうえで履修計画を立ててください。

## 4-2. 履修登録の諸条件

1. 科目ごとに配当学年（履修の対象となる学年）が定められています。配当学年が自分の所属する学年より下の学年の科目は受講できますが、上の学年の科目を受講することはできません。
2. 科目により受講するクラスが指定されている場合があります。自分に配当されたクラスをよく確認し、必ずそのクラスで履修しなければなりません。
3. 担当者や内容が異なっても同じ科目名である場合は、同じ学期内に2つ以上履修することはできません。  
例）語学科目や教養演習など
4. 前学期までに修得した単位の科目を再度履修することはできません。
5. 実習や集中講義等一部の科目を除き、同一の曜日・時限に2つ以上の科目を履修することはできません。
6. 1年間で履修登録できる単位数には制限があります。この制限単位数を超えて履修することはできません。  
（4-6. 履修制限（CAP制）についてを参照）
7. 履修登録期間終了時（履修修正の期間は含まない。）に受講者数が5名以下の科目は、授業不開講となる場合があります。
8. 全学共通教養科目については、履修登録期間終了後、履修登録者数が、教室収容定員を大幅に超えた場合等は、履修の制限、抽選、他の時限への移動推奨などの措置をとることがあります。

## 4-3. シラバス

シラバスとは、それぞれの授業の詳細を記載しているものです。履修する前には必ずシラバスで詳細を確認してください。

本学のシラバスには、科目名称、担当教員名、開講学期、授業形態、単位数、ナンバリングコード（授業の体系）、到達目標、授業概要、アクティブラーニングの形態、準備学修と時間、授業計画、成績評価方法、フィードバックの方法、教科書、などの様々な項目が掲載されています。

その授業がどのような内容なのか、自分の目的や興味関心に合う授業であるか、どのような知識・能力を修得できるかを事前に確認したうえで、到達目標やその進度を把握しながら計画的に学びを進められます。

KISSシステムの履修登録画面や時間割の画面で科目名称をクリックするとシラバスが表示されます。

## 4-4. 神戸女子大学「ナンバリングコード」について

### 1. ナンバリングコードとは

神戸女子大学では、学生がカリキュラムを体系的に理解し、適切に順序立てて履修計画を立てることができるよう、全ての授業科目を分類し、学問分野や難易度などを番号等で明示する「ナンバリングコード」を導入しています。

「ナンバリングコード」は、各科目のシラバスに明示されていますので、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーと併せて、4年間の学修計画に役立ててください。



2. ナンバリングコードの例

**NN B 2 - 001**

1・2桁目	3桁目	4桁目	5桁目
学科・専攻コード	学問分野	授業科目の水準	識別番号（通し番号） 数字3桁
例 NN：看護学科	B：生物系	2：学部の発展的、応用的な内容の科目	001

3. コードについて

【学科・専攻コード】

学部・研究科等	学科・専攻等	学科・専攻コード	学部・研究科等	学科・専攻等	学科・専攻コード
全学共通教養科目		GS	大学院共通科目		GC
文学部	日本語日本文学科	LJ	文学研究科 博士前期課程 博士後期課程	日本文学専攻	BJ
	英語英米文学科	LE		英文学専攻	BE
	国際教養学科	LG		日本史学専攻	BH
	史学科	LH		教育学専攻	BK
	教育学科	LK			
家政学部	家政学科	HH	家政学研究科 博士前期課程	食物栄養学専攻	MS
	管理栄養士養成課程	HD		生活造形学専攻	MI
健康福祉学部	社会福祉学科	WW	家政学研究科 博士後期課程	食物栄養学専攻	DS
	健康スポーツ栄養学科	WH		生活造形学専攻	DI
看護学部	看護学科	NN	健康栄養学研究科 修士課程	健康栄養学専攻	GH
心理学部	心理学科	PP	看護学研究科 博士前期課程	看護学専攻	MN
			看護学研究科 博士後期課程	看護学専攻	DN

【学問分野】

学問分野	具体的な学術分野	コード
総合系 (Integrated Disciplines)	情報学、環境学、複合領域（生活科学、博物館学、地理学、健康・スポーツ科学）等	I
人文社会系 (Humanities and Social Sciences)	総合人文社会、人文学、社会科学	H
理工系 (Science and Engineering)	総合理工、数物系科学、科学、工学	S
生物系 (Biological Sciences)	総合生物、生物学、農学、医歯薬学	B

【授業科目の水準】

授業科目の水準	コード
学部の基礎的、入門・導入的な内容の科目	1
学部の発展的、応用的な内容の科目	2
学部の実践的・専門的に高度な内容の科目	3
学部の卒業論文・卒業研究関連科目	4
大学院（博士前期・修士）の基礎的な内容の科目	5
大学院（博士前期・修士）の発展的な内容の科目	6
大学院（博士後期）の専門科目、研究指導科目	7
レベル分けに適さない科目	8

#### 4-5. 各種手続きについて

受講人数に制限がある科目で上限を上回って登録があった場合、抽選など調整を行います。調整結果は KISS システムまたは窓口で連絡します。

#### 4-6. 履修制限（CAP 制）について

##### 令和3（2021）年度入学生

それぞれの学年にわたって適切に授業科目を履修し、授業の予習や復習を無理なくでき、効果的に学習が行えるように、年間で履修登録できる単位数（修得できる単位数ではありません）に制限を設けています。下表に示す単位数を上限とし、これを超えて履修登録することは出来ません。

学部	学科	履修上限単位数（年間）
文 学 部	日本語日本文学科	48 単位
	英語英米文学科	48 単位
	国際教養学科	48 単位
	史学科	48 単位
	教育学科	48 単位
家 政 学 部	家政学科	48 単位
	管理栄養士養成課程	49 単位
健康福祉学部	社会福祉学科	49 単位
	健康スポーツ栄養学科	49 単位
看 護 学 部	看護学科	46 単位

※履修上限単位数（年間）は上記のとおりとするが、新型コロナウイルス対策による特例措置として、令和3年度入学生については資格関係科目（卒業要件単位に含まれない科目）の単位は、履修制限の対象としない。

##### 成績優秀者に対する履修登録単位数上限の緩和

成績優秀者（前年度の年間 GPA3.2 以上の者）は、当年度の履修登録上限単位数に 6 単位を追加して履修登録することができます。

GPA については、p.28 を参照してください。

## 5. 海外留学について

### 5-1. 海外留学（海外地域研修）時の単位認定について

本学が協定している大学、もしくは本学で設けている留学プログラム、語学研修等のうち、単位認定しているものは以下のとおりです。ただし、看護学部の学生は p.88 を参照してください。本年度に実施されるプログラム、日程については、須磨キャンパスは国際交流推進事務室、P I キャンパスは学生課、単位については各教務課で確認してください。

地域	大学名	プログラム(期間)	対象学科	単位認定	履修登録	
アメリカ	ハワイ大学	英語研修 (1ヶ月)	全学科共通	[全学共通教養科目]の「単位互換科目(海外語学演習[ハワイ大学])」として3単位認定する。	不要	
			教育 (義務教育コース)	研修の前後に教育学科独自のオリエンテーションを受け、事後報告の研修レポートを提出することにより、専門科目3単位として認定される(2回生以上)。なお、1回生で研修に参加する場合は全学共通教養科目の単位となる。	不要	
	ピッツァー 大学	短期プログラム (3週間)	国際	[OCP I事前学習](2単位)、[OCP I現地実習](4単位)として個別に認定する。※すでに他の「オフ・キャンパス・プログラムI」に参加した国際教養学科の学生が参加する場合は単位を認定しない。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP I事前学習」(2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。	必要※	
	カリフォルニア 州立 ポリテクニク 大学 ポモナ校	英語学習 & サービス・ラー ニングプログラム (約7ヶ月)	国際	[OCP IV事前学習](2単位)、「OCP IV現地実習」(22単位)として個別に認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP IV事前学習」(2単位)を認定する。さらに「OCP IV現地実習」(22単位)として、2単位と合わせて、24単位を認定する。認定された単位のなかで、22単位を卒業要件単位に算入し、他は自由単位とする。	必要※	
ヨーロッパ	ケント大学	英語研修 (3週間)	全学科共通	[全学共通教養科目]の「単位互換科目(イギリス事情[ケント大学])」として3単位認定する。	不要	
			教育 (義務教育コース)	研修の前後に教育学科独自のオリエンテーションを受け、事後報告の研修レポートを提出することにより、専門科目3単位として認定される(2回生以上)。なお、1回生で研修に参加する場合は全学共通教養科目の単位となる。	不要	
	フライブルク 大学	ドイツ語研修 (約1ヶ月)	国際	[OCP I事前学習](2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。※すでに他の「オフ・キャンパス・プログラムI」に参加した国際教養学科の学生が現地実習のみに参加する場合は、全学共通教養科目として4単位認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP I事前学習」(2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。	必要※	
					[全学共通教養科目]の「単位互換科目(ドイツ事情[フライブルク大学])」として4単位認定する。	不要
アジア	高麗大学	韓国語研修 (3週間)	国際	[OCP I事前学習](2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。※すでに他の「オフ・キャンパス・プログラムI」に参加した国際教養学科の学生が参加する場合は単位を認定しない。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP I事前学習」(2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。	必要※	
	華南師範大学	言語文化学習・ サービス・ラー ニングプログラム (約5ヶ月)	国際	[OCP III事前学習](2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP III事前学習」(2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要※	
		交換留学 (6ヶ月又は1年)	全学科共通		半期(6ヶ月)で14単位を上限として単位認定し、[全学共通教養科目]及び[専門科目]の「単位互換科目」として卒業要件単位に算入する。 ※協定交換留學生の単位認定に関する規程を参照。	不要 ※国際教養学科の学生が1年留学する場合は、「オフ・キャンパス・プログラムIII」(18単位)を含め認定するため、当該科目を教務課にて履修登録する。
台湾	静宜大学	中国語研修 (3週間)	国際	[OCP I事前学習](2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。※すでに他の「オフ・キャンパス・プログラムI」に参加した国際教養学科の学生が参加する場合は、全学共通教養科目として4単位認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP I事前学習」(2単位)、「OCP I現地実習」(4単位)として個別に認定する。	必要※	
				[全学共通教養科目]の「単位互換科目(台湾事情[静宜大学])」として4単位認定する。	不要	
タイ	カセサート 大学	国際ビジネス・ タイ文化学習サー ビス・ラー ニングプログラム (約5ヶ月)	国際	[OCP III事前学習](2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP III事前学習」(2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要※	
	チェンマイ 大学	英語・タイ文化学習 サービス・ラー ニングプログラム (約5ヶ月)	国際	[OCP III事前学習](2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「OCP III事前学習」(2単位)、「OCP III現地実習」(16単位)として個別に認定する。	必要※	
その他	スタディツアー	海外スタディ ツアー(1週間) +国内サー ビス・ラー ニング型 体験学習	国際	「オフ・キャンパス・プログラムI」(国際教養学科)として6単位認定する。	必要	
			他学科	他学科科目受講についての細則に基づき、「オフ・キャンパス・プログラムI」(国際教養学科)として6単位認定する。	必要※	

※国際教養学科専門科目のため、他学科学生は履修できない場合がある。許可された時には、履修登録期間中に「他学科科目受講願」を教務課に提出すること。

## 5-2. 留学後の履修計画書の提出について

前項の海外語学研修、留学等に限らず、私費留学も含めて、夏季・冬季休業中ではない時期に、休学をして海外留学（海外地域研修）を計画する場合は、出発のおよそ1ヵ月前に「留学後の履修計画書」をクラス担任に提出して、特に卒業要件単位（科目）や資格取得単位（科目）について、履修計画に影響がないかどうか、自分でよく計画を立てて出発するようにしてください。

計画書用紙は、教務課にあります。

## 6. 授業・授業時間

[授 業]

KISS システムにて、学年暦を掲載しています。授業期間等については学年暦で確認してください。また、授業には必ず出席し、質問するなどして主体的に学ぶ姿勢が必要です。

[授業時間]

授業時間は右のとおりです。

1 時 限	9 : 00 ~ 10 : 45
2 時 限	10 : 55 ~ 12 : 40
3 時 限	13 : 25 ~ 15 : 10
4 時 限	15 : 20 ~ 17 : 05
5 時 限	17 : 15 ~ 19 : 00

## 7. 休 講

大学の行事あるいは授業担当教員のやむを得ない理由により授業を休講にすることがあります。

1. 大学の行事にともなう休講については、学年暦に記載されていますので、これによってください。
2. 授業担当教員のやむを得ない休講については、届出があり次第、KISS システム等でお知らせします。  
なお、当日になって緊急に表示する場合がありますので、注意してください。
3. 授業開始時刻から 30 分を経過し、担当教員の来室がない場合は、教務課に連絡し指示を受けてください。

## 8. 臨時休講等

### 1. 気象警報発令等による休講

○神戸市に以下の気象警報の何れかが発令されている場合

【警 報】

「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」

【特別警報】

「大雨特別警報」「暴風特別警報」「大雪特別警報」「暴風雪特別警報」

※大雨警報では、休講になりません。

○取扱い

- |                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| ① 午前7時時点で警報発令              | ⇒ 午前中休講               |
| ② 午前7時時点で警報発令、午前10時までに警報解除 | ⇒ 午後より授業              |
| ③ 午前10時時点で警報発令             | ⇒ 全日休講                |
| ④ 授業開始後に警報発令               | ⇒ 次の時限以降の授業を休講（状況による） |

### 2. 土砂災害及び水害等による警戒レベルの発令による休講

○休講となる警戒レベル及び対象区域

神戸市から「警戒レベル4（避難指示）」以上の避難情報が発令された場合、休講とする。なお、須磨キャンパスにおいては、「神戸市須磨区の土砂災害警戒区域」に警戒レベル4（避難指示）の発令があった場合、即時に休講とし大学内への立ち入りを禁止とする。

○授業再開

「警戒レベル4（避難指示）」解除後の授業再開については、大学の判断による。

※居住している地域に「警戒レベル4（避難指示）」以上の避難情報が発令された場合や、公共交通機関の運行停止等により登校できない場合は、欠席による不利益が生じないように配慮しますので、身の安全を最優先に考え、適切な行動をとってください。

### 3. 交通機関の途絶による休講

午前7時時点で、下表の「①休講（午前7時時点）」のような交通機関の状況のときは午前中の授業は休講となります。

また、午前10時までに交通機関が復旧し、「④午後開講（午前10時時点①から復旧した場合）」の状況のときには午後は平常授業が行われます。午前10時時点で「②全日休講（午前10時時点）」のような交通機関の状況のときは「全日休講」となります。

※ただし、事故等による短時間の臨時運休の場合対象となりません。

○ = 運行    × = 運転見合わせ

休開講区分	①休講（午前7時時点）					③開講（午前7時時点）											
	②全日休講（午前10時時点）					④午後開講（午前10時時点①から復旧した場合）											
J R 神戸線	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阪急神戸線	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	○	
阪 神	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	×	
山 陽	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	

ポートライナー	×					○										
---------	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ポートライナーが、途絶している場合、JR神戸線、私鉄（阪急、阪神、山陽）の運行状況に関わらず、休講となります。

### 4. 上記以外の休講

上記以外に特別な状況に応じて、休講することがあります。

### 5. 休講になった場合の補講等措置について

休講となった授業の補講等については、後日、お知らせします。

## 9. 補 講

休講などの授業を補うために「補講」として行う授業です。補講日については、学年暦に記載されていますが、随時補講日を設定し、補講が行われます。

## 10. 集中講義

一定期間に授業を集中して行う授業で、あらかじめ KISS システム等でお知らせしますので受講もれないように注意してください。

## 11. 欠 席

やむなく欠席しなければならないときには、なるべく事前に、また事後の場合には速やかに、授業担当教員に連絡してください。

また、遅刻・早退が合わせて3回になると欠席1回に換算されます。

長期にわたる病気欠席（2週間以上）の場合には、診断書（正本1部他は写し）を添付すること。

なお、欠席届を提出しても、出席回数にカウントされるわけではありません。

欠席が次の理由に該当し、教務課に連絡のうえ必要な手続きをとった場合は、欠席として扱いません。

- ① 忌引（3親等まで）によるとき。
- ② 出席停止またはこれに類する措置を大学が指示したとき。
- ③ 裁判員制度により裁判員（候補者を含む）に選任された場合。

### 【感染症による出席停止】

1. 学校保健安全法に定められた感染症（下表）に罹患した場合は、出席停止になります。なお、欠席届を提出しても、欠席を出席として扱うものではありません。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（*）

（\*）第3種のその他の感染症については、必ずしも出席停止の扱いになるということではありません。感染症の種類や発生・流行の状況を考慮のうえ、出席停止となるか決定します。

（学校保健安全法施行規則 第18条）

### 2. 出席停止の期間

感染症の種類により法に定められた出席停止の期間があります。医師の指示に従って出席停止の期間を守ってください。

### 3. 大学での手続き方法

- ① 医師にこれらの感染症と診断された場合は、すみやかに保健室（Tel:078-303-4707）に連絡してください。
- ② インフルエンザと診断された場合は感染症が特定できる処方薬の説明書等（病名が明記されたもの）を、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、感染症が特定できる受診書類（検査実施・結果記録等）を、それ以外の感染症に罹患した場合は診断書を入手してください。
- ③ 出席停止期間終了後、最初の登学日に、②の証明書類を持って保健室へ行き、指示に従ってください。
- ④ 保健室での手続き終了後、教務課窓口にて、所定の手続きを行ってください。

## 12. 忌 引

父母・兄弟姉妹等が亡くなられ喪に服し、欠席した場合には所定の用紙によりクラス担任・授業担当教員及び教務課まで、2週間以内に「忌引届」（証明する書類添付）を提出してください。

忌引の日数は、以下のとおりです。

父母（1親等）→3日以内 兄弟姉妹／祖父母（2親等）→2日以内 おじおば（3親等）→1日以内

※期間内に休日がある場合は、忌引の日数に算入してください。また、通夜、葬儀日のいずれかを含む連続した期間とします。

## 13. 試 験

単位の認定は筆記試験、レポート、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に評価されます。

試験等は原則として前期及び後期（補講期間を含む）に実施されます。

詳細は KISS システム等によりお知らせします。

追再試験の実施については、各担当教員の指示に従ってください。

### 受験に関する諸規則

#### 1. 受験資格

- 1) 受験できる科目は、学期はじめに履修登録を認められた科目に限る。
- 2) 「学生証」を提示しない者は原則として受験できない。学生証を紛失した者は、事前に学生課で再発行の手続きをすること。
- 3) 学納金未納者は、原則として受験資格はありません。該当学生は、ただちに庶務課に申し出て指示を受けること。受験が許可された場合でも、学納金未納者は、未納分の学費を完納するまでは、受験してもその評価は保留となる。
- 4) 履修している科目の、出席回数が原則として授業回数の3分の2未満の者で、教員から無資格の判定があった場合は、受験資格はありません。ただし、以下の理由で授業回数の3分の2未満の者でも、履修担当教員の許可があった場合は欠席回数にカウントせず、レポート提出等の教員指示により資格が与えられる場合がある。
  - ① 病気の場合（診断書添付）
  - ② 別に定められた忌引の場合
  - ③ 不慮の事故、災害の場合
  - ④ 学外実習、教育実習等の場合
  - ⑤ 就職試験等、特別な事情がある場合
- 5) 諸規定に反した者は、受験資格はない。

#### 2. 受験時の諸注意

- 1) 試験場では指定された席に着席すること。
- 2) 学生証を必ず机上に提示すること。学生証を忘れた者は、監督者に申し出て指示をうけること。
- 3) 試験のために必要な筆記用具及び特に許可されたもの以外の携帯品は机上に置かないこと。計算機（英和訳付き含む）、多機能装置付きの時計等<sup>※1</sup>は使用できない。また、携帯電話は電源を切りカバン等に入れること。
- 4) 試験開始後30分以上遅刻したものは入場できない。
- 5) 一切の不正行為を厳禁する。不正行為のあった場合は、当該学期に履修している科目の履修及び、受験資格を無効とし、学則第57条に定められている懲戒の対象となる。<sup>※2</sup>
- 6) 試験場では、監督者の指示に従わなければならない。

※1 スマートウォッチ（アップルウォッチなど）を含む

※2 実際に不正行為を行っていない場合でも、紛らわしい行為は不正行為とみなしますので注意してください。

## 14. 履修科目の合否発表

1. 前期および後期の各学期末（発表日は学年暦等を参照）に発表します。
2. 不合格の場合は、次期開講期に改めて履修登録をすれば、再度履修することができます。

## 15. 成績

### 1. 評点・評価

- ① 評価は、科目ごとの評点により、下表のように判定されます。
- ② 「可」以上が合格で単位が認定されます。「不」または「無」の場合は不合格で単位は認定されません。
- ③ 試験の他にレポート、制作物等も評価の対象となりますので、提出期限を守ってください。
- ④ 半期科目は各期に単位認定されますが、通年科目は原則として年間の成績で単位が認定されます。
- ⑤ 平成 26 年度入学生より、GPA 制度を導入しています。下表を参照してください。

評点の範囲	評価	G P	判定	単位修得状況表の表示	成績証明書の表示
90 点～ 100 点	秀	4	合格	秀	秀
80 点～ 90 点未満	優	3		優	優
70 点～ 80 点未満	良	2		良	良
60 点～ 70 点未満	可	1		可	可
単位認定	認	—		認	認
60 点未満	不	0	不合格	不	表示されない
無資格	無			無	

### GPA (Grade Point Average) 制度

- ① GPA とは、履修した授業科目の成績を平均化したもので、学生自ら学修状況を把握し、学習意欲の向上、適切な履修計画など各自の学習の指標となるものです。
- ② GPA は、履修登録した授業科目が全て対象となります。ただし、卒業要件に含まれない科目、単位認定科目は除外されます。  
不合格科目（不可、無資格）が多い場合は、GPA は低くなります。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録科目の G P} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録科目単位数の総和 (不可および無資格の科目を含む)}}$$

※小数点第 2 位まで表示（小数点第 3 位で四捨五入）

- ③ 当該学期科目を履修辞退する場合は、履修修正期間中に削除を行ってください。削除を行わなかった科目は、GPA の計算対象科目となります。
- ④ GPA は、KISS システム成績照会で確認することができます。

### 2. 成績の通知

- ① 履修科目の単位認定の可否は、KISS システムにより発表します。
- ② 前学期までの成績（単位修得状況表）を、保証人あてに KISS システムにて通知します。  
(注) 卒業要件単位及び各種資格取得に関する単位の取得状況を各自の責任において管理し、遺漏のないようにしてください。

### 3. 成績に関する質問

成績に関する質問は、KISS システムによる成績発表後、別途通知する定められた期間内に、「成績評価照会票」により、教務課へ申し出ることができます（担当教員へは直接照会しないでください）。

### 4. 学修指導

- ① クラス担任は、学生の GPA データを使って学生面談等により、次学期の勉学に対する適切な助言を行います。
- ② GPA1.5 未満の成績不振となった学生に対しては、各学科で学修環境も含めた就学状況について調査し適切な指導を行います。
- ③ 学科の指導の結果、成績の改善が見られない場合には、学科の教員から退学勧告を含めた進路指導を行います。



## 5. 「大学等における修学の支援に関する法律」による受給対象者について

各学部の成績下位4分の1に属する学生等に対しては、この法律で定める「警告」を行います。

※学業成績等に関する基準として、GPAを利用します。また、「学修計画書」の提出を求める場合があります。

## 16. 休学等

### 1. 休学

病気その他やむをえない理由により修学困難な場合は、休学を願い出ることができます。

- ① 通算2年を超えることはできません。
- ② 休学期間は在学年数に算入されません。

例) 半期休学した場合は、半期卒業が延期されます。

- ③ 「休学願」のクラス担任への提出期限は、前期から休学する場合は3月末、後期から休学する場合は8月末までとします。ただし、学期開始後に不測の事故・疾病等その他やむをえない事情により、3か月以上修学できない場合は、前期5月末、後期10月末までに「休学願」をクラス担任へ提出してください。
- ④ 休学期間中は授業料等は免除されますが、休学中の在籍料として半期単位で6万円を納入しなければなりません。

### 2. 復学

- ① 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、復学を願い出ることができます。意思決定後すみやかに復学願を提出してください。
- ② 休学期間が終了し、復学しようとする場合は、復学日までに復学願を提出してください。

「復学願」の提出は、復学を希望する日の1ヶ月前を目安とし、4月から復学する場合は前年度の2月末、後期から復学する場合は8月末を目途にクラス担任に提出してください。

「復学願」の提出に際しては、休学理由が病気の場合、診断書の提出を求める場合があります。

## 17. 退学

病気その他やむをえない理由により退学する場合は、意思決定後すみやかに「退学願」を保証人連署の上、クラス担任に提出してください。

退学願が4月末までに提出された場合は前年度末、10月末までに提出された場合は、その年度の前期末の退学となります。

## 18. 除籍

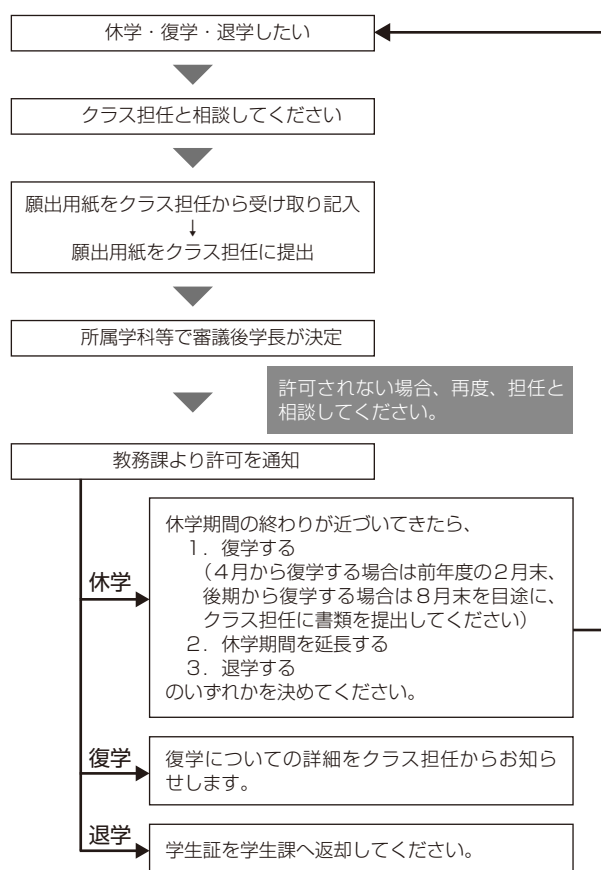
次のいずれかに該当した場合は、除籍されます。

- ① 在学年限を超えた者
- ② 休学の期間を超えてもなお復学できない者
- ③ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者

## 19. 休講等の電話照会の禁止

休講及び災害発生時等の臨時休講についての電話での問い合わせには、応じられません。

休講、臨時休講はKISSシステム等で確認してください。



## 20. 証明書や各種申込について

本学では、証明書発行サービスを導入しています。

このサービスは、事前にスマートフォンやパソコンで申請を行うことで、各種証明書発行や資格・免許申請料、実習費の支払いができます。

証明書の発行方法は、コンビニに設置されているマルチコピー機で印刷可能な「コンビニ証明書発行」と、学内証明書発行機で印刷可能な「学内証明書発行」の2種類があります。

※資格・免許申請料、実習費及び学割証の発行は、学内証明書発行機のみでの取り扱いです。

(支払いは学内証明書発行機(交通系ICカード)のほか、コンビニ(現金)・PayPal(クレジットカード支払い)でも可能。)

学内証明書発行機はA館1F事務部ホールに設置しています。

稼働時間は、月～金・祝日授業日8:30～17:15です。

取り扱い証明書・資格申請等(抜粋)	
在学証明書	通学証明書再発行 <sup>※</sup>
健康診断証明書	各種証明書(別取扱い) <sup>※</sup>
成績証明書	栄養士免許申請料 <sup>※</sup>
卒業見込証明書	教員免許申請料 <sup>※</sup>
教育職員免許状取得見込証明書	各種実習費 <sup>※</sup>
栄養士免許取得見込証明書	各種資格認定試験受験料 <sup>※</sup>
保育士資格取得見込証明書	各種資格認定申請料 <sup>※</sup>
学割証 <sup>※</sup>	各種検定受験料 <sup>※</sup>
学生証・通学証明書再発行 <sup>※</sup>	

※学内証明書発行機のみ印刷可能

■発行手順概要（詳細は HP、またはマニュアルを確認してください。）

【初回のみ】メールアドレスの登録とパスワードの設定

- ① KISS システム「お気に入り」にある「証明書・申請書発行」を選択、または下記の QR コードからログイン。  
ユーザー ID……学内 PC にログインする際の ID と同じ。(K + 学籍番号)  
第 1 パスワード…KISS システムで通知します。
- ② メールアドレスを登録。
- ③ 登録したメールに届いた URL をクリックし、第 2 パスワードを設定。URL の有効期限は 30 分です。



ログイン

上記①のログイン画面より、「ユーザー ID」・「パスワード」・「第 2 パスワード」でログイン。

印刷先を選択

「学内印刷」または「コンビニ印刷」を選択。  
「コンビニ印刷」は、別途印刷代金が発生します。

申請する証明書の種類・申込部数を選択

※証明書を間違えて出力した場合、返金できませんので注意してください。

以下から支払い方法を選択

- ① 交通系 IC カード払い
  - ・「学内印刷」を選択した場合のみ可能。
  - ・PiTaPa は利用できません。
- ② スマートピット（コンビニでの現金支払い）
  - ・ファミリーマートまたはローソンで利用可能。
- ③ PayPal（クレジットカード支払い）
  - ・クレジットカードを事前に PayPal に登録する必要があります。

支払い・印刷

申請後、もしくは支払い後に印刷番号がメールで通知されます。

◆学内印刷◆

- ① 交通系 IC カード支払いを選択した場合  
交通系 IC カードを持参し、学内の証明書発行機で支払い・印刷。(学内でのチャージはできません)
- ② スマートピット支払いを選択した場合  
ファミリーマートまたはローソンで支払い後、学内の証明書発行機で印刷。
- ③ PayPal 支払いを選択した場合  
クレジットカードで決済後、学内の証明書発行機で印刷。

◆コンビニ印刷◆

- ① スマートピット支払いを選択した場合  
ファミリーマートまたはローソンで支払い後、コンビニ内のマルチコピー機で印刷。
- ② PayPal 支払いを選択した場合  
クレジットカードで決済後、選択したコンビニ（ファミリーマート、ローソンまたはセブンイレブン）のマルチコピー機で印刷。



## Ⅲ 健康福祉学部

---



- I 全学共通教養科目
- II 社会福祉学科
- III 健康スポーツ栄養学科
- IV 教職課程について
- V その他資格・養成講座

# I 全学共通教養科目

## 「全学の学生が共通に履修する基礎教養科目群」

全学共通教養科目では、本学の「建学の精神」に則り、教育目標として掲げる「自立心」「対話力」「創造性」の修養を軸としながら、学部・学科の専門性に留まらない幅広い「教養」を身につけることを目的としています。初年次教育にも注力し、各学科の専門科目との繋がりを重視しつつSTEAM教育（理系や文系等の分野を横断して学び、課題発見、課題解決力を育む学習）を基盤とした質の高い教養教育を実施しています。また、英語の授業では能力別にクラスを編成しており、情報教育では、Society5.0社会とAI教育を見据えた授業を展開しています。

### 1. 大学生としての〈学び〉の構成

大学生としての学びは、大きく、大学での授業によるもの（諸科目）と授業外での学びに分かれます。

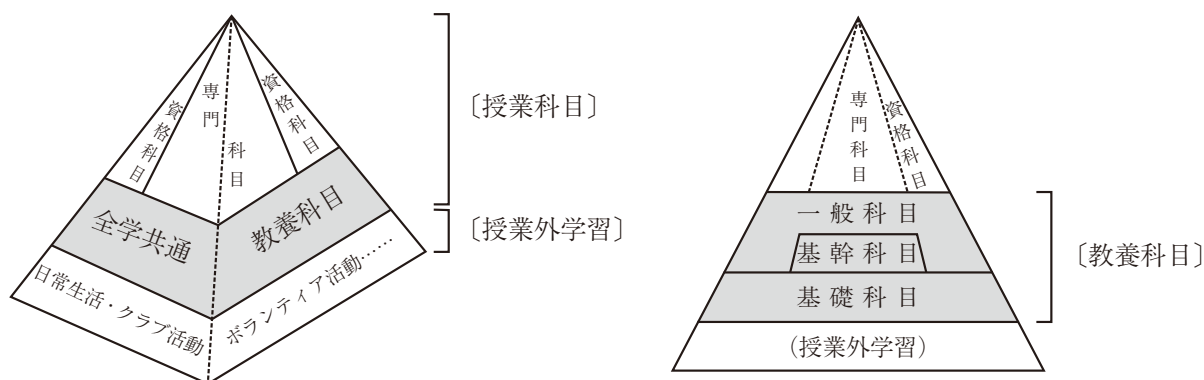
#### 授業科目

授業科目は、全学共通教養科目、専門科目、そして、資格科目に分かれます。

その中で教養科目はすべての学習の基礎を形成する重要な科目です。

#### 授業外学習

大学生の学びの中でも、卒業時に各人の〈人間力〉の核となり、具体的に〈就職力〉となるものには、「日常生活」や「クラブ活動」「ボランティア活動」「インターンシップ」など授業外で養われるものも少なくありません。授業だけでなく、これらの活動に積極的に参加して〈人間力〉、〈就職力〉を培ってください。



### 2. 大学における全学共通教養科目の意味と重要性

本学の共通教育、教養教育には主に2つの目的があります。

#### <基礎スキルの向上>

第一は、学生が高校教育から大学の専門教育へ容易に移行できるよう、基礎リテラシー（読み書きなどの基本的学習技能）、基礎スキルの向上を目的とするものです。すべての基礎となるウェルネス（健康維持、増進を目的とする生活態度、行動）、語学、情報技術、これらは、専門教育のみならず、すべての学びの土台となり、一定の訓練を必要とするものです。また、社会にでるための「社会性」を身につけることも人間としての土台作りには欠かせません。

#### <新たな知的世界との出会いの場>

第二は、知的世界を広げ、学問の意義や楽しさを知ることが目的とするものです。皆さんの前には、高校では学ぶことのなかった広大な知的世界が広がっています。大学の教育では、自らの知的欲求に基づいて学ぶことが大切です。所属学科の専門分野以外の広い知的空間を知ること、自分が選択した分野の位置づけを問い直すとともに、他分野への関心を広げることで、自らの学問や人生をより充実したものとする事ができるでしょう。

大学の学習では、自分が選択した専門分野の学習だけに目を向けがちです。しかし、皆さんはどのような職業につくにせよ、専門家である前にひとりの人間として、基本的な人間力、幅広い知識、考察力、思考力、判断力を養わなければなりません。それらに基礎づけられてこそ真に社会に役立つ専門家になることができます。

本学には、自分の所属学科以外にも、様々な専門知識をもった教員がいます。2回生、3回生になると専門科目が増え、所属学科教員との関わりが増えます。一方で、全学共通教養科目は、所属学科以外の教員を知る貴重なチャンスです。それらの教員から学ぶことで、新たな世界に興味が広がり、「新たな自己の発見」につながるでしょう。

#### ＜教養科目は就職にとっても重要＞

一般の就職試験や教員採用試験、公務員試験、また各種資格試験にも教養分野は重視され、そこから多くの問題が出題されます。「一般常識」といわれるものは範囲が広く多くの分野に関係しています。4回生になり、就職試験や各種試験直前になって、教養科目を履修しておけばよかったと思っても遅いのです。キャリア教育の第一歩はまず「教養」です。2回生以上になると専門科目が多くなるため、全学共通教養科目は1回生で多く履修することになりますが、3回生、4回生でもできる限り積極的に履修してください。

### 3. 全学共通教養科目の構成

#### 1 基幹科目群

- (A) 「基礎」：すべての学びの〈基礎力〉〈人間力〉を養うと同時に「就職活動」の基礎となる力を培う科目。
- (B) 「女性」：本学の建学の精神にそった〈女性としての生き方と自覚〉を促す科目。
- (C) 「地域」：本学の特色である〈地域との結びつき〉を学び、実践する科目。

#### 2 基礎科目群

すべての学びの基礎となるもので、トレーニングによる基礎スキルの向上を目指す科目。

- (A) 語学科目：(1) 英語 (2) 初習言語（英語以外の世界の言語）
- (B) 情報科目
- (C) ウェルネス科目：(1) 基礎トレーニング（ウェルネス入門） (2) スポーツと健康の科学（講義科目）  
(3) スポーツ実技Ⅰ～Ⅳ：学内種目 (4) スポーツ実技Ⅴ：学外種目

#### 3 一般科目群

- (A) 一般科目：様々な分野を教養として、広く、深く学ぶ科目。
- (B) 教養総合科目：特定の分野に限定されない自由な科目や学際的科目。

#### 4 オープン科目群

本来は各学科の専門科目であるが、他学科の学生が教養科目として履修できるやや専門性の高い科目。

#### 5 演習科目群

教養演習：各教員の専門、教養に触れる少人数ゼミ。

#### 6 他

- (A) 検定認定科目  
語学関係の検定試験を在学中に受験し、合格することによって認定される科目。
- (B) 単位互換科目  
神戸女子短期大学やポーアイ4大学など、他大学との協定によって他大学で履修した科目が本学の単位として認定される科目。海外留学等によって海外で修得した単位も含まれる。
  - (1) 海外留学における語学コースの受講によって単位を認定された科目。
  - (2) 神戸女子短期大学における単位互換科目の受講によって単位を認定された科目。
  - (3) ポーアイ4大学連携単位互換科目の受講によって単位を認定された科目。
  - (4) 大学コンソーシアムひょうご神戸単位互換科目の受講によって単位を認定された科目。

# 1 基幹科目群

全学共通教養科目の中で、本学の教育理念に基づいて開設されたもので、積極的に履修することが望ましい科目群です。

## (A) 基礎

大学でのあらゆる学びの基礎として、現在の自分自身を認識し、さらには、どのような生き方、どのような職業を目指すのか、そのために、大学生のあいだに何をどのように学ぶべきかを考える科目です。

「基礎Ⅰ～Ⅲ」は、全学共通教養科目の中で重要な科目です。

これらの科目には、

1. 基礎力の修得
2. 人生設計（ライフデザイン）

という2つの目的があります。

特に、1回生前期の「基礎Ⅰ」は必修科目となっていませんが、大学における初年次教育として必ず履修するように強く求めている科目です。必ず履修してください。

### 1. 基礎力の修得

大学で学ぶ基礎。すなわち学習の基本スキル、コミュニケーションスキル、表現力、時間管理などを学ぶ。

### 2. 人生設計（ライフデザイン）

これからの人生設計（ライフデザイン）を考える。

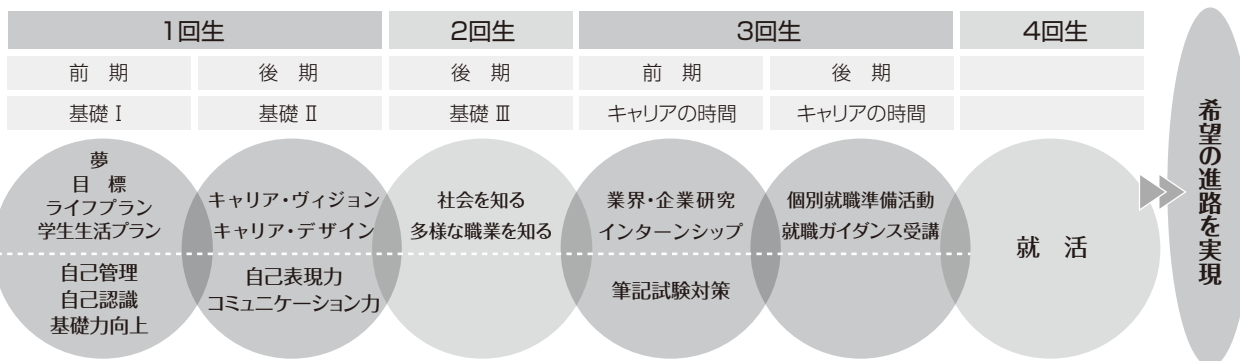
大学を卒業してからの道。キャリアデザイン。

→そのために大学4年間で何をすべきか？ 何ができるか？

科目名	サブタイトル	開講期	目的	内容（詳しくは『シラバス』参照）
基礎Ⅰ	マイライフ・マイキャリアⅠ	1回生前期	大学での学び、キャリアマインドの素地をつくる。	タイムマネジメント（時間管理）、自己理解、コミュニケーショントレーニング、先輩に学ぶ、など。
基礎Ⅱ	マイライフ・マイキャリアⅡ	1回生後期	キャリアデザインの基本と「協働する」経験を学ぶ。	キャリアデザインとは？ 仕事とそのやりがいについて、女性のライフステージ、自分のこれからを考えよう、など。
基礎Ⅲ	マイライフ・マイキャリアⅢ	2回生後期	自己を知り、社会、企業、業界を知る。	社会、仕事について自分で情報を集め深めていく能力を養う。企業の担当者や、先輩OGなどからも話を聞く。

## 基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの体系と流れ

1回生で前期に基礎Ⅰ、後期に基礎Ⅱを学び、2回生で具体的な就職を視野に入れた基礎Ⅲを学びます。





**(B) 女 性**

本学の建学の精神である「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性の育成」に基づいて、〈女性としての生き方〉を様々な角度から学びます。

科目名	サブタイトル	開講期	内容（詳しくは『シラバス』参照）
女性Ⅰ	女性学	前期	女性が置かれている状況や抱えている問題について学ぶ〈女性学〉の基本。
女性Ⅱ	女性と仕事	後期	女性が働くことの意味とその現状について学びます。基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとも関連します。
女性Ⅲ	女性と健康	後期	女性と健康の問題を人生計画として考えます。
女性Ⅳ	女性史	後期	女性が社会の中でどのような地位と役割を担ってきたかを考える基本的授業。

**(C) 地 域**

地域との結びつきは21世紀に生きる私たちにとって重要な課題です。本学では、地域との結びつきを重視し、本学が立地する神戸市や中央区・須磨区と様々な形で連携を行っています。

神戸や兵庫について学ぶこと、実際に学外でボランティア活動などを行って地域との交流を体験し、地域の人々と交流を深めることがこの科目の目的です。

科目名	サブタイトル	開講期	内容（詳しくは『シラバス』参照）
神戸学	神戸の歴史と文化	前期	本学が立地する神戸についてその歴史と文化を様々な観点から概観します。様々な教員によるオムニバス形式の授業です。
地域学習		通年	下記参照。

**【〈地域学習〉について】**

神戸女子大学ポートアイランドキャンパス周辺やその他の地域において、本学が指定する福祉、教育、保健、医療等の公共機関、施設等で授業時間外のボランティア活動、社会体験学習をとおして地域に密着した社会貢献活動を行います。

1. 通年で13回の活動を行い、最終レポートを提出して2単位修得できます。通年で9回分の活動ができないときは、無資格となります。
2. 当該年度に取得したポイントは、翌年度以降に持ち越すことはできません。

**【単位認定までの流れ】**

①前期 履修登録 ②事業に参加 ③事業主催責任者に履修カードに押印してもらう ④活動記録ノートに記入⇒1ポイント取得 ⑤9ポイント以上13ポイントの間になった時点で最終レポートを担当教員に提出 ⑥後期に単位認定

社会福祉学科において、この科目履修を希望する者は、履修説明会（日程・教室は後日学科掲示板に提示します）を開きますので必ず出席してください。なお、この科目についての問い合わせは担当教員まで連絡してください。

健康スポーツ栄養学科において、この科目の履修を希望する者は、オリエンテーション時に履修説明をします。なお、この科目についての問い合わせは、担当教員まで連絡してください。

## 2 基礎科目群

### (A) 語学科目

本学では、英語以外の外国語が複数開講されています。これらをまとめて、多くの学生が大学で初めて習うという意味で「初習言語」と呼びます。

語学科目の卒業要件単位は学科により異なります。p.19の表の中に“1言語以上選択”などと記載されていますが、「1言語」の修得条件についても下枠内を確認して間違いのないように履修してください。

### 健康福祉学部 語学科目（世界の言語）の卒業要件単位

#### 【社会福祉学科】

全ての言語の中から1言語以上修得し選択で合計6単位以上。

英語、初習言語のどれか1つの言語は、最低I-1とI-2のセットを修得（＝「1言語修得」）すること。I-1のみやI-2のみでは1言語を修得したことにはなりません。1言語修得していれば他は自由に履修できます。その場合は1単位ごとの修得が認められ、I-1のみやI-2のみでも卒業要件単位を充足するための1単位として認められます。1言語修得の2単位＋（1単位×4科目）はかまいませんが、1単位×6科目は認めません。

検定認定科目も語学科目（世界の言語）の卒業要件単位として認められますが、1言語修得とはみなされませんので注意すること。検定認定科目は、各言語I、IIとは別に認定されます。（p.41～p.42参照）

#### 【健康スポーツ栄養学科】

英語のみで6単位以上。

英語I-1とI-2のセットは必修。他は自由。※検定認定科目は英語の単位にはなりません。

#### 1言語修得成立要件

英語 1) 英語I-1 + 英語I-2

2) 英語II-1 + 英語II-2

3) 外国語コミュニケーションI + 外国語コミュニケーションII

※ 教養英語の修得は英語の単位として認められますが、1言語修得とはなりません。

#### 初習言語

1) [同一言語] I-1 + I-2

2) [同一言語] 会話I + 講読I

初習言語の履修には条件があります。p.39を参照の上、間違いのないよう履修してください。

### (1) 英 語

全学共通教養科目の英語には、コミュニケーションの手段としての英語の実践的な能力を養成する、英語I、英語II、外国語コミュニケーションI、外国語コミュニケーションIIと、主に英文を読むことを重視し、英語という言葉を深く味わうことを目的とした教養英語I、教養英語IIがあります。

□ 英語科目では、I、IIは種類の違いですから、IIの後にIを履修してもかまいません。

#### 1) 英語I

グローバルな時代に必要なコミュニケーションの手段としての英語の基礎力を養うことを目的とした科目で、話す、聞くことを重視した総合教材をテキストとして使用します。※「英語I-1」、「英語I-2」については能力別クラス編成を導入しています。受講者は指定されたクラスで受講してください。原則として、「英語I-1」（前期）と「英語I-2」（後期）の両方を履修することが望ましい。（健康スポーツ栄養学科は必修）

#### 2) 英語II

英検やTOEICに自ら挑み、英語学習に対する意欲を育むことができるような内容のテキストを使用した、コミュニケーション能力を伸ばすことを目的とした科目です。原則として、「英語II-1」及び「英語II-2」の両方を履修することが望ましい。なお、受講人数を調整する場合があります。

### 3) 外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ

本学を卒業後、実社会で外国人との英語のコミュニケーションが円滑にできるよう、更に英語の実践力を伸ばすことを目的とした、本学のモットーである、〈自立心・対話力・創造性〉を培う教育を体現した科目です。3回生で履修する教職必修科目のため、教員免許取得希望者は指定されたクラスで受講してください。

### 4) 教養英語Ⅰ・Ⅱ

講義形式のクラスで、英語という言葉を感じ深く味わったり、コミュニケーションを目的とするだけでは達成できない英語の教養としての側面を学ぶ科目群です。原則として受講人数の制限は行いません。

#### (2) 初習言語

各言語についてⅠ-1、Ⅰ-2、会話Ⅰ、講読Ⅰのクラスが開講されています（ドイツ語、フランス語、イタリア語除く）。それぞれは1セメスターの授業です。

#### Ⅰ-1、Ⅰ-2について

前期にⅠ-1、後期にⅠ-2を履修してください。ただし、その修得は同年度でなくてもかまいません。例えば、Ⅰ-1を1回生前期、Ⅰ-2を2回生後期に履修してもかまいません。Ⅰ-1の単位を修得しなくてもⅠ-2は履修できますが、ついていけない場合もありますので注意してください。

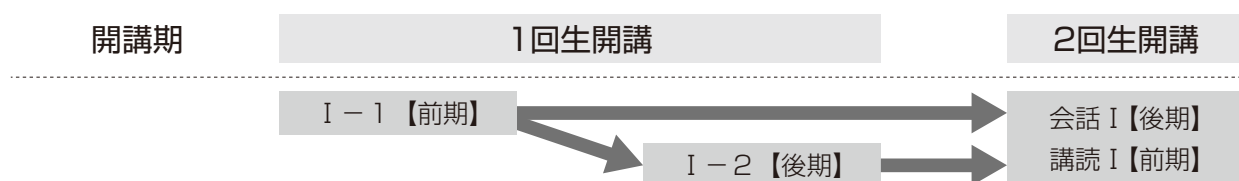
#### 会話Ⅰ、講読Ⅰについて

語学科目履修登録条件一覧を参照して履修してください。

#### 【語学科目履修登録条件一覧】

履修科目		履修登録条件
英語	全科目	条件なし
初習言語	Ⅰ-1	条件なし
	Ⅰ-2	条件なし
	会話Ⅰ	「Ⅰ-1」または「Ⅰ-2」の修得
	講読Ⅰ	または上記に相当する学力があると認められる場合

#### 初習言語科目履修の流れ



語学科目（英語・初習言語）では、履修希望者が5名以下のクラスは開講しない場合があります。

#### (B) 情報科目

前期「情報Ⅰ（情報機器の操作）」、後期「情報Ⅱ（情報機器の活用）」の授業は、学部・学科別にクラス単位等で開講します。原則として、1回生で指定されたクラスに登録し、受講してください。再履修や2回生以降の履修も可能ですが、担当教員の許可を得た場合のみ認めます。ただし、他学科開講クラスでの履修は認められない場合がありますので注意してください。

前期「情報Ⅰ（情報機器の操作）」は、教員免許取得の必修科目です。

### (C) ウェルネス科目

#### (1) 基礎トレーニング（1回生前期開講）

時間割で指定されたクラスで履修してください。初回の授業から体操服に着替えて集合してください。  
「基礎トレーニング」を修得しないと「スポーツ実技Ⅰ～Ⅴ」は履修できませんので注意してください。  
教員免許取得の必修科目です。

#### (2) スポーツと健康の科学（2回生前期開講）

教員免許取得の必修科目です。指定されたクラスで履修してください。

#### (3) スポーツ実技Ⅰ～Ⅳ（1回生後期～2回生前期開講）（「基礎トレーニング」未修得者は履修できません。）

1. 各クラスに設定された開講種目から選択してください。
  2. 各種目に必要な人数を満たさない種目は原則として開講されません。
- ※ 種目の変更がある場合は、必ず履修修正期間内に KISS システムで変更してください。

#### (4) スポーツ実技Ⅴ（学外）（1回生後期開講）（「基礎トレーニング」未修得者は履修できません。）

1. 後期時間割「集中講義欄」に「スポーツ実技Ⅴ（学外）」と書いてあるものが〔学外種目〕です。
  2. 希望者多数の場合は人数調整を行います。必要な人数に満たない場合は原則として開講されません。
  3. 後期開講科目ですが、オリエンテーションや実施説明は前期に行います。詳細については、KISS システムで確認してください。
- ※ 長時間にわたる運動が困難な学生は、履修登録期間内に教務課に申し出てください。  
診断書を求める場合があります。

## 3 一般科目群

### (A) 一般科目

基本的教養を形成する9つの分野の科目群から構成されています。基本的に1回生から4回生まで自由に履修することができる科目群です。括弧内は一般の学問分野との対応を示しています。複数の教員によるオムニバス形式の授業もあります。

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 人と思想（哲学、宗教など）          | ⑥ 数学                     |
| ② 人間の心理と行動（心理学など）        | ⑦ 自然と環境（物理学、地学、化学、生物学など） |
| ③ 言葉と文学（文学、言語など）         | ⑧ 芸術                     |
| ④ 歴史（歴史学、民俗学など）          | ⑨ 衣・食・住                  |
| ⑤ 現代社会（経済学、法学、政治学、社会学など） |                          |

### (B) 教養総合科目

上記(A)の一般科目にあるような基礎的教養を形成する分野には必ずしも含まれない内容を講義形式で行う授業で、学際的な内容や担当教員の分野によって個性が現れる科目です。

- (1) 在学期間中にⅠ及びⅡをそれぞれ1回ずつ単位修得することができます。
- (2) 授業の内容、担当教員は毎年変更になる可能性があります。

## 4 オープン科目群

本来は各学科の専門科目ですが、他学部や他学科の学生が教養科目として履修できるやや専門性の高い科目です。文理を融合、学科を横断し、所属学科とは異なる専門教育が受けられ、幅広く興味を持っている学生に開かれた科目群です。

※開講科目は毎年更新されるため、別途 KISS システムで通知します。科目の内容は本来の学科の専門科目の項目やシラバスを参照してください。

全学開放科目（オープン科目）の修得単位は、p.19 表の「全学共通教養科目」の卒業要件単位として扱われますが、必要単位数を超えた場合は、「全学共通教養科目又は専門科目」の単位に含まれます。

ただし、本来、各学科の専門科目であり、当該学科の学生の履修を優先とするため、受講に条件を有する場合や履修人数制限により抽選を行う場合があります。抽選には、神戸女子短期大学の学生も含まれます。履修に際してはシラバスや KISS システムの通知をよく確認のうえ、各学期とも 1 度目の履修登録期間（履修修正期間）の締切りまでに KISS システムから履修登録してください。なお、須磨キャンパス開講科目は教務課窓口にて別途履修の手続きが必要です。交通費や移動時間をよく考慮してください。

### 【「テーマ型ユニット」について】

各学科が提供するオープン科目のうち、学科が設定したテーマ毎に数科目を「ユニット」としてまとめたものが「テーマ型ユニット」です。設定されたテーマの学びと能力の修得ができ、自身の知的関心に沿ったテーマのユニットから科目を選択することで学びを自分らしくカスタマイズすることができます。

※修得した科目のそれぞれで修得単位になり、ユニット内の科目を全て修得しなければ単位として認められないということではありませんので、科目は自由に選択できます。

## 5 演習科目群

1 回生後期に「教養演習Ⅰ」、2 回生前期に「教養演習Ⅱ」が開講されます。

この科目は、各教員がそれぞれの専門分野を一般向けにわかりやすく、少人数の学生に対して（原則として 15 人程度まで。ただし、人数は教員によって異なる。）ゼミ形式で授業を行うものです。履修者は、それぞれのテーマにそって、学習、研究、調査などの基本的な方法の指導を受け、発表や報告（レポート）の仕方も学びます。その中で、「課題追究能力」を身につけ、幅広い視野、主体的な学習力を養うことを目的としています。特に、この科目では、どの学部のどの学科の学生がどの教員の演習を履修することも自由です。自分の所属する学科以外の教員から少人数で直接に学ぶことができる数少ない授業です。

登録は、開講されている教養演習の中から一つだけに限られ、在学期間中にⅠ及びⅡをそれぞれ 1 回ずつ単位修得することができます。（教養演習は複数の科目を履修することはできません）。また、少人数制ですので、履修希望者が多い場合は、抽選等により人数調整を行うことがあります。2 回生では、同じ教員による「教養演習Ⅱ」を履修してもかまいませんし、他の教員のものを履修してもかまいません。

## 6 他（認定科目、単位互換科目）

認定科目、単位互換科目には、主に次の 2 種類があります。

- (A) 検定認定科目Ⅰ、Ⅱ（語学検定試験合格に基づく単位認定）
- (B) 単位互換科目（海外留学における語学コース受講、神戸女子短期大学における科目受講などによる単位認定）

### (A) 検定認定科目Ⅰ、Ⅱ

語学検定試験合格に基づく単位認定。英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語については、それぞれ本学が認める主催者による「検定試験」を在学中に受験し、合格した場合、全学共通教養科目の語学科目（世界の言語）の単位として認定されます。認定単位については下表のとおりです。

これらで修得した単位は、全学共通教養科目の語学科目（世界の言語）の検定認定科目として卒業要件単位（英語・初習言語としてではなく、検定認定科目の単位として扱われる。）に認められますが、1言語修得（p.38参照）とはみなされませんので注意してください。

検定試験合格により単位認定を申請する場合は、各種語学検定試験の「合格証」あるいは「認定証」のコピーとともに各学期に設定された申請期間（別途通知します。）に、受験日より半年以内を目安として教務課へ申請してください。

また、単位の取扱いについては、申請した学期の単位として合算します。

受験について、また、単位申請について詳しくは、それぞれの語学担当の教員か、教務課に問い合わせてください。

検定認定科目Ⅰ（2単位）〔注〕3. 参照		
本学で認定する科目	検定試験の種類〔主催者〕	基準
英語検定認定科目Ⅰ	実用英語技能検定〔公益財団法人日本英語検定協会〕*英検 S-CBT も可	2級
	TOEIC Listening & Reading 〔一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会〕 * IP テストも可	500～725点
	TOEFL 〔ETS Japan 合同会社〕	インターネット版 46～67点 ペーパー版 * ITP テストも可 450～519点
ドイツ語検定認定科目Ⅰ	ドイツ語技能検定試験〔公益財団法人ドイツ語学文学振興会〕	4級
フランス語検定認定科目Ⅰ	実用フランス語技能検定試験〔公益財団法人フランス語教育振興協会〕	4級
中国語検定認定科目Ⅰ	中国語検定試験〔一般財団法人日本中国語検定協会〕	4級
	漢語水平考試（HSK）〔中国国家漢語水平考試委員会〕	3級
朝鮮語検定認定科目Ⅰ	ハングル能力検定試験〔特定非営利活動法人ハングル能力検定協会〕	4級
	韓国語能力試験（TOPIK）〔大韓民国教育省・国立国際教育院〕	2級

検定認定科目Ⅱ（2単位）〔注〕3. 参照		
本学で認定する科目	検定試験の種類〔主催者〕	基準
英語検定認定科目Ⅱ	実用英語技能検定〔公益財団法人日本英語検定協会〕*英検 S-CBT も可	準1級以上
	TOEIC Listening & Reading 〔一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会〕 * IP テストも可	730点以上
	TOEFL 〔ETS Japan 合同会社〕	インターネット版 68点以上 ペーパー版 * ITP テストも可 520点以上
ドイツ語検定認定科目Ⅱ	ドイツ語技能検定試験〔公益財団法人ドイツ語学文学振興会〕	3級以上
フランス語検定認定科目Ⅱ	実用フランス語技能検定試験〔公益財団法人フランス語教育振興協会〕	3級以上
中国語検定認定科目Ⅱ	中国語検定試験〔一般財団法人日本中国語検定協会〕	3級以上
	漢語水平考試（HSK）〔中国国家漢語水平考試委員会〕	4級以上
朝鮮語検定認定科目Ⅱ	ハングル能力検定試験〔特定非営利活動法人ハングル能力検定協会〕	3級以上
	韓国語能力試験（TOPIK）〔大韓民国教育省・国立国際教育院〕	3級以上

- 注) 1. 「検定認定科目Ⅰ」が認定された後に、「検定認定科目Ⅱ」の基準に到達した場合は、「検定認定科目Ⅱ」を申請することができます。（同一言語で「検定認定科目Ⅰ」2単位+「検定認定科目Ⅱ」2単位の最大4単位まで認定されます）
2. 「検定認定科目Ⅰ」もしくは「検定認定科目Ⅱ」が認定済みの場合は、同一言語で検定試験の種類を変えて同じ検定認定科目の申請をすることはできません。  
例) 「検定認定科目Ⅰ」を英検2級で認定済みの場合、TOEIC500点～725点で再び「検定認定科目Ⅰ」を申請することはできません。
3. 「検定認定科目Ⅰ」を申請せず、「検定認定科目Ⅱ」の基準に到達して申請する場合は、「検定認定科目Ⅰ」と「検定認定科目Ⅱ」の計4単位が同時に単位認定されます。
4. 既に認定された言語と異なる言語で申請することは可能です。

## (B) 単位互換科目

### 1. 海外留学における語学コースの受講

海外留学における語学コース受講により単位を認定した科目。

本学では、夏休みや冬休みなどを利用して、海外で行われる語学研修に参加するプログラムが用意されています (p.23 参照)。この研修で所定のプログラムを受講し、修了した学生に所定の単位が認定されます。

- ・海外語学演習〔ハワイ大学〕
- ・イギリス事情〔ケント大学〕
- ・ドイツ事情〔フライブルク大学〕
- ・中国事情〔華南師範大学〕
- ・台湾事情〔静宜大学〕

## 2. 神戸女子短期大学における単位互換科目の受講

本学は神戸女子短期大学と単位互換協定を結んでいます。これにより、神戸女子短期大学において開講されている科目(単位互換科目)を受講し、修得した単位は本学の「全学共通教養科目」として認定されます。

受講できる科目は、オリエンテーション時に一覧表を提示します。また、手続き等詳細は、教務課に問い合わせてください。

## 3. ポーアイ4大学連携単位互換科目の受講

ポーアイ4大学連携単位互換制度とは、ポートアイランドに位置する4大学(神戸学院大学、兵庫医科大学および神戸女子大学・神戸女子短期大学)が、連携活動の一環として、教育の交流と充実を図ることを目的に行われるもので、各大学から提供された授業科目(単位互換科目)を履修し、その修得した科目を自分の所属する大学の単位として認定する制度です。

受講を希望する場合は、「ポーアイ4大学連携単位互換履修生募集ガイド」により、内容を十分理解したうえで、必要な手続きをとってください。

### 文学部・家政学部(須磨キャンパス)開講の全学共通教養科目履修について

健康福祉学部の学生は、文学部・家政学部(須磨キャンパス)で開講される「教養総合Ⅰ・Ⅱ」「教養演習Ⅰ・Ⅱ」「オープン科目」を履修することができます。

ただし、KISSシステムでは履修登録ができませんので、必ず教務課窓口にて手続きしてください。

開講曜日時限やシラバスについては、KISSシステムや時間割で確認してください。

## 令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

全学共通教養科目

健康福祉学部

No. 1

授 業 科 目	サブタイトル	単 位	配当(開講)年次								備 考			
			1回生		2回生		3回生		4回生					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
基 幹 科 目	基礎Ⅰ	マイライフ・マイキャリアⅠ	2	○										
	基礎Ⅱ	マイライフ・マイキャリアⅡ	2		○									
	基礎Ⅲ	マイライフ・マイキャリアⅢ	2			○								
	女 性	女性Ⅰ	女性学	2	○									
		女性Ⅱ	女性と仕事	2		○								
		女性Ⅲ	女性と健康	2	○								2023年度以降は後期開講	
		女性Ⅳ	女性史	2		○								
	地 域	神戸学	神戸の歴史と文化	2	○									
地域学習			2	○	○							通年		
語 学 科 目 ( 世 界 の 言 語 )	英 語	英語Ⅰ-1	1	○										
		英語Ⅰ-2	1		○									
		英語Ⅱ-1	1			○								
		英語Ⅱ-2	1				○							
		外国語コミュニケーションⅠ	1					○					教職必修	
		外国語コミュニケーションⅡ	1						○				教職必修	
		教養英語Ⅰ-1	1	○										
		教養英語Ⅰ-2	1		○									
	初 習 言 語	ドイツ語Ⅰ-1	1	○										
		ドイツ語Ⅰ-2	1		○									
		フランス語Ⅰ-1	1	○										
		フランス語Ⅰ-2	1		○									
		▲フランス語会話Ⅰ	1				○						* 2024年度以降廃止	
		▲フランス語講読Ⅰ	1				○						* 2024年度以降廃止	
		中国語Ⅰ-1	1	○										
		中国語Ⅰ-2	1		○									
		▲中国語会話Ⅰ	1				○						*	
		▲中国語講読Ⅰ	1				○						*	
		朝鮮語Ⅰ-1	1	○										
		朝鮮語Ⅰ-2	1		○									
		朝鮮語会話Ⅰ	1				○						*	
		朝鮮語講読Ⅰ	1				○						*	
		▲イタリア語Ⅰ-1	1	○										
		▲イタリア語Ⅰ-2	1		○									
		▲イタリア語会話Ⅰ	1				○						* 2024年度以降廃止	
		▲イタリア語講読Ⅰ	1				○						* 2024年度以降廃止	
		検 定 認 定 科 目	検定認定科目Ⅰ											
			検定認定科目Ⅱ											
情 報 科 目	情報Ⅰ	情報機器の操作	2	○								教職必修、2023年度以降は「情報A」		
	情報Ⅱ	情報機器の活用	2		○							2023年度以降は「情報C」		
ウ ェ ル ネ ス 科 目	基礎トレーニング		1	○								教職必修		
	スポーツと健康の科学		2			○						教職必修		
	スポーツ実技Ⅰ(バドミントン)		1		△	△						後期又は前期		
	スポーツ実技Ⅰ-1(球技)		1		○							教職必修(保体)		
	スポーツ実技Ⅱ(バレーボール)		1		△	△						後期又は前期		
	スポーツ実技Ⅲ(卓球)		1		△	△						後期又は前期		
	スポーツ実技Ⅳ(テニス)		1		△	△						後期又は前期		
スポーツ実技Ⅴ(学外)		1		○										

▲廃止予定科目

\*履修登録条件(p.39)を確認すること  
△印 前期又は後期教  
養  
2  
0  
2  
1



## 令和3（2021）年度入学生 開講年次一覧

全学共通教養科目

健康福祉学部

No. 2

授 業 科 目	サブタイトル	単 位	配当（開講）年次								備 考										
			1回生		2回生		3回生		4回生												
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期											
一 般 科 目	人 と 思 想	哲学	哲学入門	2	○																
		宗教	世界の宗教	2	○																
	人 間 の 心 理 と 行 動	心理学Ⅰ	心理学Ⅰ	2	○																
		心とからだの健康	心とからだの健康	2		○															
	言 葉 と 文 学	言葉と文学Ⅰ	日本の文学	2	○																
		言葉と文学Ⅱ	アメリカの文学	2		○															隔年開講（2025年度開講）
		言葉と文学Ⅲ	イギリスの文学	2		○															隔年開講（2024年度開講）
		手話Ⅰ	手話の基礎	2	○																
		手話Ⅱ	手話の応用	2		○															
	歴 史	歴史Ⅰ	日本の歴史	2	○																
		歴史Ⅱ	アジアの歴史	2		○															隔年開講（2025年度開講）
		歴史Ⅲ	ヨーロッパの歴史	2		○															隔年開講（2024年度開講）
	現 代 社 会	日本国憲法	日本国憲法	2	○																教職必修
		現代社会Ⅰ	法と社会生活	2		○															
		現代社会Ⅱ	現代社会と経済	2	○																
		現代社会Ⅲ	現代社会論	2		○															
		現代社会Ⅳ	現代社会と政治	2		○															
		現代社会Ⅴ	社会福祉入門	2	○																
	数 学	数学Ⅰ	数学と数的思考	2	○																
		数学Ⅱ	統計学入門	2		○															
自 然 と 環 境	自然と環境Ⅰ	生活の中の物理学	2		○																
	自然と環境Ⅱ	躍動する地球	2	○																	
芸 術	芸術Ⅰ	美の探求	2	○																	
	芸術Ⅱ	世界の音楽	2	○																	
食・ 衣・ 住	衣・食・住Ⅰ	世界の食文化	2	○																	
	衣・食・住Ⅱ	食の楽しみと健康	2		○																
教 養 総 合 科 目	教養総合Ⅰ		2	○																	
	教養総合Ⅱ		2		○																
演 習 科 目	教養演習Ⅰ		2		○																
	教養演習Ⅱ		2			○															
大 学 間 連 携 科 目	地域コミュニティ入門		2	○		○		○		○										神戸学院大学で臨時開講	
	防災・防犯入門		2	○		○		○		○										神戸学院大学で臨時開講	
	健康づくり・生活支援入門		2	○						○										※2024年度は不開講	
	防災・防犯ワークショップ		2		○		○		○		○									神戸学院大学で臨時開講	
	健康づくり・生活支援ワークショップ		2		○		○		○		○									兵庫医科大学で臨時開講	
	人間関係づくりワークショップ		2		○		○		○		○									神戸学院大学で臨時開講	
	防災・防犯指導論実習		1		○		○		○		○									神戸学院大学で臨時開講	
	健康・生活支援指導論実習		1		○		○		○		○									兵庫医科大学で臨時開講	
	地域連携インターンシップⅠ		1					○		○										神戸学院大学で臨時開講	
	地域連携インターンシップⅡ		1						○		○									神戸学院大学で臨時開講	
その他単位 互換科目	単位互換科目等																				

卒業要件単位外自由科目

インターンシップ	職業支援	1				△	△													卒業要件単位外2回生後期又は3回生前期
----------	------	---	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------

▲廃止予定科目

△印 前期又は後期



## II 健康福祉学部 社会福祉学科

### 1. 教育研究上の目的

現代社会では、本格的な少子高齢社会を迎え、乳幼児から高齢者まで健康を大切に幸せな生活が送れるようにすること、そして家族、地域、社会などの人間関係や社会のあり方を科学的に追求して充実した福祉社会を実現することが求められています。このような健康と福祉の統合をめざす「健康福祉社会」を創造していくには、中心的な担い手となる社会福祉に関するプロフェッショナルを欠かすことはできません。

社会福祉学科は、人間尊重と国民の健康と福祉の増進を基本理念として、誰もが人間らしく生き生きと生活し、自己実現を達成するように、ともに支えあい、ともに暮らせるような「健康福祉社会」づくりをめざして活動する知性と感性、積極的な行動力を持つ専門職を養成します。それは、次の通り整理できます。

#### (1) 人材養成の目的

- ① 少子高齢社会における市民とくに子ども・高齢者・障害者など社会的に支援を要する人びとの問題に関心をもち、その解決に向けて主体的に考え行動する力と意欲のある人材を養成します。(自立心)
- ② 対人援助に必要な高度なコミュニケーション能力と他者と協働する力をもつ人材を養成します。(対話力)
- ③ 豊かな福祉社会の実現のために、福祉のこころと豊かな人間性を備え個々人の人権を尊重し、かつ柔軟に発想し工夫し開発・実行できる人材を養成します。(創造性)

これらを達成するには、健康、人間、社会、文化に関する科学的かつ総合的な理解を図る必要があります。このような教育上の目的は次の通りです。

#### (2) その他の教育研究上の目的

- ① 社会福祉の理念・倫理・価値・知識・技術を教授するとともに、社会の変化に対応した今日的福祉課題の研究を行います。
- ② 地域社会・福祉施設機関・国際関係等での福祉実践を通して、幅広い社会貢献活動と福祉教育を行います。これにより、福祉問題を的確に把握する能力及び創造的な実践力、豊かな人間性を涵養することができますし、福祉現場や社会が求める人材を創出することができます。

### 2. 教育課程編成

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の養成についての関係法の改正を受けて、社会福祉学科のカリキュラムは、これに沿うように編成されています。さらに、社会福祉の基礎を学び、社会福祉専門職として必要な資質を身につけ、さらに高度な知識・技術を修得し、豊かな人間性を培うための教育課程を設けています。

各科目の授業は形式上講義、演習、実習の3つに分かれます。講義科目では、歴史や方法論を学び、現代的な問題点、解決するための課題等を明らかにします。また、演習科目では、事例研究や体験学習等を行い、講義や自己学習で学んだことを体得して、現実の場面で応用できる能力を高めていきます。そして実習では、学んだことを実践の場で検証してさらなる学習課題の発見、将来の目標設定を行います。

また、自主的なボランティア活動の奨励や支援を行い、あらゆるフィールドで活躍できる即戦力・実践力が備わった人材の育成を目指しています。

### 3. 資格の取得をめざす

#### 1) 取得可能な資格

##### ○社会福祉士受験資格

社会福祉士は、身体上・精神上の障害や環境上の理由により、日常生活において困難をもつ人たちの福祉に関す

る相談や援助を目的とするソーシャルワーカーの国家資格です。社会福祉士試験に合格して社会福祉士登録簿に登録された者は、社会福祉士の名称を用いて社会福祉関係機関や施設・団体、教育機関、司法機関、医療機関、行政機関、福祉関連企業などで活躍します。社会福祉士受験資格科目の専門科目など、この履修の手引きに掲げる指定された科目を履修すれば、卒業年次に国家試験受験資格が得られます。

○精神保健福祉士受験資格

精神障害者の治療や社会復帰などのために相談や支援を行うソーシャルワーカー（PSW）の国家資格です。精神保健福祉士試験に合格して、精神保健福祉士登録簿に登録された者は精神保健福祉士の名称を用いて、精神科病院、クリニックなどの医療機関や精神障害者社会復帰施設などで活躍します。精神保健福祉士受験資格科目の専門科目を履修するなど、指定された科目を履修すれば、卒業年次に国家試験受験資格が得られます。

○介護福祉士受験資格

介護福祉士は、身体上または精神上の障害により日常生活を営むうえで支障のある人々に対して、心身の状況に応じた介護や、介護に関する指導を行い、その名称を用いて仕事をする国家資格です。介護保険による介護分野の事業所、施設等に勤務し活躍することができます。介護福祉士受験資格科目の専門科目など、この「履修の手引き」に掲げる指定された科目を履修すれば、卒業年次に国家試験受験資格が得られます。

○社会福祉主事任用資格

福祉事務所などの行政機関で、相談や援助などの現業業務に従事するためには、福祉に関する科目を履修した社会福祉主事の資格が必要となります。また、福祉事務所や児童相談所などで老人福祉指導主事、身体障害者福祉司、児童福祉司など、社会福祉各法に定められた業務に従事する職員も社会福祉主事資格が求められます。地方自治体の公務員として採用され、これらの業務に「任用」するための資格となります。また、福祉関係職場での施設長資格や職員採用基準としても活用されています。この任用資格は、本学科を卒業すれば全員が取得できます。

○保育士受験資格

保育所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童発達支援センターなどの児童福祉施設で保育士として従事するためには保育士の資格が必要となります。本学科で、2年以上在籍して62単位以上修得した学生もしくは、1年以上在籍して年度中に62単位以上修得することが見込まれる学生は、国家試験を受験することができます。

2) 取得可能な資格の組み合わせ

取得可能な資格の組み合わせは次のとおりです。

- ① 社会福祉主事任用資格のみ（国家試験受験資格は取得しない）
- ② 社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、介護福祉士受験資格のいずれか1つ
- ③ 社会福祉士受験資格 + 精神保健福祉士受験資格
- ④ 社会福祉士受験資格 + 介護福祉士受験資格

なお、保育士受験資格は上記①～④すべての組み合わせにおいて取得でき、国家試験を受験することができます。

4. 学年毎の年間スケジュール

	前期				夏休み		後期				春休み		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1回生	入学式				地域学習などボランティアに積極的に参加しよう！								
2回生					介護実習（老健） 20日間							介護実習（訪問） 5日間	
	ゼミ・卒論の研究室を決めます ボランティアなどに積極的に参加し、実習や就職に向けての学びを深めよう！												
3回生			ソーシャルワーク実習Ⅰ （前半）10日間				ソーシャルワーク実習Ⅰ （後半）13日間					ソーシャルワーク実習Ⅱ 8日間	
	海外研修に積極的に参加しよう！												
	国家試験に向けての挑戦講座												
	就職活動始動（一般）												
4回生	就職活動始動（福祉）				ソーシャルワーク実習Ⅲ （医療機関）96時間 （医療機関以外）114時間		卒業論文締切				介護福祉士国家試験		
	社会福祉士国家試験												
	精神保健福祉士国家試験												
	学位記授与式												
	国家試験に向けての対策講座												

## ● 社会福祉学科 履修上の留意点

### 1) 必修、選択および選択必修科目について

学科専門科目は「必修」と「選択」に分かれています。「必修」科目は卒業するために必ず修得しなければなりません。「選択」科目は自由に自分で選択することができます。ただし、「選択」科目であっても、受験資格を取得する上で「必修」と指定されている科目があります。資格の取得を目指す人は注意して履修計画を立てましょう。

### 2) 介護福祉士受験資格取得を目指す人

介護福祉士養成課程（介護クラス）の定員は40名です。1回生から介護クラスを選択できます。ただし、2回生になる時に希望する国家資格変更に伴う介護クラスへの変更は可能です。介護福祉士受験資格取得を目指す人は、「介護福祉士受験資格科目」を履修します。

### 3) 社会福祉士受験資格取得を目指す人

3回生の6月および10月に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」があります。介護福祉士受験資格または精神保健福祉士受験資格を取得しない人は、3回生の2・3月に「ソーシャルワーク実習Ⅱ」があります。「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修するためには、2回生終了までに開講される社会福祉士受験資格科目が修得済み等の条件があります（履修の手引きの「社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則」参照）。

### 4) 精神保健福祉士受験資格取得を目指す人

3回生で開講される「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ」および「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ」は定員20名となっています。希望者が定員を超えた場合は選抜を行います。

4回生の8・9月に「ソーシャルワーク実習Ⅲ」があります。「ソーシャルワーク実習Ⅲ」を履修するためには、3回生終了までに開講される精神保健福祉士受験資格科目が修得済み等の条件があります（履修の手引きの「精神保健福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則」参照）。

### 5) 履修制限（CAP制）について

年間で履修登録できる単位数に制限が設けられています。令和3（2021）年度入学生は49単位を上限とし、これを超えて履修登録することはできません。特に介護福祉士受験資格を取得する人は、資格取得のための必修科目が多いため、CAP制に十分留意してください。

### 6) 演習科目の受講について

本学科では演習科目が多数設定されています。中には実習科目と連動して開講されるものもあります。演習は教員中心の講義科目とは異なり、受講生が積極的に体験、発表、意見交換するという学生が主体的に関わる科目です。出席は言うまでもなく、授業への取り組みが評価の基準となります。3分の2以上出席さえすればよいという受講態度は容認できません。

### 7) 再履修について

卒業および資格取得に必要な科目が不合格の場合、次年度に再履修することになります。再履修科目（下位学年の科目）と学年配当科目が重なる場合もあります。そのときはまず卒業必修科目、次いで再履修科目を優先して履修するようにしてください。

## 令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

健康福祉学部

社会福祉学科

No.1

授業科目	区分	単位	配当 (開講年次)								社会福祉士受験資格	精神保健福祉士受験資格	介護福祉士受験資格	備考	
			1 回生		2 回生		3 回生		4 回生						
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
学科共通科目	基礎演習 I	必修	2	○											
	基礎演習 II	必修	2		○										
	専門演習 I	必修	2					○							
	専門演習 II	必修	2						○						
	卒業論文	必修	8						○	○					
	福祉と人権	選択	2	○											
	ボランティア活動論	選択	2		○										
	医療福祉論	選択	2							○					
	社会福祉特講 I	選択	2			○									
	社会福祉特講 II	選択	2				○								
	社会福祉特講 III	選択	2					○							
	社会福祉特講 IV	選択	2						○						
	社会福祉特講 V	選択	2							○					
	社会福祉士受験資格科目	医学概論	選択	2	○							必2	必2	必2	
心理学と心理的支援		選択	2			○					必2	必2	必2		
社会学と社会システム		選択	2		○						必2	必2			
社会福祉の原理と政策 I		必修	2	○							必2	必2	必2		
社会福祉の原理と政策 II		必修	2		○						必2	必2	必2		
社会福祉調査の基礎		選択	2						○		必2	必2			
ソーシャルワークの基盤と専門職 I		選択	2	○							必2	必2			
ソーシャルワークの基盤と専門職 II		選択	2		○						必2	必2			
ソーシャルワークの理論と方法 I		選択	2			○					必2	必2			
ソーシャルワークの理論と方法 II		選択	2				○				必2	必2			
ソーシャルワークの理論と方法 III		選択	2						○		必2				
ソーシャルワークの理論と方法 IV		選択	2							○	必2				
地域福祉と包括的支援体制 I		選択	2			○					必2	必2			
地域福祉と包括的支援体制 II		選択	2				○				必2	必2			
福祉サービスの組織と経営		選択	2							○	必2				
社会保障 I		選択	2					○			必2	必2	必2		
社会保障 II		選択	2						○		必2	必2	必2		
高齢者福祉		選択	2			○					必2		必2		
障害者福祉		選択	2				○				必2	必2	必2		
児童・家庭福祉		選択	2		○						必2		必2		
貧困に対する支援		選択	2				○				必2				
保健医療と福祉		選択	2					○			必2				
権利擁護を支える法制度		選択	2						○		必2	必2			
刑事司法と福祉		選択	2							○	必2	必2			
ソーシャルワーク演習		選択	1			○					必1	必1			
ソーシャルワーク演習 (専門) I		選択	2					●			必2		必2		
ソーシャルワーク演習 (専門) II	選択	2						●		必2					
ソーシャルワーク実習指導 I	選択	2				○				必2			社福資格希望者のみ		
ソーシャルワーク実習指導 II	選択	2					○			必2			社福資格希望者のみ		
ソーシャルワーク実習指導 III	選択	2						○		必2			社福資格希望者のみ		
ソーシャルワーク実習 I	選択	4					○	○		必4			社福資格希望者のみ		
ソーシャルワーク実習 II	選択	2						○		必2			社福資格希望者のみ		
精神保健福祉士受験資格科目	精神医学と精神医療 I	選択	2				○				必2				
	精神医学と精神医療 II	選択	2				○				必2				
	現代の精神保健の課題と支援 I	選択	2					○			必2				
	現代の精神保健の課題と支援 II	選択	2						○		必2				
	精神保健福祉の原理 I	選択	2			○					必2				

● : 2コマ連続開講

必 = 必修

社会福祉 2021

令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

健康福祉学部  
社会福祉学科

No.2

授業科目	区分	単 位	配当 (開講年次)								社会福 祉士受 験資格	精神保 健士受 験資格	介護福 祉士受 験資格	備考
			1 回生		2 回生		3 回生		4 回生					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
精神保健福祉士受験資格科目	精神保健福祉の原理Ⅱ	選択	2			○						必2		
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)Ⅰ	選択	2						○			必2		
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)Ⅱ	選択	2							○		必2	2024 年度以降は後期開講	
	精神障害リハビリテーション論	選択	2					○				必2		
	精神保健福祉制度論	選択	2				○					必2		
	ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅲ	選択	2					○				必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅳ	選択	2						○			必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅴ	選択	2							○		必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	選択	2					○				必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	選択	2						○			必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅵ	選択	2							○		必2	精神資格希望者のみ	
	ソーシャルワーク実習Ⅲ	選択	7						○	○		必7	精神資格希望者のみ	
介護福祉士受験資格科目	介護の基本Ⅰ	選択	2	○								必2		
	介護の基本Ⅱ	選択	2			○						必2		
	介護の基本Ⅲ	選択	2						○			必2		
	リハビリテーション	選択	1					○				必1	介護資格希望者のみ	
	リスクマネジメント	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	在宅支援	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	コミュニケーション技術	選択	2			●						必2	介護資格希望者のみ	
	生活支援技術Ⅰ (基礎)	選択	2			●						必2	介護資格希望者のみ	
	生活支援技術Ⅱ (応用)	選択	2				●					必2	介護資格希望者のみ	
	生活支援技術Ⅲ (応用)	選択	2					●				必2	介護資格希望者のみ	
	生活支援技術Ⅳ (個別介護技術)	選択	2						●			必2	介護資格希望者のみ	
	生活支援技術Ⅴ (家政)	選択	2							●		必2	介護資格希望者のみ	
	介護過程Ⅰ	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	介護過程Ⅱ	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	介護過程Ⅲ	選択	1				○					必1	介護資格希望者のみ	
	介護過程Ⅳ	選択	1					○				必1	介護資格希望者のみ	
	介護過程Ⅴ (事例研究)	選択	1						○			必1	介護資格希望者のみ	
	介護総合演習Ⅰ	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	介護総合演習Ⅱ	選択	1				○					必1	介護資格希望者のみ	
	介護総合演習Ⅲ	選択	1				○					必1	介護資格希望者のみ	
	介護総合演習Ⅳ	選択	1					○				必1	介護資格希望者のみ	
	介護福祉実習Ⅰ (老人保健施設)	選択	4			○						必4	介護資格希望者のみ	
	介護福祉実習Ⅱ (在宅介護)	選択	1				○					必1	介護資格希望者のみ	
	介護福祉実習Ⅲ (老人福祉施設)	選択	6					○				必6	介護資格希望者のみ	
	発達と老化の理解	選択	2		○							必2		
	認知症の理解Ⅰ	選択	2	○								必2		
	認知症の理解Ⅱ	選択	2			○						必2		
	障害の理解	選択	2		○							必2		
	こころとからだⅠ	選択	1			○						必1	介護資格希望者のみ	
	こころとからだⅡ	選択	1				○					必1	介護資格希望者のみ	
	こころとからだⅢ	選択	1					○				必1	介護資格希望者のみ	
	医療的ケアⅠ	選択	2							○		必2	介護資格希望者のみ	
医療的ケアⅡ	選択	2							○		必2	介護資格希望者のみ		
医療的ケアⅢ	選択	1							○		必1	介護資格希望者のみ		
医療的ケアⅣ (演習)	選択	1							○		必1	介護資格希望者のみ		
自由科目	国際健康福祉プログラムⅢ	選択	1				○						卒業要件単位に含まれない	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅶ	選択	1					○					臨時開講科目・卒業要件単位に含まれない	
合 計			72単位以上											

● : 2コマ連続開講

必 = 必修

健康福祉学部  
〈社会福祉学科 カリキュラム〉

社会福祉 2021





## 1. 教育研究上の目的

健康福祉学部は、子どもから高齢者・障害者まで福祉社会が求めるあらゆるシーンにおいて、健康と福祉を有機的に連携させ、ただ生きるのではなく、より健康で生き生きとした暮らしを手に入れるための人間の営みやあり方を科学的に研究する学部です。この健康福祉学部において、「栄養」を基点に「運動・スポーツ」を大きく捉えて、日々の健康づくりからスポーツ選手の食事＝栄養のあり方までをトータルに学び、わが国の健康や運動・スポーツを栄養面から支える有為な人材の輩出を目指すところが、健康スポーツ栄養学科です。英訳名は、Department of Health, Sports and Nutrition (HSN) です。

健康スポーツ栄養学科は、健康栄養と健康スポーツの2つのコースで構成されます。現在、日本人の平均寿命は世界一ですが、高齢者のかなりの人が寝たきりや何らかの病気を持っているなど、健康面からみたQOL（生活の質）は低い状態にあるといえます。あらゆる人がもっと長く元気に生活をエンジョイし、いかにして健康寿命を延ばすか、そして子どものときから食育を意識し、どのように工夫で元気なからだを作るかを考える必要があります。

健康栄養のコースは、QOLを高めるための健康づくりを目指して、子どもから高齢者、障害者に至るまで、それぞれの年齢や生活習慣に応じた栄養と運動のあり方を学習していきます。また、このコースでは国際栄養についても学びます。栄養はたいへん地域性をもつもので、それだけに国や民族による違いが大きく反映されるため、世界のあらゆる栄養学について研究することは興味に尽きない面白さがあります。世界の食や栄養を学び、私たちの食生活や栄養のあり方を見直していきます。

健康スポーツのコースは、運動・スポーツそのものを楽しんでいる人から競技として運動・スポーツを行っている人まで、運動・スポーツに関わる全ての人を対象に栄養学の大切さを伝えていきます。種々の運動・スポーツに応じた体づくりには適切な食事管理とトレーニングを両立させる必要があります。運動・スポーツに必要な栄養学やスポーツ科学に関する専門的な知識を養い、食物がどのようにからだに利用され、運動のためにどのような食事を摂らなければならないかを研究していきます。そして、栄養士免許を取得した保健体育教諭を養成し、学校教育の中で、「栄養と運動」を融合させた新しい学問体系を広められる人材の養成を目指します。

### (1) 人材養成の目的

- ① 健康・スポーツ・福祉の領域において、専門性を有した栄養士と栄養知識をもった保健体育教諭を養成します。
- ② 全ての人々への健康を、栄養や保健体育教育によって支える、豊かな人間性と幅広い教養を身につけた有為な人材を養成します。
- ③ 栄養教諭や保健体育教諭のコースを設定し、健康や運動・スポーツに必要な食と栄養に関する基礎的・専門的知識と技術を修得し、地域や国際社会において創造性豊かに健康づくりを推進する人材を養成します。
- ④ 社会が必要とする自立心・対話力・創造性を兼ね備え、生涯にわたって社会の発展と福祉に貢献する人材を養成します。

### (2) その他の教育研究上の目的

- ① 社会が求める、適切な栄養教育や運動教育に関わる教育・研究を進めます。
- ② 人々の健康増進やスポーツの現場で必要とされる専門知識を提供するための教育・研究を進めます。
- ③ 世界の人々のライフスタイルに応じた食環境を支援し提供するための、国際的な栄養学や食文化の教育・研究を進めます。
- ④ 思考力、問題解決能力、コミュニケーション力等の学士力を学ぶ教育から、成果をあげるために必要な実践力や社会人基礎力を身につける教育を体系的に進めます。

## 2. 免許の取得をめざす

### ① 栄養士免許証について

栄養士は健康者が健康増進を図るための栄養指導、食育指導および給食施設等の食事管理などを主な業務とします。本学科は、栄養士養成施設として厚生労働大臣の指定を受けており、栄養士の資格を取得するために必要な必修単位を履修し、修了（規定単位厳守による成績優秀な者に限る）した後、都道府県知事により栄養士免許証が交付されます。

### ② 栄養教諭二種免許状について

栄養教諭二種免許状を取得するためには、卒業要件を満たすとともに、栄養士免許証に必要な科目に加えて栄養に係る教育に関する科目と教職に関する科目を履修し、単位を取得することが必要です。

### ③ 中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）について（令和2年度入学生より適用）

保健体育一種免許状を取得するためには、卒業要件を満たすとともに、教科及び教科の指導法に関する科目と教職に関する科目を履修し単位を取得することが必要です。

### ④ 管理栄養士国家試験の受験資格について

管理栄養士は、栄養士以上の知識と技術が必要とされる高度な専門職です。医師や薬剤師とともにチーム医療の一端を担うほか、食品会社の開発部など研究職でも需要が高く、将来性のある有望な免許です。

本学科を卒業した学生は、卒業後厚生労働省で定める施設において1年以上の実務経験を経て管理栄養士国家試験を受験することができます。

学科では、意欲的に資格取得を目指す学生さんに対し、管理栄養士国家試験合格に向け卒業後もサポートをしています。

## 3. 資格の取得をめざす

### ① 健康運動実践指導者の受験資格について

健康運動実践指導者は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技能等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて、実践指導を行うことが出来ると認められたものに与えられる資格です。

本学で開講される所定科目の単位を修得すると、公益財団法人 健康・体力づくり事業財団の実施する認定試験の受験資格が得られます。

### ② スポーツ栄養アドバイザーの受験資格について

特定非営利活動法人 日本スポーツコーチ&トレーナー協会（JASCAT、内閣府 1335 号）が認定している資格です。正しい食とスポーツの知識を理解し、栄養面から競技力の向上をサポートするために、スポーツ栄養学の知識を身につけたいという方のために立ち上げられた資格であり、本学で開講されている所定科目の単位を取得すると、受験資格が得られます。

### ③ 実践健康教育士の受験資格について

実践健康教育士は、学校、職場、地域、医療、福祉などの場面で必要な健康教育の知識や指導技術を取得し、現場で健康教育の実践に当たる専門職です。

本学で開講される所定科目の単位を取得して卒業し、実務経験をけるとともに日本健康教育学会に参加してNPO 法人日本健康教育士養成機構の開催する講習会にて単位を修得すると、認定試験の受験資格が得られます。

### ④ 社会福祉主事任用資格

福祉事務所などの行政機関で、相談や援助などの現業業務に従事するためには、福祉に関する科目を履修した社会福祉主事の資格が必要となります。また、福祉事務所や児童相談所などで老人福祉指導主事、身体障害者福祉司、児童福祉司など、社会福祉各法に定められた業務に従事する職員も社会福祉主事資格が求められます。地方自治体の公務員として採用され、これらの業務に「任用」するための資格となります。また、福祉関係職場での施設長資格や職員採用基準としても活用されています。この任用資格は、「公衆衛生学」、「社会福祉論」、「栄養学総論」、「社会福祉援助技術」の4科目のうち3科目の単位を修得すると、資格が取得できます。

## 4. 学年毎の年間スケジュール

### (健康栄養コース)

	月	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
前 期	4	入学式 健康栄養コースか、健康スポーツ コースかを考えて、1回生を迎えます 大学での学び方や学士力のつ け方を身に付けよう！	専門科目が増えてきます	ゼミで専門的な研究活動が始 まります  スポーツ栄養に関する実習 プロチームの献立作成、食事作りの手伝いや プロ・アマ選手の食事調査などを行います	就職活動、卒業論文が本格的 に始まります  小学校に行っても栄養教諭の教 育実習があります (栄養教諭の単位取得者のみ)
	5				
	6				
	7				
夏 休 み	8	← 地域学習などに積極的に参加しよう！ →			
	9	← 海外研修に積極的に参加しよう！ →			
後 期	10	← 地域学習などに積極的に参加しよう！ →	← 海外研修に積極的に参加しよう！ →	健康運動実践指導者試験対策 が始まります(自由科目で必 要単位をとってれば)  健康運動実践指導者認定試験 (実技;自由科目で必要単位 をとってれば受験可)  ホノルルマラソンへ参加してみよう！	管理栄養士国家試験対策が始 まります*  全国栄養士養成施設協会実力 試験
	11				
	12				
	1				
期	2	ゼミ・卒論の研究室を決めます	健康運動実践指導者認定試験 (筆記;自由科目で必要単位 をとってれば受験可)	卒業論文メ 切 卒業論文発表会	
	3	栄養士を目指す学生研修会 (兵庫県栄養士養成施設協会主催)	栄養士を目指す学生研修会 (兵庫県栄養士養成施設協会主催) 給食管理実習Ⅰ(校外)… 事業所や福祉施設で1週間実 習を行います		
春 休 み	3		就職活動解禁!! スポーツ栄養アドバイザー試験	学位記授与式	

※管理栄養士国家試験受験資格は、卒業後、厚生労働省で定める施設において1年以上の栄養指導に従事した者に与えられます。

### (健康スポーツコース)

	月	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生
前 期	4	入学式 健康栄養コースか、健康スポーツ コースかを考えて、1回生を迎えます 大学での学び方や学士力のつ け方を身に付けよう！	専門科目が増えてきます	ゼミで専門的な研究活動が始 まります  スポーツ栄養に関する実習 プロチームの献立作成、食事作りの手伝いや プロ・アマ選手の食事調査などを行います	就職活動、卒業論文が本格的 に始まります  中・高に行っても保健体育の教 育実習があります。 (保健体育の単位取得者のみ)
	5				
	6				
	7				
夏 休 み	8	← 地域学習などに積極的に参加しよう！ →			
	9	← 海外研修に積極的に参加しよう！ →			
後 期	10	← 地域学習などに積極的に参加しよう！ →	← 海外研修に積極的に参加しよう！ →	健康運動実践指導者試験対策 が始まります  健康運動実践指導者認定試験(実技)  ホノルルマラソンへ参加してみよう！	管理栄養士国家試験対策が始 まります*  全国栄養士養成施設協会実力 試験
	11				
	12				
	1				
期	2	ゼミ・卒論の研究室を決めます	健康運動実践指導者認定試験(筆記)	卒業論文メ 切 卒業論文発表会	
	3	栄養士を目指す学生研修会 (兵庫県栄養士養成施設協会主催)	栄養士を目指す学生研修会 (兵庫県栄養士養成施設協会主催) 給食管理実習Ⅰ(校外)… 事業所や福祉施設で1週間実 習を行います		
春 休 み	3		就職活動解禁!! スポーツ栄養アドバイザー試験	学位記授与式	

※管理栄養士国家試験受験資格は、卒業後、厚生労働省で定める施設において1年以上の栄養指導に従事した者に与えられます。

令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

健康福祉学部

健康スポーツ栄養学科

No. 1

授業科目	健康栄養コース	健康スポーツコース	単位	配当(開講)年次								備考
				1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
社会生活と健康	公衆衛生学	必修	2					○				中高免必修
	社会福祉論	必修	2							○		
人体の構造と機能	解剖生理学	必修	2		○							中高免必修
	解剖生理学実験	必修	1			●						
	運動生理学 I	必修	2		○							中高免必修
	スポーツ医学	必修	2					○				
	臨床医学概論	必修	2				○					2024 年度以降は前期開講
	生化学	必修	2		○							
	生化学実験	必修	1			●						
食品と衛生	食品学総論	必修	2	○								
	食品学実験	必修	1		●							
	食品加工学(食品微生物学を含む)	必修	2						○			
	食品加工学実習	必修	1							●		
	食品衛生学	必修	2			○						中高免必修
	食品衛生学実験	必修	1				●					
学 科 共 通 専 門 科 目	栄養学総論	必修	2	○								
	栄養学実験	必修	1				●					
	応用栄養学	必修	2			○						
	応用栄養学実習	必修	1				●					
	スポーツ栄養学 I	必修	2		○							
	臨床栄養学概論	必修	2					○				
	臨床栄養学実習	必修	1						●			
	栄養教育・指導論 I	必修	2		○							2024 年度以降は「栄養教育論」
	栄養教育・指導論 II (カウンセリング論含む)	必修	2			○						
	栄養教育・指導論実習	必修	1				●					
給食の運営	公衆栄養学概論	必修	2				○					
	公衆栄養学実習	必修	1						●			
	学校栄養教育論	選択	2						○			栄教免必修
	給食計画・実務論	必修	2			○						
	給食運営管理実習	必修	1				●					
	調理科学	必修	2	○								2024 年度以降は「調理学」
	基礎調理学実習	必修	1	●								
	応用調理学実習 I	必修	1					●				
	応用調理学実習 II	必修	1							●		
	給食管理実習 I (校外)	必修	1					△	△			
ライフサイエンス関連科目	食生活論	選択	2							○		
	栄養機能食品論	選択	2					○				
	生活習慣病と食生活	選択	2							○		
	グローバル・ヘルスプロモーション	選択	2					○				
健康・福祉関連科目	国際栄養論	選択	2				○					2024 年度以降廃止
	国際健康福祉プログラム I	選択	1					△	△	△	△	
	国際健康福祉プログラム II	選択	1					△	△	△	△	
	健康福祉論(ライフサイクルとQOLを含む)	選択	2							○		
	社会福祉援助技術	選択	1							○		
	健康食育論	選択	2			○						
	障害者とスポーツ	選択	2		○							
	災害時の食事・栄養管理実習	選択	1								●	

健康スポーツ栄養 2021

令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

健康福祉学部  
健康スポーツ栄養学科

No. 2

授 業 科 目	健康栄養コース	健康スポーツコース	単 位	配当 (開講) 年次								備 考		
				1 回生		2 回生		3 回生		4 回生				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
学 科 共 通 専 門 科 目	そ の 他	基礎演習 I	必修	1	○									
		基礎演習 II	必修	1		○								
		専門演習 I	必修	1					○					
		専門演習 II	必修	1						○				
		卒業論文	必修	8							○	○		
導 入 教 育	基礎生物学演習	選択	1	○										
	コメディカル領域の生物学演習	必修	1		○								2023 年度以降廃止	
	基礎化学演習	選択	1	○										
	コメディカル領域の化学演習	必修	1		○								2023 年度以降廃止	
ス ポー ツ 栄 養 関 連 科 目	運動生理学 II (環境生理学を含む)	選択	2						○					
	運動生理学実習	選択	1					●						
	スポーツ栄養学 II	選択	2			○								
	スポーツ栄養指導実習	選択	1					●						
	スポーツ栄養クッキング	選択	1					●						
	スポーツ栄養情報処理演習	選択	1				○							
健 康 と 運 動 関 連 科 目	生涯スポーツ科学 (スポーツ心理学を含む)	選択	2	○										
	運動プログラム論	選択	2				○							
	健康体力評価論 (含実習)	選択	1					○						
	機能運動論	必修	2				○						中高免必修	
	理学療法論	選択	2							○				
	応急手当実習	選択 必修	1					○					中高免必修	
	トレーニング論	選択	2							○				
	学校保健	必修	2				○						中高免必修	
	体育心理学	必修	2							○			中高免必修	
	体育原理	必修	2	○									中高免必修	
	健康管理概論 (倫理学を含む)	選択	2	○									2023 年度以降「健康医学入門」	
	身体運動実習 I (ダンス)	必修	1						○				中高免必修	
	身体運動実習 II (ジョギング)	必修	1				○						中高免必修	
	身体運動実習 III (水泳)	必修	1						○				中高免必修	
健康スポーツ指導法 I (体づくり運動)	必修	1							○			中高免必修		
健康スポーツ指導法 II (武道)	必修	1		○								中高免必修		
健康スポーツ指導法 III (陸上)	必修	1							○			中高免必修		
健康スポーツ指導法 IV (器械運動)	必修	1							○			中高免必修		
コーチング論	選択	2								○				
スポーツマネジメント論	選択	2									○			
トレーニング実践演習 I	選択	1	○											
トレーニング実践演習 II	選択	1		○										
保健体育科指導法 I	必修	2				○						中高免必修		
保健体育科指導法 II	必修	2					○					中高免必修		
保健体育科指導法 III	選択	2						○				中免必修		
保健体育科指導法 IV	選択	2							○			中免必修		
単位互換科目 (専門)														
合 計				87 単位以上必修										

健康福祉学部  
(健康スポーツ栄養学科  
カリキュラム)

健康スポーツ栄養 2021



## Ⅳ 教職課程について

# 教職課程について

(1) 本学部で取得できる免許状は次のとおりです。免許状取得に必要な単位数は p.64 以降を参照してください。

学 部	学 科	教員免許状の種類	基礎資格
健康福祉学部	健康スポーツ栄養学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）	学士の学位
		高等学校教諭一種免許状（保健体育）	
		栄養教諭二種免許状	学士の学位 栄養士の免許を受けていること

(2) 教員免許状を取得するためには、学士の学位を有し（大学を卒業し）、「教育職員免許法及び同法施行規則」に定められた科目について単位を修得しなければなりません。また、栄養教諭二種免許状の取得には栄養士の免許を取得しておかなければなりません。

1) 「教育職員免許法及び同法施行規則」により、免許状の種類ごとに「教科及び教科の指導法に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」がそれぞれに規定されています。

「教育職員免許法及び同法施行規則」では、教育職員の資質の保持と向上をはかることを目的に、教育職員免許状授与にかかわる諸条件等が定められています。これらの定めにより本学は学科ごとに文部科学省から教育職員の養成機関としての課程認定を受け、これに基づく科目が開講されています。

2) p.64 以降に、免許状の種類ごとに「科目一覧表」を掲載していますので、それに基づいて必要な科目の単位数を修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」については、学科の専門科目（一部、全学共通教養科目）として開講されているので、規定区分に従った単位を必ず修得しなければなりません。

さらに、「教育の基礎的理解に関する科目等」は教育職員免許状の取得を目指す者は必ず履修しなければなりません。原則として、これらの科目を履修し、教育実習の事前指導を受け、教育職員に準じた資質を身に付けた者でなければ、教育実習へ行くことを許可できませんので、他科目との調整を含めて計画的に履修するようにしてください。

また、教育職員採用試験は必ず受験するという強い意志をもって教職課程を履修してください。

3) 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として、全学共通教養科目に開設されている下記科目を必ず修得しなければなりません。

日本国憲法（2 単位）

情報 I（2 単位）

外国語コミュニケーション I（1 単位）

外国語コミュニケーション II（1 単位）

スポーツと健康の科学（2 単位）

基礎トレーニング（1 単位）

(3) 教育実習について

教育実習を行うためには、必ず「事前指導」及び「事後指導」の履修が必要です。3 回生後期開講の「教育実習指導」を必ず履修してください。

教育実習の期間は、中学校（中一種免）で 3 週間の実習を、また高等学校（高一種免）で 2 週間の実習が必要です。中学校及び高等学校の両方の免許状を取得する場合は、中学校または高等学校で 3 週間、中学校または高等学校のいずれか一方の免許状のみを取得する場合は、それに相当する校種で実習を実施します。

教育実習校の決定については、実習前年度に出身校等を訪問し実習の受け入れを依頼する、または、所管教育委員会との連携により実習校を配当していただくこととなります。原則として、実習校の内諾後の変更はできません。

なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修し、教育職員に準じた資質を身につけた上で、教育実習の事前



指導を受けた者で、かつ指示に従う者でなければ、教育実習の実施は許可できません。

また、実習校では、当該学校の規則を遵守するとともに指導教員の指示に従い、誠心誠意、実習に臨み好成績を上げなければ資質を問われますので努力をしてください。

このようなことから、本学においては、教育実習を履修するにあたり、原則として次の条件が満たされていないならばなりません。日頃より努力をしてください。万一、条件が満たせない場合は、自己判断せず教職支援センターに相談してください。

教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また、小学校実習を除き、3回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

- (1) 卒業要件単位の90単位以上を修得済みであること。
- (2) 通算GPAが2.0以上であること。
- (3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科の指導法Ⅰ・Ⅱを含み20単位以上修得済みであること。

なお、幼稚園実習については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

- (4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

小学校実習については、2回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

- (1) 卒業要件単位の72単位以上を修得済みであること。
- (2) 通算GPAが2.0以上であること。
- (3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、1・2回生の必修科目を修得済みであること。
- (4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1・2回生の必修科目を修得済みであること。

令和5年4月1日改正

※中学校の教育職員免許状取得をめざす者は、教育実習とは別に7日間の介護等体験が必要です。この体験にかかる証明書の交付を受け、免許状申請時に添付しなければなりません。

詳細については、教職支援センターでお尋ねください。

#### (4) 栄養教育実習について

栄養教育実習は給食を実施している学校で、1週間の実習が必要です。

栄養教育実習の単位には、学校現場での実習のほか「事前指導」及び「事後指導」の履修が必要です。3回生後期に開講される「栄養教育実習指導」を必ず履修してください。

栄養教育実習校の決定については、実習前年度に出身校（小学校）等を訪問し実習の受け入れを依頼する、または、所管教育委員会との連携により実習校を配当していただくことになります。原則として、実習校の内諾後の変更はできません。

なお、「栄養に係る教育に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修し、教育職員に準じた資質を身につけた上で、栄養教育実習の事前指導を受けた者で、かつ指示に従う者でなければ、栄養教育実習の実施は許可できません。

また、実習校では、当該校の規則を遵守するとともに指導教員の指示に従い、誠心誠意、実習に臨み好成績を上げなければ資質を問われますので努力をしてください。

このようなことから本学においては、栄養教育実習を履修するにあたり、原則として次の条件が満たされていないならばなりません。日頃より努力をしてください。万一、条件が満たせない場合は、自己判断せず、教職支援センターに相談してください。

栄養教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約すること、栄養士免許取得見込みであること、管理栄養士養成課程においては、管理栄養士国家試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位の90単位以上修得済みであること。

① 科目の6割以上が「良」以上であること。

② 専門科目については、1～3回生の必修科目をすべて修得済みであること。

③ 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Ⅰの各単位を修得済みであること。

(2) 学校栄養教育論Ⅰ、学校栄養教育論Ⅱ各2単位を修得済みであること。

但し、健康スポーツ栄養学科は学校栄養教育論2単位を修得済みであること。

(3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」をすべて修得済みであること。

# 介護等体験について

## 1. 対象

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が平成10年4月1日から施行され、小学校教諭及び中学校教諭の免許状の取得をめざす者が対象となります。

## 2. 種類・期間

介護等体験の期間は7日間で、その内訳については、原則として次のとおりです。

- ① 社会福祉施設等での介護等体験 5日
- ② 特別支援学校での介護等体験 2日

## 3. 事前指導

・介護等体験は3回生で実施しますが、2回生後期開講の「介護等体験」を必ず履修してください。以下の予定表に従って事前指導を行います。事前指導から介護等体験及び事後指導を通して「介護等体験」1単位が与えられます。

《介護等体験事前指導予定表》

・事前指導に全回出席した者に限り、体験の参加が認められます。

(欠席者は介護等体験を辞退したものとみなしますので注意してください。また、講義等の補講及び上級生での再履修は一切認められませんので、心得て事前指導を受けるようにしてください。)

・オリエンテーションに関しては教職支援センターの教職員が担当します。

・申込手続きは、教育委員会・社会福祉協議会から要項が届き次第、説明会を行います。説明会の日時は、授業中または掲示等で案内します。

※上記のスケジュールは変更することがあります。掲示等での案内に従ってください。

2回生	9月下旬	オリエンテーション
	10月～(全5回)	介護等体験事前指導開始
	11月中旬～	介護等体験申込手続き開始
3回生	4月中旬～	体験先決定及び直前指導 体験開始

## 4. 申込み

介護等体験の申込みは、大学を通じて教育委員会・社会福祉協議会に申し込みます。受入学校・施設・日程は、教育委員会・社会福祉協議会が調整を行いますので、必ずしも希望どおりの学校・施設・日程に配当されるとは限りません。配当された学校・施設・日程で体験を実施してもらいます。

## 5. 体験費

社会福祉施設では体験費として、1日2,200円で5日間の11,000円を申込み時に払込まなければなりません。

いかなる理由であれ、一旦払込んだお金は返金されません。

※体験費は、令和5年12月時点の金額です。

## 6. 体験先決定・直前指導

受入学校・施設・日程及び直前指導の日時は、3回生の4月上旬にお知らせしますので、各自確認してください。

直前指導は、体験開始の約2週間～1ヶ月前に、体験の際に必要な書類の配付や、注意事項等の説明を行います。特別支援学校での体験前と社会福祉施設での体験前の2回行いますので、それぞれに必ず出席してください。

## 7. 介護等体験証明書

介護等体験に参加するときは、終了証明書の用紙を持参し、これに証明印を受け、交付を受けたら直ちに教職支援センターへ提出してください。

この証明書は、免許状申請時に教育委員会へ提出しなければなりません。再発行はされませんので、紛失しないように注意してください。

# 教員免許状取得科目開講年次一覧

中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）取得に関する科目（令和3（2021）年度入学生用）  
健康スポーツ栄養学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科及び教科の指導法に関する科目	身体運動実習Ⅰ（ダンス）	1								○				体育実技
	身体運動実習Ⅱ（ジョギング）	1						○						
	身体運動実習Ⅲ（水泳）	1								○				
	スポーツ実技Ⅰ-Ⅰ（球技）	1			全学共通教養科目		○							
	健康スポーツ指導法Ⅰ（体づくり運動）	1									○			
	健康スポーツ指導法Ⅱ（武道）	1					○							
	健康スポーツ指導法Ⅲ（陸上）	1									○			
	健康スポーツ指導法Ⅳ（器械運動）	1									○			
	トレーニング実践演習Ⅰ			1			○							
	トレーニング実践演習Ⅱ			1			○							
	体育心理学	2										○		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	体育原理	2					○							
	機能運動論	2			運動方法学を含む。				○					
	解剖生理学	2						○						生理学（運動生理学を含む。）
	運動生理学Ⅰ	2						○						
	運動生理学Ⅱ（環境生理学を含む）			2								○		
	運動生理学実習			1							○			
	公衆衛生学	2									○			衛生学・公衆衛生学
	食品衛生学	2							○					
	学校保健	2			小児保健、精神保健、学校安全を含む。				○					学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
応急手当実習	1								○					
保健体育科指導法Ⅰ	2							○					各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
保健体育科指導法Ⅱ	2							○						
保健体育科指導法Ⅲ	2			高免選択						○				
保健体育科指導法Ⅳ	2			高免選択							○			
中免 33単位以上 高免 29単位以上														中免28単位 高免24単位 } (最低修得単位)

施行規則欄「」内は選択開設

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の理論と指導法			2	中免取得要件単位には含まない							○		大学が独自に設定する科目
	学校観察実習A			2				○	○					
	学校観察実習B			2						○	○			
	学校観察実習C			2								○	○	
	介護等体験	1			高免選択				○	○	○			
	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、あわせて中免4単位以上、高免12単位以上修得すること。													
	中免 4単位以上 高免 12単位以上													中免4単位 高免12単位 } (最低修得単位)

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分			備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目
		中免必修	高免必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2						○						教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○								
	教育の制度と経営	2				○								
	教育心理学	2						○						
	特別支援教育	2				○								
	教育課程論	2								○				
	道徳教育の理論と指導法	2			高免取得要件単位には含まない							○		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	総合的な学習の時間の指導法	2						○						
	特別活動の指導法	2									○			
	教育の方法及び技術	2									○			
	生徒・進路指導論	2			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。						△	△		
	教育相談	2									○			
	教育実習指導	1			事前・事後指導							○		教育実践に関する科目
	教育実習A		2		高免のみ取得する場合							○		
	教育実習B	4										○		
	教育実習C			2	(編入生用)							○		
教職実践演習(中・高)	2											○		
中免 31単位 高免 27単位以上													中免 27単位 高免 23単位 } (最低修得単位)	

△印 前期又は後期

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

全学共通教養科目に配当されている下記科目は必修です。

- 日本国憲法 (2単位)
- 情報Ⅰ (2単位)
- 外国語コミュニケーションⅠ (1単位)
- 外国語コミュニケーションⅡ (1単位)
- スポーツと健康の科学 (2単位)
- 基礎トレーニング (1単位)

- \* 「教育実習」は、中免のみ取得する者及び中免と高免の両方取得する者は「教育実習B(4単位)」を、高免のみ取得する者は「教育実習A(2単位)」を履修すること。
- \* 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習終了後、又は4回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。

## 栄養教諭二種免許状取得に関する科目（平成 31（2019）年度以降入学生用）

### 健康スポーツ栄養学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育論	2									○		栄養に係る教育に関する科目
	栄教免 2 単位												栄教免2単位(最低修得単位)

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備考	1回生		2回生		3回生		4回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2					○						教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○							
	教育の制度と経営	2				○							
	教育心理学	2					○						
	特別支援教育	2				○							
	教育課程論	2							○				
	道徳教育の理論と指導法	2								○			道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	総合的な学習の時間の指導法	2					○						
	特別活動の指導法	2								○			
	教育の方法及び技術	2								○			
	生徒指導論（栄教・養教）	2								○			
	教育相談	2								○			
	栄養教育実習指導	1		事前・事後指導							○		教育実践に関する科目
	栄養教育実習	1									○		
	教職実践演習（栄養教諭）	2										○	
栄教免 28 単位													栄教免12単位(最低修得単位)

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

全学共通教養科目に配当されている下記科目は必修です。

日本国憲法（2 単位）

情報 I（2 単位）

外国語コミュニケーション I（1 単位）

外国語コミュニケーション II（1 単位）

スポーツと健康の科学（2 単位）

基礎トレーニング（1 単位）

\* 「教職実践演習（栄養教諭）」は、栄養教育実習終了後、又は 4 回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。

# 学校観察実習 A・B・C について

中学校・高等学校教諭の課程の「大学が独自に設定する科目」に開設されている「学校観察実習 A・B・C」履修希望者は、下記の文章を熟読し、必ず説明会に出席してください。又、履修は学年に関係なく必ず A から受講してください。その後、B→C の順に受講してください。

## 1. 内容等

学校教育の場にあつては学習者と教授者のコミュニケーションの在り方が最大の課題であり、一人ひとりの児童生徒をどのように受け入れるかは、実際の教育の現場においてこそ学び取れるものです。神戸市やその他市町村の募集するスクールサポーターや近隣の中・高等学校との連携によって、観察実習を設置し、児童生徒の行動や考え方を真剣に観察し、受け入れ、真の教師像とはどのようなものであるかを考え学ぶ場を設けます。神戸市やその他の市町村が募集しているスクールサポーターなどには、以下のものがあります。(下記以外は各市等に問い合わせること)

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ①神戸市スクールサポーター     | ②芦屋市学生ボランティア          |
| ③伊丹市子どもサポーター      | ④神戸市特別支援ボランティア (LD 児) |
| ⑤神戸市体力アップサポーター    | ⑥大阪府インターンシップ          |
| ⑦京都市学生ボランティア      | ⑧姫路ヤングメンタルアドバイザー      |
| ⑨姫路市障害者支援ボランティア   | ⑩加古川市学生スクールパートナー      |
| ⑪尼崎市心の教育ボランティア    | ⑫宝塚市支援ボランティア          |
| ⑬兵庫県その他市町村生き生き応援団 | ⑭堺市学生ボランティア           |
| ⑮明石市ボランティア        | ⑯神戸市学校インターンシップ        |

教師になりたいという強い意志が固まった 2 回生以上の学年から履修可能です。単に教員免許が欲しいというだけでは不十分です。直接学校現場で子どもの前に立つのですから責任を持って履修してください。開始は 5 月末～ 6 月初旬で中・高等学校に行くのは週に 1 回程度または夏休み・春休みです。または、高等学校では決められた期間に集中して参加します。週に 1 度、午前中または一日、空き時間を作ってください。その時間を作るために同じ内容の講義を他クラスで受けた人は、「他クラス受講願」を提出する必要があるので教務課まで申し出てください。

## 2. 手続き

学校観察実習を希望する学生は説明会（3 月下旬又は 4 月初旬）に必ず出席してください。説明会に参加し面接を受けた人のみ履修できます。説明会と面接の日程は教職支援センターから KISS システム又は掲示にて知らせます。

履修希望者は教職支援センターの担当者へ受講希望の意思表示をしてください（4 月中旬の指定日締切り）。登録申請用紙は説明会時に配付します。5 月下旬に配置中学校等を決定し、教職支援センターから知らせます。

## 3. 単位修得の注意点

履修登録が必要です。通年科目のため、後期から活動する希望者も前期に履修登録をしてください。ただし、活動時間が足りない場合は単位が認められません。単位修得のための活動時間数を満たした場合のみ、「大学が独自に設定する科目」の選択科目として 2 単位（通年）が認められます。

学校ボランティアは単位修得にかかわらず活動可能なので、まずは、説明会（3 月下旬または 4 月上旬）に出席してください。





## V その他資格・養成講座

- 介護福祉士受験資格養成講座（社会福祉学科）
- 社会福祉士受験資格養成講座（社会福祉学科）
- 精神保健福祉士受験資格養成講座（社会福祉学科）
- 栄養士養成課程（健康スポーツ栄養学科）
- 実践健康教育士受験資格養成講座（健康スポーツ栄養学科）
- 健康運動実践指導者受験資格養成講座（健康スポーツ栄養学科）
- スポーツ栄養アドバイザー受験資格養成講座（健康スポーツ栄養学科）
- インターンシップ（就職支援）

# 介護福祉士受験資格養成講座

介護福祉士とは、「介護福祉士の名称をもちいて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法 第2条第2項）をいいます。

高齢社会のなかでの活躍が期待される人材で、介護保険制度の中核的なサービス提供者として社会が求めています。「介護福祉クラス」で所定の科目を修得すれば、介護福祉士国家試験の受験資格を得ることができます。

## 令和3（2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 社会福祉学科

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目	授業科目	区分	単位	年次								備考
				1回生		2回生		3回生		4回生		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
人間と社会	人間の尊厳と自立	社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	○							
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	必修	2		○						
	人間関係とコミュニケーション	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	必修	2					●			
	社会の理解	社会保障Ⅰ	必修	2					○			
		社会保障Ⅱ	必修	2						○		
人間と社会に関する選択科目	高齢者福祉	必修	2			○						
	児童・家庭福祉	必修	2		○							
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	必修	2		○						
		介護の基本Ⅱ	必修	2			○					
		介護の基本Ⅲ	必修	2						○		
		リハビリテーション	必修	1					○			
		リスクマネジメント	必修	1			○					
		在宅支援	必修	1			○					
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	必修	2			●					
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ（基礎）	必修	2			●					
		生活支援技術Ⅱ（応用）	必修	2				●				
		生活支援技術Ⅲ（応用）	必修	2					●			
生活支援技術Ⅳ（個別介護技術）		必修	2						●			
生活支援技術Ⅴ（家政）		必修	2							●		
介護過程	介護過程Ⅰ	必修	1			○						
	介護過程Ⅱ	必修	1			○						
	介護過程Ⅲ	必修	1					○				
	介護過程Ⅳ	必修	1						○			
	介護過程Ⅴ（事例研究）	必修	1							○		
介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	必修	1			○						
	介護総合演習Ⅱ	必修	1				○					
	介護総合演習Ⅲ	必修	1					○				
	介護総合演習Ⅳ	必修	1						○			
介護実習	介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）	必修	4			○						
	介護福祉実習Ⅱ（在宅介護）	必修	1			○						
	介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）	必修	6					○				
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	必修	2		○						
		心理学と心理的支援	必修	2			○					
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	必修	2	○							
		認知症の理解Ⅱ	必修	2			○					
	障害の理解	障害者福祉	必修	2				○				
		障害の理解	必修	2		○						
	こころとからだのしくみ	医学概論	必修	2	○							
		こころとからだⅠ	必修	1			○					
		こころとからだⅡ	必修	1				○				
		こころとからだⅢ	必修	1					○			
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	必修	2						○		
		医療的ケアⅡ	必修	2						○		
		医療的ケアⅢ	必修	1						○		
		医療的ケアⅣ（演習）	必修	1						○		
78 単位												

●・・・2コマ連続開講

# 社会福祉士受験資格養成講座

- ① 社会福祉士という福祉専門職の国家資格は、特定の役所や福祉施設の帰属を条件とするいわゆる任用資格とは違い、独立した個人のもつ資格です。
- ② 社会福祉士は、人間としての尊厳や自立生活への援助の意味をよく理解し、専門職倫理を身につけ、広く専門の知識・技術を有し、これらを駆使して福祉に関する多様な相談に応ずるとともに相談者のニーズに対応したサービスに関する情報や支援のためのプログラムを提供することが求められています。
- ③ 社会福祉士養成の指定科目は、下表に示すとおり社会福祉問題の理解・分析・現状認識・相談援助の技法の習得に必須の科目が配されています。社会福祉士国家試験の受験資格を得るには、これら科目の修得が条件です。

## 令和3（2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 社会福祉学科

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目	授業科目	区分	単位	年次								備考								
				1回生				2回生					3回生				4回生			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期				
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法	医学概論	医学概論	必修	2	○															
	心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	必修	2			○													
	社会学と社会システム	社会学と社会システム	必修	2		○														
	社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	○														
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	社会福祉の原理と政策Ⅱ	必修	2		○													
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	必修	2						○											
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	必修	2	○															
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	必修	2		○														
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	必修	2			○												
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	必修	2				○											
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	必修	2								○								
ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	必修	2									○								
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	必修	2			○													
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	必修	2				○												
	福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	必修	2									○							
サービスに関する知識	社会保障	社会保障Ⅰ	必修	2						○										
		社会保障Ⅱ	必修	2							○									
	高齢者福祉	高齢者福祉	必修	2			○													
	障害者福祉	障害者福祉	必修	2				○												
	児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	必修	2		○														
	貧困に対する支援	貧困に対する支援	必修	2				○												
	保健医療と福祉	保健医療と福祉	必修	2						○										
	権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	必修	2							○									
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	必修	2									○								
演習・実習	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	必修	1			○													
	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	必修	2						●										
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	必修	2							●									
	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	必修	2				○												
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	必修	2					○											
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	必修	2						○										
	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	必修	4						○	○									
ソーシャルワーク実習Ⅱ		必修	2							○										
				65 単位																

●・・・2コマ連続開講

# 精神保健福祉士受験資格養成講座

- ① 精神科病院やクリニック、精神障害者社会復帰施設などで、精神障害者の治療や社会復帰などのために相談や支援を行うソーシャルワーカー（PSW）の国家資格です。精神保健福祉士試験に合格して、精神保健福祉士登録簿に登録された者は精神保健福祉士の名称を用いて必要とされる分野で活躍します。
- ② 下表に示す指定科目を履修すれば、精神保健福祉士の国家試験を受験することができます。

## 令和3（2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 社会福祉学科

精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	授 業 科 目	区 分	単 位	年次								備 考								
				1 回 生				2 回 生					3 回 生				4 回 生			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		前 期	後 期	前 期	後 期				
医学概論	医学概論	必修	2	○																
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	必修	2			○														
社会学と社会システム	社会学と社会システム	必修	2		○															
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	必修	2	○																
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	必修	2		○															
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	必修	2			○														
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	必修	2				○													
社会保障	社会保障Ⅰ	必修	2					○												
	社会保障Ⅱ	必修	2						○											
障害者福祉	障害者福祉	必修	2				○													
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	必修	2						○											
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	必修	2								○									
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	必修	2							○										
精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ	必修	2				○													
	精神医学と精神医療Ⅱ	必修	2				○													
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	必修	2						○											
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	必修	2							○										
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	必修	2	○																
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	必修	2		○															
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	必修	2			○														
	精神保健福祉の原理Ⅱ	必修	2				○													
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	必修	2			○														
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	必修	2				○													
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	必修	2								○									
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	必修	2									○								
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	必修	2							○										
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	必修	2							○										
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	必修	1			○														
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	必修	2							○										
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	必修	2								○									
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	必修	2									○								
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	必修	2							○										
	ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	必修	2								○									
	ソーシャルワーク実習指導Ⅵ	必修	2									○								
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅲ	必修	7									○	○							
				74 単位																

# 栄養士養成課程

栄養士とは、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受け、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいいます。

本学科は、栄養士の養成施設の指定を受け、栄養士養成課程を開講しています。

栄養士の資格を取得するためには、下表にある「栄養士法施行規則別表第一」に規定されている科目に対応する本学の授業科目の単位数を修得しなければなりません。

## 令和2（2020）年度以降入学生用 開講年次一覧

対象：健康スポーツ栄養学科

教育内容	単位数 講義又は演習 実験又は実習	授業科目	区分	単位数 講義又は演習 実験又は実習	年次								備考		
					1回生		2回生		3回生		4回生				
と健康 生活	4	公衆衛生学	必修	2					○						
		社会福祉論	必修	2								○			
人体の構造と機能	8	解剖生理学	必修	2			○								
		解剖生理学実験	必修	1			●								
		運動生理学Ⅰ	必修	2			○								
		スポーツ医学	必修	2						○					
		臨床医学概論	必修	2					○						2024年度以降は前期開講
		生化学	必修	2			○								
		生化学実験	必修	1				●							
食品と衛生	6	食品学総論	必修	2		○									
		食品学実験	必修	1			●								
		食品加工学(食品微生物学を含む)	必修	2							○				
		食品加工学実習	必修	1									●		
		食品衛生学	必修	2				○							
		食品衛生学実験	必修	1					●						
栄養と健康	8	栄養学総論	必修	2		○									
		栄養学実験	必修	1						●					
		応用栄養学	必修	2				○							
		応用栄養学実習	必修	1					●						
		スポーツ栄養学Ⅰ	必修	2			○								
		臨床栄養学概論	必修	2						○					
栄養の指導	6	臨床栄養学実習	必修	1						●					
		栄養教育・指導論Ⅰ	必修	2			○							2024年度以降は「栄養教育論」	
		栄養教育・指導論Ⅱ(カウンセリング論含む)	必修	2				○							
		栄養教育・指導論実習	必修	1					●						
		公衆栄養学概論	必修	2					○						
給食の運営	4	公衆栄養学実習	必修	1							●				
		給食計画・実務論	必修	2				○							
		給食運営管理実習	必修	1						●					
		調理科学	必修	2			○								2024年度以降は「調理学」
		基礎調理学実習	必修	1		●									
		応用調理学実習Ⅰ	必修	1							●				
		応用調理学実習Ⅱ	必修	1									●		
給食管理実習Ⅰ(校外)	必修	1							△	△			△は前期又は後期		
合計	36	14	合計		38	15	必修53単位								

# 実践健康教育士受験資格養成講座

実践健康教育士は、実際に学校、職場、地域、医療、福祉などの現場で健康教育の実践にあたり、NPO法人日本健康教育士養成機構と日本健康教育学会の認定資格です。

下表に掲げる授業科目を修得のうえ、卒業後、NPO法人日本健康教育士養成機構が行う研修会で指定科目（4単位）を修得及び健康教育の実務経験1年を有し、認定試験に合格すれば認定証を取得することができます。

## 平成 31（2019）年度以降入学生用 開講年次一覧

対象 健康スポーツ栄養学科

授 業 科 目	年次	区分	単 位	配 当（開 講）年 次								備 考		
				1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
公衆衛生学	必修	2						○						
栄養教育・指導論Ⅰ	必修	2		○										2024年度以降は「栄養教育論」
栄養教育・指導論Ⅱ（カウンセリング論含む）	必修	2			○									
公衆栄養学概論	必修	2				○								
給食運営管理実習	必修	1				●								

●…2コマ連続開講

# 健康運動実践指導者受験資格養成講座

健康運動実践指導者の資格は、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導知識・技能等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づいて、実践指導を行うことができる者に与えられる資格です。

下表に掲げる授業科目の単位を取得すると、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する認定試験の受験資格が得られます。

なお、在学中に一度も認定試験を受験しなければ、受験資格は喪失しますので、注意してください。

## 令和2（2020）年度以降入学生用 開講年次一覧

対象 健康スポーツ栄養学科

授 業 科 目	区 分	年 次	配 当（開 講）年 次								備 考		
			1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生				
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
公衆衛生学	必修	2						○					
解剖生理学	必修	2		○									
運動生理学 I	必修	2		○									
スポーツ医学	必修	2						○					
栄養学実験	必修	1						●					
応用栄養学	必修	2			○								
スポーツ栄養学 I	必修	2		○									
臨床栄養学概論	必修	2						○					
栄養教育・指導論 I	必修	2		○									2024 年度以降は「栄養教育論」
健康管理概論（倫理学を含む）	必修	2	○										2023 年度以降は「健康医学入門」
生涯スポーツ科学（スポーツ心理学を含む）	必修	2	○										
運動プログラム論	必修	2				○							健康栄養コース自由科目
身体運動実習 I（ダンス）	必修	1						○					健康栄養コース自由科目
身体運動実習 II（ジョギング）	必修	1			○								健康栄養コース自由科目
身体運動実習 III（水泳）	必修	1						○					健康栄養コース自由科目
健康体力評価論（含実習）	必修	1						○					
応急手当実習	必修	1				○							
機能運動論	必修	2				○							健康栄養コース自由科目
基礎トレーニング	必修	1	○										全学共通教養科目

●…2コマ連続開講

# スポーツ栄養アドバイザー受験資格養成講座

NPO 法人 日本スポーツコーチ&トレーナー協会（JASCAT、内閣府 1335 号）が認定している資格である。近年アスリートの成長や躍進がトレーニングのみで培われるものでなく、日々の食事の積み重ねやその内容、タイミングの良し悪しが重要であることが明らかになってきた。そのような背景のもと、正しい食とスポーツの知識を理解し、栄養面から競技力の向上をサポートするために、スポーツ栄養学の知識を身につけたいという方のために立ち上げられた資格である。

下表に掲げる授業科目を修得のうえ、JASCAT が行う認定試験に合格すれば、認定証を取得することができます。

## 令和 2（2020）年度以降入学生用 開講年次一覧

対象 健康スポーツ栄養学科

授 業 科 目	年次	区分	単 位	配 当（開 講）年 次								備 考		
				1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
運動生理学 I	必修	2		○										
スポーツ医学	必修	2							○					
食品学総論	必修	2	○											
栄養学総論	必修	2	○											
スポーツ栄養学 I	必修	2		○										
運動生理学 II（環境生理学を含む）	必修	2							○					
スポーツ栄養学 II	必修	2			○									
生涯スポーツ科学（スポーツ心理学を含む）	必修	2	○											
栄養機能食品論	必修	2							○					
応急手当実習	必修	1				○								
				19 単位以上必修										



# インターンシップ（就職支援）

インターンシップとは学生が企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度です。企業の中に入って、大学の講義ではなく実際に「仕事」を行うことで、自分の将来を見つめ、職業や社会に対する意識を高めることがその目的です。

本プログラムは3回生を対象とし、夏季休暇中の実習を主体としますが、事前ガイダンス等の出席が前提となります。受け入れ先企業は、協力団体等の協力を得て、様々な業種から、希望業種を優先して割り当てられます。並びに本学と個別契約を締結した受け入れ企業等についても単位の認定をします。

## 実施要領

- ・参加希望者募集・登録
- ・受け入れ企業決定・告知
- ・受け入れ企業割り当て・決定
- ・事前レポート提出
- ・事前研修会・実習
- ・事後研修会・レポート提出

## 令和2（2020）年度以降入学生 開講年次一覧

対象 健康福祉学部

授 業 科 目	年次	配当（開講）年次								備 考 （修得科目名）	
		1回生	2回生	3回生	4回生	前期		後期			
	区分	単位	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
インターンシップ （職業支援）	選択	1				△		△			卒業要件単位には含まれない。 自由単位



## IV 看護学部

---



- I 全学共通教養科目
- II 看護学科
- III 教職課程について
- IV その他資格・養成講座

# I 全学共通教養科目

## 「全学の学生が共通に履修する基礎教養科目群」

全学共通教養科目では、本学の「建学の精神」に則り、教育目標として掲げる「自立心」「対話力」「創造性」の修養を軸としながら、学部・学科の専門性に留まらない幅広い「教養」を身につけることを目的としています。初年次教育にも注力し、各学科の専門科目との繋がりを重視しつつSTEAM教育（理系や文系等の分野を横断して学び、課題発見、課題解決力を育む学習）を基盤とした質の高い教養教育を実施しています。また、英語の授業では能力別にクラスを編成しており、情報教育では、Society5.0社会とAI教育を見据えた授業を展開しています。

### 1. 大学生としての〈学び〉の構成

大学生としての学びは、大きく、大学での授業によるもの（諸科目）と授業外での学びに分かれます。

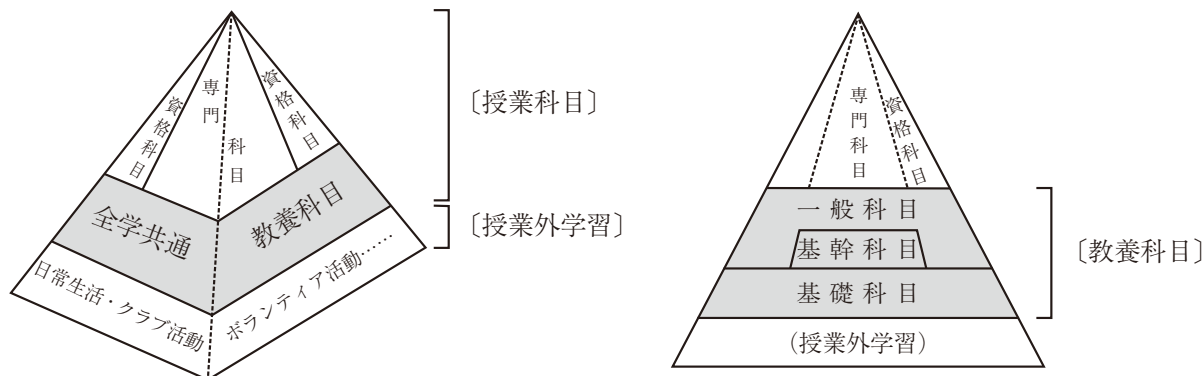
#### 授業科目

授業科目は、全学共通教養科目、専門科目、そして、資格科目に分かれます。

その中で教養科目はすべての学習の基礎を形成する重要な科目です。

#### 授業外学習

大学生の学びの中でも、卒業時に各人の〈人間力〉の核となり、具体的に〈就職力〉となるものには、「日常生活」や「クラブ活動」「ボランティア活動」「インターンシップ」など授業外で養われるものも少なくありません。授業だけでなく、これらの活動に積極的に参加して〈人間力〉、〈就職力〉を培ってください。



### 2. 大学における全学共通教養科目の意味と重要性

本学の共通教育、教養教育には主に2つの目的があります。

#### <基礎スキルの向上>

第一は、学生が高校教育から大学の専門教育へ容易に移行できるよう、基礎リテラシー（読み書きなどの基本的学習技能）、基礎スキルの向上を目的とするものです。すべての基礎となるウェルネス（健康維持、増進を目的とする生活態度、行動）、語学、情報技術、これらは、専門教育のみならず、すべての学びの土台となり、一定の訓練を必要とするものです。また、社会にでるための「社会性」を身につけることも人間としての土台作りには欠かせません。

#### <新たな知的世界との出会いの場>

第二は、知的世界を広げ、学問の意義や楽しさを知ることが目的とするものです。皆さんの前には、高校では学ぶことのなかった広大な知的世界が広がっています。大学の教育では、自らの知的欲求に基づいて学ぶことが大切です。所属学科の専門分野以外の広い知的空間を知ること、自分が選択した分野の位置づけを問い直すとともに、他分野への関心を広げることで、自らの学問や人生をより充実したものとする事ができるでしょう。

大学の学習では、自分が選択した専門分野の学習だけに目を向けがちです。しかし、皆さんはどのような職業につくにせよ、専門家である前にひとりの人間として、基本的な人間力、幅広い知識、考察力、思考力、判断力を養わなければなりません。それらに基礎づけられてこそ真に社会に役立つ専門家になることができます。

本学には、自分の所属学科以外にも、様々な専門知識をもった教員がいます。2回生、3回生になると専門科目が増え、所属学科教員との関わりが増えます。一方で、全学共通教養科目は、所属学科以外の教員を知る貴重なチャンスです。それらの教員から学ぶことで、新たな世界に興味が広がり、「新たな自己の発見」につながるでしょう。

#### <教養科目は就職にとっても重要>

一般の就職試験や教員採用試験、公務員試験、また各種資格試験にも教養分野は重視され、そこから多くの問題が出題されます。「一般常識」といわれるものは範囲が広く多くの分野に関係しています。4回生になり、就職試験や各種試験直前になって、教養科目を履修しておけばよかったと思っても遅いのです。キャリア教育の第一歩はまず「教養」です。2回生以上になると専門科目が多くなるため、全学共通教養科目は1回生で多く履修することになりますが、3回生、4回生でもできる限り積極的に履修してください。

### 3. 全学共通教養科目の構成

#### 1 基幹科目群

- (A) 「基礎」：すべての学びの〈基礎力〉〈人間力〉を養うと同時に「就職活動」の基礎となる力を培う科目。
- (B) 「女性」：本学の建学の精神にそった〈女性としての生き方と自覚〉を促す科目。
- (C) 「地域」：本学の特色である〈地域との結びつき〉を学び、実践する科目。

#### 2 基礎科目群

すべての学びの基礎となるもので、トレーニングによる基礎スキルの向上を目指す科目。

- (A) 語学科目：(1) 英語 (2) 初習言語（英語以外の世界の言語）
- (B) 情報科目
- (C) ウェルネス科目：(1) 基礎トレーニング（ウェルネス入門） (2) スポーツと健康の科学（講義科目）  
(3) スポーツ実技Ⅰ～Ⅳ：学内種目 (4) スポーツ実技Ⅴ：学外種目

#### 3 一般科目群

- (A) 一般科目：様々な分野を教養として、広く、深く学ぶ科目。
- (B) 教養総合科目：特定の分野に限定されない自由な科目や学際的科目。

**4～6**の科目は、聴講のみ可能です。聴講は単位として認定されませんが希望する場合は、教務課へ問い合わせてください。

ただし、**6**の一部の科目は、読み替え申請書を教務課に提出すること等により、単位修得が可能になります。（p.86～p.88 参照）

#### 4 オープン科目群

本来は各学科の専門科目であるが、他学科の学生が教養科目として受講できるやや専門性の高い科目群。

#### 5 演習科目群

教養演習：各教員の専門、教養に触れる少人数ゼミ。

#### 6 他

- (A) 検定認定科目  
語学関係の検定試験を在学中に受験し、合格することによって認定される科目。
- (B) 単位互換科目  
神戸女子短期大学やポーアイ4大学など、他大学との協定によって他大学で受講できる科目。

- (1) 海外留学における語学コースの受講。
- (2) 神戸女子短期大学における単位互換科目の受講。
- (3) ポーアイ4大学連携単位互換科目の受講。

## 1 基幹科目群

全学共通教養科目の中で、本学の教育理念に基づいて開設されたもので、積極的に履修することが望ましい科目群です。

### (A) 基礎

大学でのあらゆる学びの基礎として、現在の自分自身を認識し、さらには、どのような生き方、どのような職業を目指すのかを、そのために、大学生のあいだに何をどのように学ぶべきかを考える科目です。

1回生で前期に基礎Ⅰ、後期に基礎Ⅱを学び、2回生で具体的な就職を視野に入れた基礎Ⅲを学びます。

科目名	サブタイトル	開講期	目的	内容（詳しくは『シラバス』参照）
基礎Ⅰ	マイライフ・マイキャリアⅠ	1回生前期	大学生での学び、キャリアマインドの素地をつくる。	大学での学び（目標、方法、態度）、自己理解、先輩に学ぶ、など。
基礎Ⅱ	マイライフ・マイキャリアⅡ	1回生後期	キャリアデザインの基本と「協働する」経験を学ぶ。	キャリアデザインとは？ 仕事とそのやりがいについて、女性のライフステージ、自分のこれからの考えよう、など。
基礎Ⅲ	マイライフ・マイキャリアⅢ	2回生前期	自己を知り、社会、企業、業界を知る。	社会、仕事について自分で情報を集め深めていく能力を養う。病院などの担当者や、先輩OGなどからも話を聞く。

### (B) 女性

本学の建学の精神である「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性の育成」に基づいて、〈女性としての生き方〉を様々な角度から学びます。

科目名	サブタイトル	開講期	内容（詳しくは『シラバス』参照）
女性Ⅰ	女性学	前期	女性が置かれている状況や抱えている問題について学ぶ〈女性学〉の基本。
女性Ⅱ	女性と仕事	後期	女性の働くことの意味とその現状について学びます。基礎Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとも関連します。
女性Ⅲ	女性と健康	後期	女性と健康の問題を人生計画として考えます。
女性Ⅳ	女性史	後期	女性が社会の中でどのような地位と役割を担ってきたかを考える基本的授業。

### (C) 地域

地域との結びつきは21世紀に生きる私たちにとって重要な課題です。本学では、地域との結びつきを重視し、本学が立地する神戸市や中央区・須磨区と様々な形で連携を行っています。

神戸や兵庫について学ぶこと、実際に学外でボランティア活動などを行って地域との交流を体験し、地域の人々と交流を深めることがこの科目の目的です。

科目名	サブタイトル	開講期	内容（詳しくは『シラバス』参照）
神戸学	神戸の歴史と文化	前期	本学が立地する神戸についてその歴史と文化を様々な観点から概観します。様々な教員によるオムニバス形式の授業です。
地域学習		通年	次頁参照。

### 【〈地域学習〉について】

神戸女子大学ポートアイランドキャンパス周辺やその他の地域において、本学が指定する福祉、教育、保健、医療等の公共機関、施設等で授業時間外のボランティア活動、社会体験学習をとおして地域に密着した社会貢献活動を行います。

1. 通年で13回の活動を行い、最終レポートを提出して2単位修得できます。通年で9回分の活動ができないときは、無資格となります。
2. 当該年度に取得したポイントは、翌年度以降に持ち越すことはできません。

### 【単位認定までの流れ】

①前期 履修登録 ②事業に参加 ③事業主催責任者に履修カードに押印してもらう ④活動記録ノートに記入⇒1ポイント取得 ⑤9ポイント以上13ポイントの間になった時点で最終レポートを担当教員に提出 ⑥後期に単位認定

看護学科において、この科目履修を希望する者は、履修説明会（日程・教室は後日学科掲示板に掲示します）を開きますので必ず出席してください。なお、この科目の問い合わせは担当教員まで連絡してください。

## 2 基礎科目群

### (A) 語学科目

本学では、英語以外の外国語が複数開講されています。これらをまとめて、多くの学生が大学で初めて習うという意味で「初習言語」と呼びます。

語学科目の卒業要件単位は学科により異なります。p.19の表を確認して間違いのないように履修してください。

### 看護学部 語学科目（世界の言語）の卒業要件単位

#### 【看護学科】

英語のみで6単位以上

### (1) 英語

全学共通教養科目の英語には、コミュニケーションの手段としての英語の実践的な能力を養成する、英語Ⅰ、英語Ⅱ、外国語コミュニケーションⅠ、外国語コミュニケーションⅡと、主に英文を読むことを重視し、英語という言葉を深く味わうことを目的とした教養英語Ⅰ、教養英語Ⅱがあります。

□ 英語科目では、Ⅰ、Ⅱは種類の違いですから、Ⅱの後にⅠを履修してもかまいません。

#### 1) 英語Ⅰ

グローバルな時代に必要なコミュニケーションの手段としての英語の基礎力を養うことを目的とした科目で、話す、聞くことを重視した総合教材をテキストとして使用します。※英語Ⅰ-1、Ⅰ-2については能力別クラス編成を導入しています。受講者は指定されたクラスで受講してください。原則として、「英語Ⅰ-1」（前期）と「英語Ⅰ-2」（後期）の両方を履修することが望ましい。

#### 2) 英語Ⅱ

英検やTOEICに自ら挑み、英語学習に対する意欲を育むことができるような内容のテキストを使用した、コミュニケーション能力を伸ばすことを目的とした科目です。原則として、「英語Ⅱ-1」及び「英語Ⅱ-2」の両方を履修することが望ましい。なお、受講人数を調整する場合があります。

#### 3) 外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ

本学を卒業後、実社会で外国人との英語のコミュニケーションが円滑にできるよう、更に英語の実践力を伸ばすことを目的とした、本学のモットーである、〈自立心・対話力・創造性〉を培う教育を体現した科目です。教職必修科目のため、教員免許取得希望者は指定されたクラスで受講してください。

#### 4) 教養英語 I・II

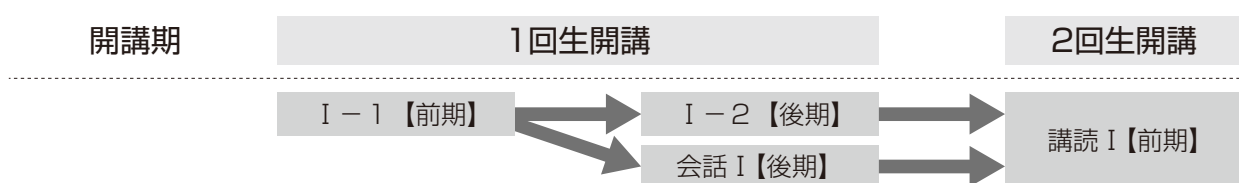
講義形式のクラスで、英語という言葉を感じ深く味わったり、コミュニケーションを目的とするだけでは達成できない英語の教養としての側面を学ぶ科目群です。原則として受講人数の制限は行いません。

##### (2) 初習言語

各言語について I-1、I-2、会話 I、講読 I のクラスが開講されています（ドイツ語、フランス語、イタリア語除く）。それぞれは 1 セメスターの授業です。

履修登録において、特に条件はありませんが、I-1、I-2 は内容が連続している場合があるので注意してください。

#### 初習言語科目履修の流れ



※ 看護学部では履修条件を設けていないため、矢印に関わらず自由に履修できますが、「I-1」と「I-2」は講義内容が連続している場合がありますので注意してください。

※ 看護学部では「I-2」と「会話 I」を同時に履修することも可能です。

語学科目（英語・初習言語）では、履修希望者が 5 名以下のクラスは開講しない場合があります。

##### (B) 情報科目

前期「情報 I（情報機器の操作）」、後期「情報 II（情報機器の活用）」の授業は、学部・学科別にクラス単位等で開講します。原則として、1 回生で指定されたクラスに登録し、受講してください。再履修や 2 回生以降の履修も可能ですが、担当教員の許可を得た場合のみ認めます。ただし、他学科開講のクラスでの履修は認められない場合がありますので注意してください。

前期「情報 I（情報機器の操作）」は、教員免許取得の必修科目です。

##### (C) ウェルネス科目

###### (1) 基礎トレーニング（1 回生前期開講）

時間割で指定されたクラスで履修してください。初回の授業から体操服に着替えて集合してください。

「基礎トレーニング」を修得しないと「スポーツ実技 I～V」は履修できませんので注意してください。

###### (2) スポーツと健康の科学（1 回生前期開講）

教員免許取得の必修科目です。指定されたクラスで履修してください。

###### (3) スポーツ実技 I～IV（1 回生後期～2 回生前期開講）（「基礎トレーニング」未修得者は履修できません。）

1. 各クラスに設定された種目から選択してください。

2. 各種目に必要な人数を満たさない種目は原則として開講されません。

※ 種目の変更がある場合は、必ず履修修正期間内に KISS システムで変更してください。



(4) スポーツ実技Ⅴ(学外)(1回生後期開講)〔基礎トレーニング〕未修得者は履修できません。

1. 後期時間割「集中講義欄」に「スポーツ実技Ⅴ(学外)」と書いてあるものが〔学外種目〕です。
2. 希望者多数の場合は人数調整を行います。必要な人数に満たない場合は原則として開講されません。
3. 後期開講科目ですが、オリエンテーションや実施説明は前期に行います。詳細については、KISSシステムで確認してください。

※ 長時間にわたる運動が困難な学生は、履修登録期間内に教務課に申し出てください。  
診断書を求める場合があります。

### 3 一般科目群

#### (A) 一般科目

基本的教養を形成する9つの分野の科目群から構成されています。基本的に1回生から4回生まで自由に履修することができる科目群です。括弧内は一般の学問分野との対応を示しています。複数の教員によるオムニバス形式の授業もあります。

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 人と思想(哲学、宗教など)          | ⑥ 数学                     |
| ② 人間の心理と行動(心理学など)        | ⑦ 自然と環境(物理学、地学、化学、生物学など) |
| ③ 言葉と文学(文学、言語など)         | ⑧ 芸術                     |
| ④ 歴史(歴史学、民俗学など)          | ⑨ 衣・食・住                  |
| ⑤ 現代社会(経済学、法学、政治学、社会学など) |                          |

#### (B) 教養総合科目

上記(A)の一般科目にあるような基礎的教養を形成する分野には必ずしも含まれない内容を講義形式で行う授業で、学際的な内容や担当教員の分野によって個性が現れる科目です。

- (1) 在籍期間中にⅠ及びⅡをそれぞれ1回ずつ単位修得することができます。
- (2) 授業の内容、担当教員は毎年変更になる可能性があります。

以下の**4**～**6**の科目は、聴講のみ可能です。聴講は単位として認定されませんが希望する場合は、教務課へ問い合わせてください。

ただし、**6**の一部の科目は、読み替え申請書を教務課に提出すること等により、単位修得が可能になります。(p.86～p.88参照)

### 4 オープン科目群

本来は各学科の専門科目ですが、他学部や他学科の学生が教養科目として履修できるやや専門性の高い科目です。文理を融合、学科を横断し、所属学科とは異なる専門教育が受けられ、幅広く興味を持っている学生に開かれた科目群です。  
※開講科目は毎年更新されるため、別途 KISS システムで通知します。科目の内容は本来の学科の専門科目の項目やシラバスを参照してください。

ただし、本来、各学科の専門科目であり、当該学科の学生の履修を優先とするため、受講に条件を有する場合や履修人数制限により抽選を行う場合があります。抽選には、神戸女子短期大学の学生も含まれます。履修に際してはシラバスや KISS システムの通知をよく確認のうえ、各学期とも1度目の履修登録期間(履修修正期間)の締切りまでに KISS システムから履修登録してください。なお、須磨キャンパス開講科目は教務課窓口にて別途履修の手続きが必要です。交通費や移動時間をよく考慮してください。

## 【「テーマ型ユニット」について】

各学科が提供するオープン科目のうち、学科が設定したテーマ毎に数科目を「ユニット」としてまとめたものが「テーマ型ユニット」です。設定されたテーマの学びと能力の修得ができ、自身の知的関心に沿ったテーマのユニットから科目を選択することで学びを自分らしくカスタマイズすることができます。

## 5 演習科目群

1 回生後期に「教養演習Ⅰ」、2 回生前期に「教養演習Ⅱ」が開講されます。

この科目は、各教員がそれぞれの専門分野を一般向けにわかりやすく、少人数の学生に対して（原則として 15 人程度まで。ただし、人数は教員によって異なる。）ゼミ形式で授業を行うものです。受講者は、それぞれのテーマにそって、学習、研究、調査などの基本的な方法の指導を受け、発表や報告（レポート）の仕方も学びます。その中で、「課題追究能力」を身につけ、幅広い視野、主体的な学習力を養うことを目的としています。特に、この科目では、どの学部のどの学科の学生がどの教員の演習を聴講することも自由です。自分の所属する学科以外の教員から少人数で直接に学ぶことができる数少ない授業です。

## 6 他（認定科目、単位互換科目）

認定科目、単位互換科目には、主に次の 2 種類があります。

- (A) 検定認定科目Ⅰ、Ⅱ（語学検定試験合格に基づく単位認定）

語学関係の検定試験を在学中に受験し、合格することによって認定される科目。

- (B) 単位互換科目（海外留学における語学コース受講などによる単位認定、神戸女子短期大学などにおける科目受講による単位認定（聴講のみ））

- (A) 検定認定科目Ⅰ、Ⅱ

語学検定試験合格に基づく単位認定。英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語については、それぞれ本学が認める主催者による「検定試験」を在学中に受験し、合格した場合、平成 31（2019）年度以降の入学生は、相当する語学科目に読み替えて単位を認定します。

検定試験合格により単位認定を申請する場合は、各種語学検定試験の「合格証」あるいは「認定証」のコピーとともに各学期に設定された申請期間（別途通知します。）に、受験日より半年以内を目安として教務課へ申請してください。

また、単位の取扱いについては、申請した学期の単位として合算します。

受験について、また、単位申請について詳しくは、それぞれの語学担当の教員か、教務課に問い合わせてください。

検定認定科目Ⅰ（2単位）〔注〕3. 参照		
本学で認定する科目	検定試験の種類〔主催者〕	基準
英語検定認定科目Ⅰ	実用英語技能検定〔公益財団法人日本英語検定協会〕*英検 S-CBT も可	2級
	TOEIC Listening & Reading〔一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会〕* IP テストも可	500～725点
	TOEFL〔ETS Japan 合同会社〕	インターネット版 ペーパー版 * ITP テストも可
ドイツ語検定認定科目Ⅰ	ドイツ語技能検定試験〔公益財団法人ドイツ語学文学振興会〕	4級以上
フランス語検定認定科目Ⅰ	実用フランス語技能検定試験〔公益財団法人フランス語教育振興協会〕	4級
中国語検定認定科目Ⅰ	中国語検定試験〔一般財団法人日本中国語検定協会〕	4級
	漢語水平考試（HSK）〔中国国家漢語水平考試委員会〕	3級
朝鮮語検定認定科目Ⅰ	ハングル能力検定試験〔特定非営利活動法人ハングル能力検定協会〕	4級
	韓国語能力試験（TOPIK）〔大韓民国教育省・国立国際教育院〕	2級

検定認定科目Ⅱ（2単位）〔注〕3. 参照		
本学で認定する科目	検定試験の種類〔主催者〕	基準
英語検定認定科目Ⅱ	実用英語技能検定〔公益財団法人日本英語検定協会〕*英検 S-CBT も可	準1級以上
	TOEIC Listening & Reading〔一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会〕* IP テストも可	730 点以上
	TOEFL〔ETS Japan 合同会社〕	インターネット版 ペーパー版 * ITP テストも可
フランス語検定認定科目Ⅱ	実用フランス語技能検定試験〔公益財団法人フランス語教育振興協会〕	3 級以上
中国語検定認定科目Ⅱ	中国語検定試験〔一般財団法人日本中国語検定協会〕	3 級以上
	漢語水平考試 (HSK)〔中国国家漢語水平考試委員会〕	4 級以上
朝鮮語検定認定科目Ⅱ	ハングル能力検定試験〔特定非営利活動法人ハングル能力検定協会〕	3 級以上
	韓国語能力試験 (TOPIK)〔大韓民国教育省・国立国際教育院〕	3 級以上

- 注) 1. 「検定認定科目Ⅰ」が認定された後に、「検定認定科目Ⅱ」の基準に到達した場合は、「検定認定科目Ⅱ」を申請することができます。(同一言語で「検定認定科目Ⅰ」2単位+「検定認定科目Ⅱ」2単位の最大4単位まで認定されます)
2. 「検定認定科目Ⅰ」もしくは「検定認定科目Ⅱ」が認定済みの場合は、同一言語で検定試験の種類を変えて同じ検定認定科目の申請をすることはできません。  
例)「検定認定科目Ⅰ」を英検2級で認定済みの場合、TOEIC500点～725点で再び「検定認定科目Ⅰ」を申請することはできません。
3. 「検定認定科目Ⅰ」を申請せず、「検定認定科目Ⅱ」の基準に到達して申請する場合は、「検定認定科目Ⅰ」と「検定認定科目Ⅱ」の計4単位が同時に単位認定されます。
4. 既に認定された言語と異なる言語で申請することは可能です。

平成31(2019)年度以降の入学生は以下の内容について、読み替え申請書を教務課に提出すれば、単位修得が可能になります。

	単 位	読み替え科目
英語検定認定科目Ⅰ	2	英語Ⅰ-1、英語Ⅰ-2、英語Ⅱ-1、英語Ⅱ-2 教養英語Ⅰ-1、教養英語Ⅰ-2、教養英語Ⅱ-1、教養英語Ⅱ-2 以上からすでに履修済の科目を除く。
ドイツ語検定認定科目Ⅰ	2	ドイツ語Ⅰ-1、ドイツ語Ⅰ-2、ドイツ語会話Ⅰ、ドイツ語講読Ⅰ 以上からすでに履修済の科目を除く。 ※ただし、令和2年度以降入学生は、ドイツ語会話Ⅰ、ドイツ語講読Ⅰを除く。
フランス語検定認定科目Ⅰ	2	フランス語Ⅰ-1、フランス語Ⅰ-2 フランス語会話Ⅰ、フランス語講読Ⅰ 以上からすでに履修済の科目を除く。
中国語検定認定科目Ⅰ	2	中国語Ⅰ-1、中国語Ⅰ-2、中国語会話Ⅰ、中国語講読Ⅰ 以上からすでに履修済の科目を除く。
朝鮮語認定科目Ⅰ	2	朝鮮語Ⅰ-1、朝鮮語Ⅰ-2、朝鮮語会話Ⅰ、朝鮮語講読Ⅰ 以上からすでに履修済の科目を除く。
英語検定認定科目Ⅱ	2(4)*	英語Ⅰ-1、英語Ⅰ-2、英語Ⅱ-1、英語Ⅱ-2 教養英語Ⅰ-1、教養英語Ⅰ-2、教養英語Ⅱ-1、教養英語Ⅱ-2 以上からすでに履修済の科目を除く。
フランス語検定認定科目Ⅱ	2(4)*	フランス語Ⅰ-1、フランス語Ⅰ-2 フランス語会話Ⅰ、フランス語講読Ⅰ ただし、すでに履修済の科目を除く。
中国語検定認定科目Ⅱ	2(4)*	中国語Ⅰ-1、中国語Ⅰ-2、中国語会話Ⅰ、中国語講読Ⅰ ただし、すでに履修済の科目を除く。
朝鮮語認定科目Ⅱ	2(4)*	朝鮮語Ⅰ-1、朝鮮語Ⅰ-2、朝鮮語会話Ⅰ、朝鮮語講読Ⅰ ただし、すでに履修済の科目を除く。

\*単位については、p.87 注)を参照のこと。

(B) 単位互換科目

1. 海外留学における語学コースの受講

本学では、夏休みや冬休みなどを利用して、海外で行われる語学研修に参加するプログラムが用意されています (p.23 参照)。

- ・海外語学演習 [ハワイ大学]
- ・イギリス事情 [ケント大学]
- ・ドイツ事情 [フライブルク大学]
- ・中国事情 [華南師範大学]
- ・台湾事情 [静宜大学]

上記の中で下記の4つのプログラムについては、平成31(2019)年度以降入学生から読み替えによる単位認定が行われます。

	単 位	読み替え科目	単 位
海外語学演習 [ハワイ大学]	3	英語 I - 1 英語 I - 2 英語 II - 1 英語 II - 2 教養英語 I - 1 教養英語 I - 2 教養英語 II - 1 教養英語 II - 2 以上からすでに履修済の科目を除く。	1 1 1 1 1 1 1 1
イギリス事情 [ケント大学]	3	同 上	同 上
ドイツ事情 [フライブルク大学]	2	ドイツ語 I - 1 ドイツ語 I - 2 以上からすでに履修済の科目を除く。	1 1
台湾事情 [静宜大学]	4	中国語 I - 1 中国語 I - 2 中国語会話 I 中国語講読 I 以上からすでに履修済の科目を除く。	1 1 1 1

2. 神戸女子短期大学における単位互換科目の受講

本学は神戸女子短期大学と単位互換協定を結んでいます。これにより、神戸女子短期大学において開講されている科目(単位互換科目)を受講することができますが、単位は認定されません。

受講できる科目は、オリエンテーション時に一覧表を提示します。また、手続き等詳細は、教務課にお問い合わせください。

3. ポーアイ4大学連携単位互換科目の受講

ポーアイ4大学連携単位互換制度とは、ポートアイランドに位置する4大学(神戸学院大学、兵庫医科大学および神戸女子大学・神戸女子短期大学)が、連携活動の一環として、教育の交流と充実を図ることを目的に行われるもので、各大学から提供された授業科目(単位互換科目)を聴講することができますが、単位は認定されません。

受講を希望する場合は、教務課窓口へお問い合わせください。

## Ⅱ 看護学部 看護学科

### 1. 看護学部看護学科がめざすもの

本学部の教育理念に「温かな心を育む教育を基盤として、変化する社会の健康ニーズにコミュニティの観点から柔軟に対応し、だれもが安全・安心・安寧に生活していける社会と人々の健康に積極的に関与していける自立した看護職を育成し、看護学の発展を通して、人類の福祉に貢献する。」を置き、以下5つの教育目標を掲げています。

【目標1】人や社会との対話により、看護の表現力を育みます。

自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力を育みます。確かな知識と技術を備え、看護に含まれる教育機能を高めて看護を表現できる力を養います。

【目標2】人々や学問への真摯な向き合いから、看護の実践力を育みます。

人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復のために、科学的根拠に基づいた専門的知識と技能及び倫理的・道徳的な態度を身につけ、看護を実践することができる力を育みます。

【目標3】固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人を育みます。

学習により伝承され、相互交流によって発展してきたそれぞれの地域・社会における固有の文化を尊重し、生活者の視点からコミュニティを育む力を養います。

【目標4】病む人に寄り添う、自立した看護の専門職を育みます。

ライフサイクルの中で誰もが体験する病むことへの理解を深め、人々が安寧に生活していけることを常に志向し、保健医療福祉のコミュニティの中で協働・協力して自ら活動していける力を育みます。

【目標5】生涯にわたって看護学を探究し続ける力を育みます。

社会参加を前提として学び、最新の専門的知識・技能を探究し、誠実に実践することで、国際的視野に立って看護学の発展及び人類の福祉に貢献していくことができる力を育みます。

### 2. 学位授与の方針

以下の能力が身につく、本学部のカリキュラムに定められた所定の単位を修得したものに学士（看護学）の学位を授与する。

- ① 地域の保健医療福祉システムの中で生活している人々に対して看護ケアを自立して行う基礎的能力が身についている。
- ② 専門職業人として、生涯にわたって職業創造をしていく基礎的能力が身についている。
- ③ 医療専門職として、倫理実践および道徳的態度が身についている。
- ④ 地域全体の保健医療福祉システムの中で、看護職間や他職種間で連携・協働していく基礎的能力が身についている。

### 3. 看護学部看護学科のカリキュラムとその特色

本学部の特色は、総合的存在としての人間への深い関心と理解をもとに、地域で生活している様々な健康レベルの人々のそれぞれの暮らしが成り立っていくように、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職の能力を培うところにあります。

このため学部の教育課程は、次の3点を念頭に置いて編成しています。

まず、看護師、保健師、助産師に共通した看護学の基礎の上に、それぞれの活躍する場において健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護実践能力を養う課程であること、次に、卒業後の看護実践能力の発展や継続的向上及び看護師、保健師、助産師としてのキャリアの継続を含めた生涯教育を視野に入れた教育課程であること、さらに、看護学の基礎の上に健康教育、健康管理などの分野で活躍できることを視野に入れた養護教育課程として位置づけていることです。

カリキュラムは、「全学共通教養科目」と「専門科目」で編成しています。

## 1) 全学共通教養科目

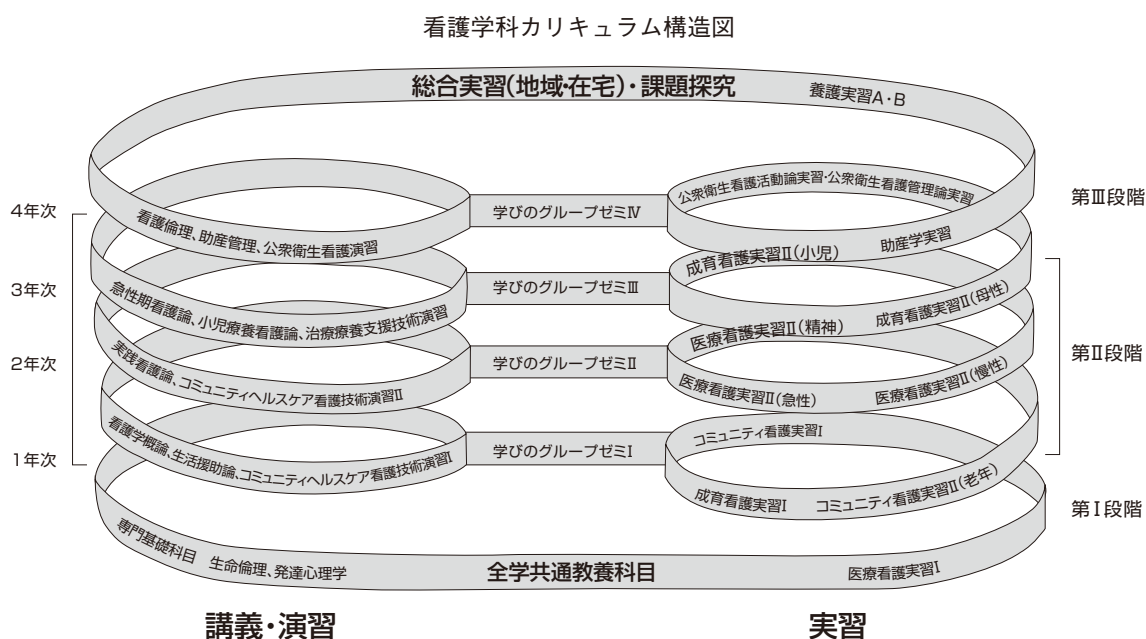
看護職は、専門的知識のみならず、人間性や倫理観など患者や医療職に信頼される人としての資質を備えることが不可欠です。

そのための教養教育の充実により「専門分野の枠を越えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得の他、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めること」が重要となります。

## 2) 専門科目

専門科目では、理論と実践を結びつけた深遠な知を獲得し、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たすため専門的知見から判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職としての能力を養います。

そのために本学部では、看護学に関わる基礎的な科目を学ぶ「専門基礎科目」を設定した上で、4つの区分からなる看護専門領域「コミュニティ・ケアシステム領域」「医療看護領域」「成育看護領域」「統合看護科目」を編成しました。この看護専門領域を編成するに当たっては、地域や社会の保健医療福祉システムの中で看護が提供される場を「コミュニティ」と捉え、そこで生活している人々とコミュニティとの関わりを意識した教育を4年にわたり一貫して行うことを念頭に置きました。その理由として、現在病む人のケアは基本的に病院だけでは完結せず、自宅や地域においても引き続き必要になってきていること、さらに今後は入院日数の短縮化や見守りの必要な高齢者の増加に伴い、ますます病院と自宅や地域のケアの接続性、継続性が重要になることが予想されるからです。これからは、病院等の医療施設や地域・在宅ケア等も地域の保健医療福祉システムの中の一部と捉え、その中で生活している人々に対して個別の看護ケアが自立して行えるとともに、地域全体の保健医療福祉システムの中で看護職間や他職種間で連携・協働していける能力が必要です。



### (1) 専門基礎科目

専門基礎科目は、看護を学ぶに当たり必要な基礎知識や周辺領域を習得するための科目です。専門基礎科目では、看護の表現力を育む基礎力を養成し、倫理的・道徳的な態度を伴う看護の実践力を養い、保健医療福祉の連携として、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるような知識と基礎的能力を養うとともに、国際的視野を養うため、以下のような科目を配設置しています。

- 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養い、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、人間と社会を幅広く理解するための「特別生物」、「発達心理学」、「コミュニケーション論（表現学）」、「食品学総論」、「健康相談活動」など
- 倫理的・道徳的な態度を身につけるための「生命倫理」、「医療と法」
- 健康・疾病・障害に関する観察力、判断力のベースとなる「栄養代謝学」、「薬理学」

- 生涯にわたる健康や障害の状態に応じて、社会資源を活用できる知識と基礎的能力を養い保健医療福祉の連携を学ぶための「社会福祉・社会保障論」、「社会福祉・社会活動論」、「学校保健Ⅱ」、「公衆衛生学」、「疫学」、「保健統計学」
- 国際的視野を養うための「国際保健」、「医療英語」

## (2) 看護専門領域

看護専門領域は、「コミュニティ・ケアシステム領域」を基盤として、「医療看護領域」、「成育看護領域」及び「統合看護科目」で構成しています。看護専門領域は、その学びがコミュニティとの関わりを重視した体系となっており、それぞれの科目で地域における看護の接続性、継続性を教授します。

### ① コミュニティ・ケアシステム領域

「コミュニティ・ケアシステム領域」は、看護の基本や看護の多様な方法、コミュニティの中で生活している人々への理解、ケアシステムを学ぶ領域です。この領域では、確かな知識や技術を身につけ、科学的根拠に基づいた看護を実践し、すこやかな社会の実現に向けた地域保健の育成とコミュニティを育む力について教授します。

「コミュニティ・ケアシステム領域」は、基礎看護学、生活援助学、情報看護学、地域・在宅看護学、老年看護学の専門科目群で編成しており、コミュニティの中で生活している人々への支援とケアシステムの在り方を教授していきます。具体的には、以下のような科目があります。

- 看護学の歴史と看護学の理論の発展、看護の展望、看護実践の倫理を学ぶ「看護学概論」、「看護倫理」、「実践看護論」
- 看護を展開するための対象と支援方法の基本を学ぶ「生活概論」、「生活援助論」、「コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ・Ⅱ」、「コミュニティ看護実習Ⅰ」など
- コミュニティケア及びケアシステムを学ぶ「在宅看護論」、「地域看護活動論」、「公衆衛生看護学概論」、「老年看護論」、「コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）」など
- 地域の医療資源の連携を発展させる科目である「予防看護論」、「看護情報学」、「災害看護」、「学校保健Ⅰ」
- 看護と地域の医療資源の関わりを学ぶ「コミュニティケアシステム論」

### ② 医療看護領域

「医療看護領域」は、地域の中で生活している人のこころとからだの病気の予防及び回復を助け、健康を維持すること、健康な生活に戻ることを支える看護領域です。この領域では、人々の健康増進、健康の回復のための科学的根拠に基づいた看護を実践し、病むことへの理解を通して、心身の病気の予防及び回復、苦痛の緩和への看護を教授します。

「医療看護領域」は、病態・治療看護学、成人看護学、精神看護学の専門科目群で編成しており、コミュニティの中で心身の病気の予防及び回復を支援していくことを教授します。病態・治療看護学及び成人看護学と精神看護学の専門科目群を同じ領域科目として提供することで、心身の両面から健康障害にある人の急性期及び慢性期の看護、治療に伴う看護、地域在宅への継続的な看護について専門的な知識と技術及び地域における保健医療福祉システムの中での連携について学ぶことができます。具体的には、以下のような科目があります。

- 健康の維持・回復には看護学とともに医療知識が不可欠です。正常な人体のしくみと機能及び免疫構造についての基本的知識を学ぶ「人体のしくみと機能Ⅰ」、「感染免疫学」など
- 病むことと老いることの理解を基礎として、心身の疾病、老化の状態と、その病を治療することの実際を学ぶ「疾病と治療Ⅰ～Ⅳ」
- 手術や化学療法などを必要とする患者の看護や生活習慣の変更、生活機能障害によりリハビリテーションを必要とする急性期及び慢性期にある患者の看護について学ぶ「急性期看護論」、「慢性期看護論」、「治療看護論」、「医療看護実習Ⅰ」、「医療看護実習Ⅱ（急性期）」、「医療看護実習Ⅱ（慢性期）」など
- 精神看護学の基盤となる理論や知識、地域における精神障がい者と家族を支援するサポートシステム、リエゾン精神看護について学ぶ「精神看護論」、「精神看護支援技術演習」、「医療看護実習Ⅱ（精神）」など
- 人の心身の健康という観点から、地域社会の中で生活している人々と医療ケアシステムを有機的に関連させる科目である「医療ケアシステム論」

### ③ 成育看護領域

「成育看護領域」は、子ども、学童・生徒、母性、家族における安寧と健康を最適に繋げていくことを学ぶ領域です。この領域では、他者と関わっていく力の前提となる他者理解や教育機能について学び、科学的な根拠に基づいた看護を教授します。母親・父親、母子、子ども、学童・生徒、家族を対象として、健やかな成長、出産や小児期の病気といった健康上の課題や成長発達課題に対して、教育的関わりを含む看護ケアの専門的な知識と技能を教授します。

「成育看護領域」は、母性看護学・助産学、小児看護学・養護教育学の専門科目群で編成しています。この領域では、コミュニティの中の子ども、母親や父親になるプロセスにある人、女性に焦点を当て、医療の視点に加えて、人が発達する、成長する、人を育むという視点からその人らしいあり様を支え、その対象者をとりまく家族や地域という単位にも焦点をあてた看護支援方法を教授します。具体的には、以下のような科目があります。

- 周産期にある女性と新生児、その家族の健康支援及び女性のライフステージに伴う健康課題とその支援について学ぶため、母性看護学・助産学の専門科目群に「母性看護論」、「女性の健康増進と看護」、「成育看護実習Ⅱ（母性）」、「助産学概論」、「助産診断技術論演習」、「助産学実習」などを配置し、さらに小児期の発達への理解、その育ちへの環境の影響、疾患や障がいをもって生活する子どもを理解し、子どもとその家族への支援について学ぶため、小児看護学・養護教育学の専門科目群に「小児看護論」、「養護概説」、「成育看護実習Ⅱ（小児）」などを配置しています。
- 母子及び子どもの健康の維持・回復に不可欠な医療知識を学ぶ「疾病と治療Ⅴ」、「疾病と治療Ⅵ」
- 子どもの成長・発達のアセスメント、周産期の母子の健康状態を理解するために必要な技術、及び小児、母性の事例を通じた実際的な看護計画の立案や実施について学ぶ「成育看護実習Ⅰ」、「成育看護技術演習Ⅰ」など
- 子どもやそれらの人々を取り巻く状況を有機的に関連させ統合していく科目である「家族看護論」

### ④ 統合看護科目

「統合看護科目」は、「学びのグループゼミⅠ～Ⅳ」、「総合実習（地域・在宅）」、「課題探究」で編成しており、1回生から4回生で構成する「学びのグループゼミ」を各年次に配置した上で、4回生に「総合実習（地域・在宅）」、「課題探究」を設け、4年間の学びを統合していく科目です。

「統合看護科目」では、自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して看護の専門職として自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力を育み、科学的根拠に基づいた知識・技能の提供及び実践に伴う倫理的・道徳的態度を身につけ、専門職として生涯にわたって看護を探究し続ける姿勢について教授します。具体的には、以下のような科目があります。

- 1回生から4回生までの40人で1グループを構成し、同級生の横の繋がりだけでなく、上級生、下級生の縦の繋がりの中で看護の学びを共有していく「学びのグループゼミⅠ」「学びのグループゼミⅡ」「学びのグループゼミⅢ」「学びのグループゼミⅣ」
- 各専門科目群において地域・在宅の視点から看護を統合していく「総合実習（地域・在宅）」
- 「総合実習（地域・在宅）」で学んだ看護の各専門科目群において、演習と実習を組み合わせた科目を学び、臨床における看護課題を見出し、探索的に取り組む過程を通して、看護実践力を涵養し看護専門職としての姿勢・態度を身につける「課題探究」



## 4. 資格の取得を目指す

### 1) 取得可能な資格・免許

看護学部看護学科において、取得できる資格は以下の表の通りです。

看護師国家試験受験資格	・ 4年間の専門教育を受け、卒業（卒業見込み）と同時に看護師国家試験の受験資格が得られます。
保健師国家試験受験資格（選択）	・ 定員 20 名 ・ 保健師を選択した場合、卒業（卒業見込み）と同時に保健師国家試験の受験資格が得られます。 ・ 資格取得には、看護師の国家資格取得が条件となります。 ・ 保健師を選択した場合は、助産師受験資格は取得できません。
助産師国家試験受験資格（選択）	・ 定員 8 名 ・ 助産師を選択した場合、卒業（卒業見込み）と同時に助産師国家試験の受験資格が得られます。 ・ 資格取得には、看護師の国家資格取得が条件となります。 ・ 助産師を選択した場合は、保健師受験資格・養護教諭一種免許状は取得できません。
受胎調節実地指導員（選択）※ 1	・ 受胎調節の実地指導を行うことのできる国家資格です。指定された科目を履修し、助産師の資格を取得した後、住所地の自治体に申請することにより取得できます。
養護教諭一種免許状（選択）	・ 主に、小学校・中学校・高等学校において児童・生徒の健康管理全般を受け持つ「保健室の先生」になるために必要な資格です。所定の単位を修得すれば、卒業と同時に養護教諭一種免許状が取得できます。 ・ 養護教諭一種免許状資格を選択した場合は、助産師受験資格は得られません。
養護教諭二種免許状（選択）※ 2	・ 保健師免許を基礎資格として、養護教諭二種免許状の申請資格取得が可能です。 ・ 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に指定された科目（p.98～p.99、p.106 参照）を修得し、保健師免許取得後に個人申請により取得できます。

※ 1 助産師国家試験受験資格選択者のみ

※ 2 保健師国家試験受験資格選択者のみ

保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格については、上限を設けた選択制としています。その選抜の時期は3年次前期終了後とし、それまでの履修状況、学業への取組姿勢および成績評価を基に、面接等の試験を実施し、総合的に判定します。

### 2) 取得可能な資格の組み合わせ

取得可能な資格の組み合わせは次のとおりです。

- ① 看護師国家試験受験資格
- ② 看護師国家試験受験資格 + 保健師国家試験受験資格
- ③ 看護師国家試験受験資格 + 助産師国家試験受験資格
- ④ 看護師国家試験受験資格 + 保健師国家試験受験資格 + 養護教諭一種免許状
- ⑤ 看護師国家試験受験資格 + 保健師国家試験受験資格 + 養護教諭二種免許状
- ⑥ 看護師国家試験受験資格 + 養護教諭一種免許状

## 5. 実習の基本指針

### 1) 実習のねらい

実習は、学生を看護の実践者として、さらには人間としてその可能性を育ててくれる場です。また、学生が看護の対象となる病気とともに生きる人、地域で健康を気遣いながら生活している人、さらにはそれらの人々が生活する地域を理解していく場でもあります。看護学実習は、学生が臨床の場で看護実践過程や医療職の協働・連携を学び、看護の本質を修得していくために欠かせない教育です。本学では、看護学実習で学生が身につけることとして、以下7項目を設定しています。

- ① 対話する力（聴く力・話す力）
- ② 看護の対象となる人々の状況に関わる力
- ③ 苦痛や苦悩を理解する力
- ④ 子どもから高齢者まで地域で生活している人々から学ぶ力
- ⑤ 常に地域の視点をもって看護を展開していく力
- ⑥ 看護基礎教育で修得すべき看護の実践力
- ⑦ 看護師間や他の医療職等と協働・連携していく力

### 2) 実習の主な内容

本学で必修としている実習は、教育課程の編成の考え方に従い、第Ⅰ段階から第Ⅲ段階の構造としています。その他、選択科目として保健師、助産師及び教職課程に関する実習を配置しています。

#### 実習計画の概要

	科目名	単位	内容	施設	時期
第Ⅰ段階	コミュニティ看護実習Ⅰ	1	地域で暮らす高齢者の活動と場の特性を知り、通所する高齢者や入所している高齢者がリハビリテーションや疾病・障害予防に取り組む状況について理解する。	老人保健施設 通所リハビリテーション施設	1 回生 後期
	医療看護実習Ⅰ	1	病院オリエンテーション、看護業務・看護実践の見学を通して、病院や看護師の役割について学ぶ。また患者とのコミュニケーションを通して入院生活や病気の体験を知ることが目的とする。この実習を通して学生自身がこれから学んでいくべき課題を見出すことをねらいとしている。	病院	1 回生 前期
	成育看護実習Ⅰ	1	地域で生活する人々（乳幼児）との関わりを通して、乳幼児の健康な生活のあり方を理解し、その支援について学ぶ。学生は施設での支援者の活動を見学することで、乳幼児の成長・発達に関する理解を深め、乳幼児とのコミュニケーションの実際を学ぶ。	保育所 幼稚園	1 回生 後期
第Ⅱ段階	コミュニティ看護実習Ⅱ (老年)	2	老年期にある人の加齢による身体機能の変化、健康障害、生活障害および心理・社会面の変化から健康上の課題をアセスメントし、対象の価値観を尊重しながら、残存機能を活動するための援助ができる能力を養う。	病院	2 回生 後期

	科目名	単位	内容	施設	時期
第Ⅱ段階	医療看護実習Ⅱ（精神）	2	精神障がいをもつ人と人間関係を構築するプロセスの中で、自己洞察、他者理解を深める。また対象者の体験に寄り添い、生活援助を実践しながら、心身の健康状態や心理・社会的要因が生活や対人関係に及ぼす影響を理解し、セルフケアの維持・向上、自立や自己実現に向けた看護援助について考察する。さらに、精神科病院や地域で行われているさまざまな治療的アプローチや支援、チーム医療における看護職の役割や他職種との連携、精神障がいをもつ人が利用できる社会資源について学ぶ。	病院 精神保健福祉施設	2回生 後期
	医療看護実習Ⅱ（急性期）	3	周手術期あるいは急性期にある成人期から老年期の患者を受け持ち、侵襲に対する生体反応と回復に影響を及ぼす患者・家族の特性をアセスメントし、苦痛を緩和して患者・家族のもつ回復力を最大限に引き出すための看護援助を学ぶ。	病院	3回生 前期・後期
	医療看護実習Ⅱ（慢性期）	3	慢性的な健康問題を抱える人を受け持ち、疾患管理や症状管理、リハビリテーションなどを必要とする患者の身体、生活、心理的变化を疾患や治療の特徴、ライフサイクルや社会的役割などを、患者が置かれた状況と関連付けて理解し、患者の健康ニーズに応じた看護援助を実践するために必要な知識や技術を学ぶ。	病院	3回生 前期・後期
	成育看護実習Ⅱ（小児）	2	医療施設で療養する子どもを身体的、心理的、社会的側面から全人的に理解し、必要な看護を判断するとともに、子どもとその家族に安全かつ安心できる看護実践能力の基礎を習得する。子どもと家族がよりよい療養生活を送るための、社会資源や多職種連携のあり方について学び、それらを通して看護師の役割について学ぶ。	病院	3回生 前期・後期
	成育看護実習Ⅱ（母性）	2	周産期にある母子との関わりや周産期看護に携わる看護職との関わりを通して、母子の生理的变化や心身の適応過程ならびに健康ニーズを理解し、その健康状態の維持・促進や親役割を取得するうえで必要な看護の知識・技術・態度を学ぶ。	病院	3回生 前期・後期
第Ⅲ段階	総合実習（地域・在宅）	4	4年間の学びを統合し、地域で暮らす人々やその人を取り巻く保健・医療・福祉の課題に向かう看護専門職としての態度を身につける。その上で、健康の観点から「人々の暮らしと文化」を支える看護支援のあり方を学ぶ。	病院、診療所、福祉施設 訪問看護ステーション 助産所	4回生 前期

	科目名	単位	内容	施設	時期
第Ⅲ段階	課題探究（※実習）	2	「総合実習（地域・在宅）」の中から見出した看護課題をとりあげ、学生のテーマに沿ったフィールドにおいて実践活動を行い、フィールドの文化や対象者の特性をつかむ。学生が関心をもった各専門科目群の関連施設でフィールドワークを行うことにより、実践への深い関心と看護への探究心を育成し、卒業後のキャリア開発につなげていく。	病院 訪問看護ステーション 地域包括支援センター 保健所・保健センター 企業 精神保健福祉施設	4回生 通年
保健師（選択制）	公衆衛生看護活動論実習	2	地域で生活している人々の健康課題を把握し、保健指導技術や他職種との連携、マネジメント能力といった公衆衛生看護活動における看護職の役割を理解する。	保健所・保健センター	4回生 前期
	公衆衛生看護管理論実習	1	保健所の機能と役割、地域特性と健康課題、保健師活動について学ぶ。行政機関における看護職の役割や保健医療福祉の連携について理解し、地域の人々の健康課題を把握するための地域看護診断を行い、セルフケア能力を高めるための公衆衛生看護管理技術を学ぶ。	保健所・保健センター	4回生 前期
助産師（選択制）	助産学実習	8	妊産褥婦と胎児・新生児の心身の経過を判断し、ニーズ、健康課題・問題を理解し、必要な援助を計画・実践・評価する能力を養う。医療施設において正常分娩を中心とした助産援助を安全・安楽・満足を考慮して実践するために必要な基礎的能力を習得し、正常な経過に加えて、異常の予測と判断ができ、適切な対応ができる能力を習得する。また、妊産褥婦と新生児に対し必要な保健指導が実践できる能力を養い、助産師としての役割と責務について理解する。	病院	4回生 前期
養護教諭（選択制）	特別支援学校体験活動	1	何らかの障がいをもつ子どもたちが在籍している特別支援学校においてボランティア実習を行う。特別支援学校の現状にふれることにより、養護教諭にとって必要不可欠な「子どもたちの障がい（特性）理解」「障がいに応じた適切な関わり」について学ぶ。	特別支援学校	2回生 後期
	養護実習 A （養護実習 B）	4 (2)	3週間又は2週間の実習校での体験を通して、学校現場と児童生徒への理解を深め、学校保健の専門職としての自覚や態度を身につける。学校教育や児童生徒の健康課題について学び、それらに関わる養護教諭の役割について理解する。	小・中・高等学校	4回生 後期



## 全学共通教養科目

## 看護学部

No. 1

授 業 科 目	サブタイトル	区分	単 位	配当(開講)年次								備 考				
				1回生		2回生		3回生		4回生						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
基 幹 科 目	基礎Ⅰ	マイライフ・マイキャリアⅠ	選択	2	○										*	
	基礎Ⅱ	マイライフ・マイキャリアⅡ	選択	2		○										
	基礎Ⅲ	マイライフ・マイキャリアⅢ	選択	2			○								*	
	女 性	女性Ⅰ	女性学	選択	2	○										
		女性Ⅱ	女性と仕事	選択	2		○									
		女性Ⅲ	女性と健康	選択	2	○										2023年度以降は後期開講
		女性Ⅳ	女性史	選択	2		○									
	地 域	神戸学	神戸の歴史と文化	選択	2	○										
		地域学習		選択	2	○	○									通年
	語 学 科 目 ( 世 界 の 言 語 )	英 語	英語Ⅰ-1	選択	1	○										
英語Ⅰ-2			選択	1		○										
英語Ⅱ-1			選択	1	○											
英語Ⅱ-2			選択	1		○										
外国語コミュニケーションⅠ			選択	1	○											教職必修 教職必修 } 6単位以上
外国語コミュニケーションⅡ			選択	1		○										
教養英語Ⅰ-1			選択	1	○											
教養英語Ⅰ-2			選択	1		○										
教養英語Ⅱ-1			選択	1	○											
教養英語Ⅱ-2			選択	1		○										
初 習 言 語		ドイツ語Ⅰ-1	選択	1	○											
		ドイツ語Ⅰ-2	選択	1		○										
		フランス語Ⅰ-1	選択	1	○											
		フランス語Ⅰ-2	選択	1		○										
		▲フランス語会話Ⅰ	選択	1		○										2024年度以降廃止
		▲フランス語講読Ⅰ	選択	1			○									2024年度以降廃止
		中国語Ⅰ-1	選択	1	○											
		中国語Ⅰ-2	選択	1		○										
		▲中国語会話Ⅰ	選択	1		○										
		▲中国語講読Ⅰ	選択	1			○									
朝鮮語Ⅰ-1	選択	1	○													
朝鮮語Ⅰ-2	選択	1		○												
朝鮮語会話Ⅰ	選択	1		○												
朝鮮語講読Ⅰ	選択	1			○											
▲イタリア語Ⅰ-1	選択	1	○													
▲イタリア語Ⅰ-2	選択	1		○												
▲イタリア語会話Ⅰ	選択	1		○										2024年度以降廃止		
▲イタリア語講読Ⅰ	選択	1			○									2024年度以降廃止		
情 報 科 目	情報Ⅰ	情報機器の操作	選択	2	○										教職必修、2023年度以降は「情報A」	
	情報Ⅱ	情報機器の活用	選択	2		○									2023年度以降は「情報C」	

教  
養  
2  
0  
2  
1

\*履修が望ましい科目

▲廃止予定科目

※養護教諭一種免許状及び養護教諭二種免許状を取得希望の場合は、「教職必修」の科目を必ず履修してください。

令和3（2021）年度入学生 開講年次一覧

全学共通教養科目

看護学部

No. 2

授 業 科 目	サブタイトル	区分	単 位	配当（開講）年次								備 考		
				1回生		2回生		3回生		4回生				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
ウ エ ル ネ ス 科 目	基礎トレーニング	必修	1	○									教職必修	
	スポーツと健康の科学	選択	2	○									教職必修	
	スポーツ実技Ⅰ（バドミントン）	選択	1		△	△							後期又は前期	
	スポーツ実技Ⅱ（バレーボール）	選択	1		△	△							後期又は前期	
	スポーツ実技Ⅲ（卓球）	選択	1		△	△							後期又は前期	
	スポーツ実技Ⅳ（テニス）	選択	1		△	△							後期又は前期	
	スポーツ実技Ⅴ（学外）	選択	1		○									
一 般 科 目	人 と 思 想	哲学	哲学入門	選択	2	○								
	宗教	世界の宗教	選択	2	○									
	人 間 の 心 理 と 行 動	心理学Ⅰ	心理学Ⅰ	選択	2	○								
		心とからだの健康	心とからだの健康	選択	2		○							
	言 葉 と 文 学	言葉と文学Ⅰ	日本の文学	選択	2	○								
		言葉と文学Ⅱ	アメリカの文学	選択	2		○							隔年開講（2025年度開講）
		言葉と文学Ⅲ	イギリスの文学	選択	2		○							隔年開講（2024年度開講）
		手話Ⅰ	手話の基礎	選択	2	○								
		手話Ⅱ	手話の応用	選択	2		○							
	歴 史	歴史Ⅰ	日本の歴史	選択	2	○								
		歴史Ⅱ	アジアの歴史	選択	2		○							隔年開講（2025年度開講）
		歴史Ⅲ	ヨーロッパの歴史	選択	2		○							隔年開講（2024年度開講）
	現 代 社 会	日本国憲法	日本国憲法	選択	2	○								教職必修
		現代社会Ⅰ	法と社会生活	選択	2		○							
		現代社会Ⅱ	現代社会と経済	選択	2	○								
		現代社会Ⅲ	現代社会論	選択	2		○							
		現代社会Ⅳ	現代社会と政治	選択	2		○							
		現代社会Ⅴ	社会福祉入門	選択	2	○								
	数 学	数学Ⅰ	数学と数的思考	選択	2	○								
		数学Ⅱ	統計学入門	選択	2		○							
自 然 と 環 境	自然と環境Ⅰ	生活の中の物理学	選択	2		○								
	自然と環境Ⅱ	躍動する地球	選択	2	○									
芸 術	芸術Ⅰ	美の探求	選択	2	○									
	芸術Ⅱ	世界の音楽	選択	2	○									
衣 ・ 食 ・ 住	衣・食・住Ⅰ	世界の食文化	選択	2	○									
	衣・食・住Ⅱ	食の楽しみと健康	選択	2		○								
教 養 総 合 科 目	教養総合Ⅰ		選択	2	○									
	教養総合Ⅱ		選択	2		○								
合計				全学共通教養科目20単位以上										

\*履修が望ましい科目

△印 前期又は後期

▲廃止予定科目

看護学部  
〈全学共通教養科目 カリキュラム〉

教養2021

## 令和3（2021）年度入学生 開講年次一覧

看護学部  
看護学科

No. 3

授業科目	区分	単位	配当（開講）年次								備考					
			1回生		2回生		3回生		4回生							
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門基礎科目	特別生物	選択	2	○												
	特別化学	選択	2	○												
	生命倫理	選択	2		○									*		
	発達心理学	選択	2	○										*		
	医療と法	必修	1		○											
	コミュニケーション論（表現学）	選択	2		○									*		
	食品学総論	選択	2		○									*		
	栄養代謝学	必修	1		○											
	フィジカルフィットネス	選択	1				○							*		
	薬理学	必修	1			○									} 15単位以上	
	社会福祉・社会保障論	必修	1		○											
	社会福祉・社会活動論	必修	1			○										
	公衆衛生学	必修	1	○												
	疫学	必修	2			○										
	保健統計学	必修	2				○									
	健康相談活動	選択	2								○					
	学校保健Ⅱ	選択	1			○										
	国際保健	選択	1								○			*		
医療英語	選択	1								○			*			
コミュニティケアシステム領域	看護学概論	必修	2	○												
	生活概論	必修	1	○												
	生活援助論	必修	1		○											
	予防看護論	必修	1						○							
	看護情報学	必修	1						○							
	看護倫理	必修	1								○					
	実践看護論	必修	1			○										
	老年看護論	必修	1		○											
	老年看護実践方法論	必修	2			○										
	在宅看護論	必修	2						○							
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	必修	1	○												
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	必修	2				○									
	コミュニティ看護実習Ⅰ	必修	1		○											
	コミュニティ看護実習Ⅱ（老年）	必修	2				○									
	公衆衛生看護学概論	必修	2						○							
	コミュニティケアシステム論	必修	1		○											
	地域看護活動論	必修	2						○							
	公衆衛生看護演習	選択	1								○			保健師のみ		
	公衆衛生看護活動論Ⅰ	選択	2							○						
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	選択	1							○						
	公衆衛生看護管理論	選択	1								○			保健師のみ		
	災害看護	選択	1									○		*		
学校保健Ⅰ	選択	1			○											
公衆衛生看護活動論実習	選択	2								○			保健師のみ			
公衆衛生看護管理論実習	選択	1								○			保健師のみ			

看護学科2021

\*履修が望ましい科目



## 令和 3 (2021) 年度入学生 開講年次一覧

看護学部

看護学科

No. 4

授 業 科 目	区 分	単 位	配 当 ( 開 講 ) 年 次								備 考		
			1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生				
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
医 療 看 護 領 域	人体のしくみと機能Ⅰ	必修	2	○									
	人体のしくみと機能Ⅱ	必修	2		○								
	疾病と治療Ⅰ	必修	1			○							
	疾病と治療Ⅱ	必修	2			○							
	疾病と治療Ⅲ	必修	2			○							
	疾病と治療Ⅳ	必修	1			○							
	感染免疫学	必修	1				○						
	医療ケアシステム論	必修	1							○			
	急性期看護論	必修	2					○					
	慢性期看護論	必修	2					○					
	治療看護論	必修	1			○							
	治療療養支援技術演習	必修	1					○					
	精神看護論	必修	2			○							
	こころの健康増進と看護	必修	1						○				
	精神看護支援技術演習	必修	1				○						
	医療看護実習Ⅰ	必修	1	○									
	医療看護実習Ⅱ(精神)	必修	2				○						
	医療看護実習Ⅱ(急性期)	必修	3					△	△				前期又は後期
医療看護実習Ⅱ(慢性期)	必修	3					△	△				前期又は後期	
成 育 看 護 領 域	疾病と治療Ⅴ	必修	1			○							
	疾病と治療Ⅵ	必修	1			○							
	小児看護論	必修	2			○							
	小児療養看護論	必修	1					○					
	家族看護論	必修	1					○					
	養護概説	選択	2						○				
	母性看護論	必修	2				○						
	女性の健康増進と看護	必修	1		○								
	成育看護技術演習Ⅰ	必修	1				○						
	成育看護技術演習Ⅱ	必修	1					○					
	成育看護実習Ⅰ	必修	1		○								
	成育看護実習Ⅱ(小児)	必修	2					△	△				前期又は後期
	成育看護実習Ⅱ(母性)	必修	2					△	△				前期又は後期
	助産学概論	選択	1					○					
助産診断技術論	選択	2						○				助産師のみ	
助産診断技術論演習	選択	2							○			助産師のみ	
助産管理	選択	1							○			助産師のみ	
助産学実習	選択	8							○			助産師のみ	
統 合 看 護 科 目	学びのグループゼミⅠ	必修	1	○	○								
	学びのグループゼミⅡ	必修	1			○	○						
	学びのグループゼミⅢ	必修	1					○	○				
	学びのグループゼミⅣ	必修	1							○	○		
	課題探究	必修	4							○	○		
総合実習(地域・在宅)	必修	4							○				
合 計			98単位以上										
卒業要件及び看護師国家試験受験資格124単位以上													

看護学科2021

看護学部  
〈看護学科カリキュラム〉\*履修が望ましい科目  
△印 前期又は後期



### Ⅲ 教職課程について

# 教職課程について

(1) 本学部で取得できる免許状は次のとおりです。免許状取得に必要な単位数は p.106 を参照してください。

学 部	学 科	教員免許状の種類	基礎資格
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状	学士の学位

(2) 教員免許状を取得するためには、学士の学位を有し（大学を卒業し）、「教育職員免許法及び同法施行規則」に定められた科目について単位を修得しなければなりません。

1) 「教育職員免許法及び同法施行規則」により、「養護に関する科目」「大学が独自に設定する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」が規定されています。

「教育職員免許法及び同法施行規則」では、教育職員の資質の保持と向上をはかることを目的に、教育職員免許状授与にかかわる諸条件等が定められています。これらの定めにより本学は学科ごとに文部科学省から教育職員の養成機関としての課程認定を受け、これに基づく科目が開講されています。

2) p.106 に、養護教諭一種免許状に必要な科目一覧表を掲載していますので、それに基づいて必要な科目の単位数を修得しなければなりません。

「養護に関する科目」については、学科の専門科目として開講されているので、必ず修得しなければなりません。

さらに、「教育の基礎的理解に関する科目等」は、教育職員免許状の取得を目指す者は必ず履修しなければなりません。原則として、これらの科目を履修し、教育実習の事前指導を受け、教育職員に準じた資質を身につけた者でなければ、教育実習へ行くことを許可できませんので、他科目との調整を含めて計画的に履修するようにしてください。

また、教育職員採用試験は必ず受験するという強い意志をもって教職課程を履修してください。

3) 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として、全学共通教養科目に開設されている下記科目を必ず修得しなければなりません。

日本国憲法（2 単位）

情報Ⅰ（2 単位）

外国語コミュニケーションⅠ（1 単位）

外国語コミュニケーションⅡ（1 単位）

スポーツと健康の科学（2 単位）

基礎トレーニング（1 単位）

(3) 養護実習

養護実習の単位には、学校現場での実習のほか「事前指導」及び「事後指導」の履修が必要です。このため、養護実習が実施される前の 4 回生前期に開講される「養護実習指導」を必ず履修してください。

養護実習は、小学校又は中学校、高等学校で 3 週間の実習が必要です。

実習校の決定については、実習前年度に出身校を訪問し実習の受け入れを依頼をする、または、所管教育委員会との連携により実習校を配当していただくことになります。原則として、実習校の内諾後の変更はできません。

なお、「養護に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修し、教育職員に準じた資質を身につけた上で、養護実習の事前指導を受けた者で、かつ指示に従う者でなければ、養護実習の実施は許可できません。

また、実習校では、当該校の規則を遵守するとともに指導教員の指示に従い、誠心誠意、実習に臨み好成績をあげなければ資質を問われますので努力をしてください。

このようなことから、本学においては、養護実習を履修するにあたり、原則として次の条件が満たされていなければなりません。日頃より努力をしてください。万一、条件が満たせない場合は、自己判断せず、教職支援センターに相談してください。

養護実習を履修しようとする者は、成績良好で、かつ実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位を90単位以上修得済みであること。

① 専門科目について、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

② 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Ⅰの各単位を修得済みであること。

(2) 学校保健Ⅰ・学校保健Ⅱ及び養護概説を修得済みであること。

(3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」を修得済みであること。

# 教員免許状取得科目開講年次一覧

## 養護教諭一種免許状取得に関する科目（平成 31（2019）年度以降入学生用）

### 看護学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目	
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
養護に関する科目	公衆衛生学	1		予防医学を含む。	○								衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	
	疫学	2					○							
	保健統計学	2						○						
	学校保健Ⅰ	1						○						学校保健
	学校保健Ⅱ	1						○						
	養護概説	2								○			養護概説	
	健康相談活動	2										○	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	
	食品学総論	2				○							栄養学（食品学を含む。）	
	栄養代謝学	1				○								
	人体のしくみと機能Ⅰ	2				○							解剖学・生理学	
	人体のしくみと機能Ⅱ	2				○								
	感染免疫学	1							○				「微生物学、免疫学、薬理概論」	
	薬理学	1						○						
	疾病と治療Ⅳ	1						○					精神保健	
	精神看護論	2						○						
	看護学概論	2				○							看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1		救急処置を含む。	○									
	治療看護論	1						○						
	小児看護論	2							○					
	家族看護論	1								○				
成育看護実習Ⅰ	1		臨床実習		○									
成育看護実習Ⅱ（小児）	2		臨床実習						△	△				
養教免 33 単位												養教免 28 単位（最低修得単位）		

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	特別支援学校体験活動		1					○					大学が独自に設定する科目
	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて7単位以上修得すること。												
養教免 7 単位以上													養教免 7 単位（最低修得単位）

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2			○								教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○							
	教育の制度と経営	2				○							
	教育心理学	2				○							
	特別支援教育	2				○							
	教育課程論	2						○					道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	道徳教育の理論と指導法	2				○							
	総合的な学習の時間の指導法	2						○					
	特別活動の指導法	2					○						
	教育の方法及び技術	2						○					
	生徒指導論（栄教・養教）	2							○				教育実践に関する科目
	教育相談	2						○					
	養護実習指導	1		事前・事後指導							○		
	養護実習 A	4									○		
	養護実習 B		2								○		
教職実践演習（養護教諭）	2										○	養教免 21 単位（最低修得単位）	
養教免 31 単位													

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

全学共通教養科目に配当されている下記科目は必修です。

- 日本国憲法（2 単位）
- 情報Ⅰ（2 単位）
- 外国語コミュニケーションⅠ（1 単位）
- 外国語コミュニケーションⅡ（1 単位）
- スポーツと健康の科学（2 単位）
- 基礎トレーニング（1 単位）

\*「教職実践演習（養護教諭）」は、養護実習終了後、又は 4 回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。

## Ⅳ その他資格・養成講座

保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目  
助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目  
受胎調節実地指導員資格取得にかかる授業科目

# 保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

保健師とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」（保健師助産師看護師法第2条）をいいます。

保健師免許を取得するためには、本学の所定の科目を修めて卒業し、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格しなければなりません。

## 平成 31 ～令和 3（2019 ～ 2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 看護学科

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第1に掲げる教育内容	本学授業科目	区分	単位	1回生		2回生		3回生		4回生		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学概論	必修	2				○				
		疾病と治療Ⅳ	必修	1			○					
	個人・家族・ 集団・組織の支援	発達心理学	必修	2	○							
		医療と法	必修	1		○						
		在宅看護論	必修	2					○			
		こころの健康増進と看護	必修	1						○		
		小児療養看護論	必修	1					○			
		家族看護論	必修	1					○			
		女性の健康増進と看護	必修	1		○						
	公衆衛生看護学 活動展開論	生活概論	必修	1	○							
		生活援助論	必修	1		○						
		予防看護論	必修	1						○		
		老年看護論	必修	1		○						
		老年看護実践方法論	必修	2			○					
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	必修	1	○							
		コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	必修	2				○				
		地域看護活動論	必修	2					○			
		公衆衛生看護演習	必修	1							○	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ	必修	2						○		
		公衆衛生看護活動論Ⅱ	必修	1						○		
学校保健Ⅰ		必修	1			○						
慢性期看護論		必修	2				○					
精神看護論	必修	2			○							
小児看護論	必修	2				○						
母性看護論	必修	2				○						
公衆衛生看護管理論 (健康危機管理を含む。)	公衆衛生看護管理論	必修	1							○		
	災害看護	必修	1								○	
疫学	疫学	必修	2			○						
保健統計学	保健統計学	必修	2				○					
保健医療福祉行政論	社会福祉・社会保障論	必修	1		○							
	社会福祉・社会活動論	必修	1			○						
	公衆衛生学	必修	1	○								
	コミュニティケアシステム論	必修	1		○							
	感染免疫学	必修	1				○					
	医療ケアシステム論	必修	1								○	
臨地実習 (保健所・ 市町村で の実習を 含む。)	公衆衛生 看護学実 習	個人・家族・集団・組 織の支援実習 (継続した指導を含む。)	課題探究	必修	4						○	○
		公衆衛生看護活動 展開論実習	公衆衛生看護活動論実習	必修	2							○
		公衆衛生看護管理 論実習	公衆衛生看護管理論実習	必修	1							○
				計 55 単位必修								



# 助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

助産師とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」（保健師助産師看護師法第3条）をいいます。

助産師免許を取得するためには、本学の所定の科目を修めて卒業し、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格しなければなりません。

## 平成 31 ～令和 3（2019～2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 看護学科

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第2に掲げる教育内容	授業科目	区分	単位	1回生		2回生		3回生		4回生	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎助産学	生命倫理	必修	2		○						
	発達心理学	必修	2	○							
	栄養代謝学	必修	1		○						
	人体のしくみと機能Ⅰ	必修	2	○							
	人体のしくみと機能Ⅱ	必修	2		○						
	疾病と治療Ⅵ	必修	1				○				
	小児看護論	必修	2				○				
	小児療養看護論	必修	1					○			
	母性看護論	必修	2				○				
	女性の健康増進と看護	必修	1		○						
	助産学概論	必修	1					○			
助産診断・技術学	こころの健康増進と看護	必修	1						○		
	疾病と治療Ⅴ	必修	1				○				
	成育看護技術演習Ⅰ	必修	1				○				
	成育看護技術演習Ⅱ	必修	1					○			
	助産診断技術論	必修	2						○		
	助産診断技術論演習	必修	2							○	
地域母子保健	社会福祉・社会保障論	必修	1		○						
	社会福祉・社会活動論	必修	1				○				
	公衆衛生看護学概論	必修	2					○			
	家族看護論	必修	1					○			
	(母性看護論)										
助産管理	医療と法	必修	1		○						
	助産管理	必修	1							○	
臨地実習	助産学実習	成育看護実習Ⅱ(母性)	必修	2				△	△		
		助産学実習	必修	8						○	
		課題探究	必修	4						○	○
				計 46 単位必修							

( ) の授業科目は再掲

# 受胎調節実地指導員資格取得にかかる授業科目

受胎調節実地指導員は、母体保護法第15条（受胎調節の実地指導）に定められた制度であり、受胎調節の実地指導を行うことのできる保健師・看護師・助産師のいずれかの有資格者をいい、国家資格です。

受胎や避妊などに関する母子保健の専門家であり、厚生労働大臣が指定する避妊器具の実地指導、必要な医薬品の販売などが認められています。

なお、令和4（2022）年度入学生からは当該資格を廃止します。

## 平成31（2019）～令和3（2021）年度入学生用 開講年次一覧

対象 看護学科

母体保護法施行規則 別表に定める科目	授業科目	区分	単位	1回生		2回生		3回生		4回生	
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
総論	①受胎調節の意義と目的	助産学概論	必修	1					○		
	②母体保護と受胎調節										
	③関係概念の整理	女性の健康増進と看護	必修	1		○					
	④母体保護法および薬事法の解説	助産管理 (助産学概論)	必修	1						○	
	⑤人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	(助産学概論)									
受胎調節の基礎	疾病と治療V	必修	1				○				
	助産診断技術論	必修	2					○			
受胎調節の指導	母性看護論	必修	2				○				
	助産診断技術論演習	必修	2							○	
実習	助産学実習	必修	8								
討論										○	
考査											
				計 18 単位必修							

( ) の授業科目は再掲

## V 規 程 集

神戸女子大学学則（抄）  
神戸女子大学履修規程  
単位認定に関する細則  
全学開放科目（オープン科目）受講についての細則  
他大学との単位互換に関する規程  
神戸女子大学における単位互換生受入規程  
他学科科目受講についての細則  
協定交換留学生の単位認定に関する規程  
介護福祉士養成課程履修細則  
社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則  
精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則  
保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則  
助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則  
公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則  
教育実習履修資格についての細則  
栄養教育実習履修資格についての細則  
養護実習履修資格についての細則  
相談援助実習履修資格についての細則  
社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則  
精神保健福祉援助実習履修資格についての細則  
精神保健福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則  
校外実習履修資格についての細則  
健康スポーツ栄養学科の履修コースに関する細則  
看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則  
神戸女子大学心理学部心理学科臨床心理実習履修資格についての細則  
神戸女子大学科目等履修生規程  
神戸女子大学外国人留学生に関する科目等履修生規程  
神戸女子大学転学部転学科に関する規程  
神戸女子大学学位規程（抜粋）  
神戸女子大学研究生規程  
神戸女子大学外国人留学生に関する学部における研究生規程  
神戸女子大学入学前の既修得単位の認定に関する規程  
神戸女子大学編入学に関する規程  
神戸女子大学再入学に関する規程  
授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程  
不開講科目及び廃止科目に関する内規



# 神戸女子大学学則（抄）

## 第1章 目的

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法による大学教育を施し、もって清純高潔にして有能な女子を育成することを目的とする。

2 教育と学術研究の成果を通じて、世界の平和と人類の福祉及び地域社会に貢献する。

3 本学の設置する学部、学科又は課程における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

第2条 本学において設置する学部、学科、収容定員及び所在地は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部	日本語日本文学科	405名		1,620名
	英語英米文学科	60名		240名
	国際教養学科	60名		240名
	史学	60名		240名
	教育学	60名		240名
	教育学科	165名		660名
健康福祉学部	社会福祉学科	160名		640名
	健康スポーツ栄養学科	80名		320名
	健康スポーツ栄養学科	80名		320名
家政学部	家政学科	230名	10名	940名
	管理栄養士養成課程	80名		320名
看護学部	管理栄養士養成課程	150名	10名	620名
	看護学科	90名		360名
心理学部	看護学科	90名		360名
	心理学	80名		320名
	心理学	80名		320名

学 部	所在地
文学部 家政学部	神戸市須磨区東須磨青山2-1
健康福祉学部 看護学部 心理学部	神戸市中央区港島中町4丁目7-2

2 本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

3 本学の文学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

4 本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。

5 本学の家政学部管理栄養士養成課程のクラス数は1学年4クラス、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科のクラス数は1学年2クラスとする。

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

3 第9条及び第10条の規定により編入学及び再入学を許可された者の修業年限及び在学年数については、別に定める。

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から原則として同年9月30日まで

後期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

第5条の2 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 本学創立記念日 11月11日
- (4) 春季、夏季及び冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 必要がある場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 入学、編入学、再入学、転学部・転学科、休学、退学及び除籍

第7条 入学の時期は学年の初めとする。

第8条 本学に入学できる者は、女子に限り、次の各号の何れかに該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。  
入学者の選考方法については、別に定める。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第9条 本学に編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り選考を行い、相当年次に編入学を許可することがある。

第9条の2 本学に在学する者で、他の学部転学部・転学科を願い出る者がある時、又は当該学部内の他の学科転学科を願い出る者がある時は、選考の上、これを許可することができる。

2 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める規則によるものとする。

第10条 本学を中途退学した者、又は除籍された者で、再び同一の学部、学科に入学を志願する者がある時は、第8条の規定にかかわらず、選考の上相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

第11条 入学志願者は、所定の入学願書に要項を記入し、出身学校長の作成した最終年次の調査書と入学検定料を添えて提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、誓約書、宣誓書、保証書と入学金その他学納金を添えて所定の期限内に納入しなければならない。

第13条 保証人は父母又はこれに準ずる者でなければならない。

第14条 学生並びに保証人が住所、氏名を変更し、又はその資格を喪失した場合は、その事由を書いて届出なければならない。

第15条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、所定の手続きにより学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第16条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第3条第2項の在学年数に算入しない。

3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

第18条 退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。なお、除籍に関するその他の事項は別に定める。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第16条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法

第20条 授業科目を分けて全学共通教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

3 別記に掲げる科目のほか、臨時に授業科目を開設することがある。この科目の種類、取扱い、単位数等は開設時に定める。

第21条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目及び学芸員等に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第23条 学生は、毎学年度の初めに開講表によって、履修しようとする授業科目を学長に届出なければならない。

2 1年間に登録できる単位数の上限については、別に定める。

第24条 他学部の科目を履修しようとする者は、所属学部長を経てその学部長の許可を受けなければならない。

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）、専門職大学又は短期大学との協定に基づき、学生に当該大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

第25条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目について修得したものとみなすことができる。

第25条の3 教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

第25条の4 第25条から前条までの規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

第25条の5 編入学を許可された者が、本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、本学の当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第25条の6 転学部・転学科で入学を許可された者の既修得単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第25条の7 編入学を許可された者の単位認定については、別に定める「編入学に関する単位認定等取扱い規程」によるものとする。

第26条 単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

第27条（削除）

第28条 授業科目を履修しその最終評価に合格した者には、所定の単位を与える。

第29条 成績評価は100点を最高とし、60点以上を合格とする。評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

第30条 本学を卒業するためには、第3条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

第31条 本学に第3条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者には、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

第32条 前条による卒業者に、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位に付与する専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

### 文 学 部

日本語日本文学科 中学校教諭一種免許状（国語）  
高等学校教諭一種免許状（国語）  
司書 学校図書館司書教諭

英語英米文学科 中学校教諭一種免許状（英語）  
高等学校教諭一種免許状（英語）  
司書 学校図書館司書教諭

国際教養学科 中学校教諭一種免許状（英語）  
高等学校教諭一種免許状（英語）  
中学校教諭一種免許状（社会）  
司書 学校図書館司書教諭  
国際ボランティア実務士

史 学 科 中学校教諭一種免許状（社会）



	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書 学校図書館司書教諭
教育学科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	中学校教諭一種免許状（英語）
	保育士
	学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
社会福祉学科	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	精神保健福祉士受験資格
	介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	栄養士
	栄養教諭二種免許状
家政学部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書 学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士
	管理栄養士受験資格
	食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	フードスペシャリスト受験資格
看護学部	
看護学科	養護教諭一種免許状
	看護師国家試験受験資格
	保健師国家試験受験資格
	助産師国家試験受験資格
心理学部	
心理学科	情報処理士
	上級情報処理士

- 2 前項に定める社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 3 第1項に定める精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 4 第1項に定める保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
- 5 第1項に定める助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。

## 第7章 入学検定料及び学納金

第34条 入学検定料は、35,000円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する場合の入学検定料は15,000円とする。

また、併願出願、同時出願した場合は検定料割引制度が適用される。

第34条の2 学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表1に定める額とする。ただし、

- (1) 本学、神戸女子短期大学、神戸女子大学瀬戸短期大学を卒業後、他学科、課程に入学する者の入学金は半額とする。
- (2) 本学を中途退学した者、又は除籍された者が再び本学に入学する場合の入学金は、修業年限が2年以下となる場合に限り半額とする。
- (3) 学長が特に必要と認めた場合は、学納金を減額又は免除することができる。

第35条 授業料及び教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

第36条 学期の途中で退学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

第37条 休学を許可され、または命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で6万円を納入しなければならない。

第38条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料等を復学した月に納入しなければならない。

第38条の2 編入学又は再入学した者の授業料等については、編入又は再入学した当該学年の授業料等の額とする。

2 神戸女子短期大学から編入学した者の入学金については、編入した当該学年の額を適用し、これを半額免除する。

第39条 納入した入学検定料、入学金、授業料等は、一切返還しない。

## 第8章 教職員組織

第40条 本学に学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。

2 本学に前項のほか、副学長、講師、技術職員及びその他必要な職員を置くことができる。

## 第9章 教授会

第41条 本学に全学教授会及び学部教授会を置く。

第42条 全学教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

3 全学教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

4 全学教授会は、学長が必要と認めたとき、これを招集する。

5 全学教授会に関する規程は、別に定める。

第43条 学部教授会は、学部長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

2 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 授業に関する事項

(2) 学生の褒賞に関する事項

(3) 学生の試験に関する事項

(4) 学生の厚生・補導に関する事項

- (5) 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生に関する事項
- (6) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (7) その他の教育・研究に関する重要な事項

4 学部教授会に関する規程は別に定める。

第44条 削除

## 第10章 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生

第45条 本学に科目等履修生制度を設ける。

第45条の2 本学に研究生制度を設ける。

2 研究生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第45条の3 本学に単位互換生制度を設ける。

2 単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第46条 本学の授業科目の履修を希望する者は、本学の入学資格（本則第8条）に基づいて選考し、本学の授業にさしつかえない範囲においてこれを許可する。

第47条 科目等履修生を志願する者は、本学所定の願書に要項を記入の上、履修検定料を添え願書を提出して学長の許可を得なければならない。

2 前項により履修を許可された者は、履修科目について別に定める授業料を納入しなければならない。

第48条 科目等履修生として許可した者には科目等履修生証を交付する。

第49条 科目等履修生に関するその他の規程は別に定める。

第49条の2 本学の授業科目の聴講を願い出る者がある時は、これを聴講生として許可することができる。

2 その他の聴講生に関する事項は、科目等履修生規程に準ずる。ただし、授業料は、科目等履修生の2分の1とする。

第50条 次の各号の一に該当する場合は、履修許可を取り消すことがある。

- (1) 正当な理由なくして出欠常なき場合
- (2) 他の学生に迷惑を及ぼす場合

第51条 科目等履修生に対し、試験の上単位を与えることができる。

第52条 科目等履修生に関するその他の事項は本則を準用する。

第53条 本学に委託生及び外国人留学生制度を置く。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

## 第11章 図書館

第54条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

## 第12章 厚生施設

第55条 本学に学生寮及び保健室を置く。

2 学生寮及び保健室の規程は別に定める。

## 第13章 賞罰

第56条 人物、学業ともに優秀であって、技術卓越な者は、これを褒賞することがある。

第57条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する言動がある者に対しては、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 学業劣等若しくは疾病により成業の見込みがないと認められた者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なく出欠席が定まらない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

附 則

第1条 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、平成31年度に入学した学生の改正前の表「文学部 教育学科」に規定する授業科目「小学校基礎演習」及び「幼児教育基礎演習」については、改正後の表「文学部教育学科 教育課程」の「コース発展科目群」に規定する同授業科目の履修方法を適用する。

第3条 この学則の施行日から令和5年3月31日までの3年間の文学部教育学科及び健康福祉学部健康スポーツ栄養学科において取得できる資格及び免許状の種類は、第33条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文学部

教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 保育士 レクリエーション・インストラクター 司書 学校図書館司書教諭
------	--

健康福祉学部

健康スポーツ栄養学科	栄養士 栄養教諭二種免許状 フードスペシャリスト受験資格
------------	------------------------------------

附 則

第1条 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第34条に規定する入学検定料は、令和2年度から適用する。

第3条 この学則の施行日から、令和7年3月31日までの4年間、文学部国際教養学科の入学定員及び収容定員については、本文第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際教養学科	60名	180名	60名	200名	60名	220名	60名	240名

別表1（第34条の2）学納金

令和3年4月1日より施行

入 学 金	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部	250,000円
	看 護 学 部	350,000円
授 業 料（年 額）	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部	850,000円
	看 護 学 部	1,000,000円
教 育 ・ 施 設 充 実 費 （年 額）	文 学 部 日 本 語 日 本 文 学 科 英 語 英 米 文 学 科 国 際 教 養 学 科 史 学 科	200,000円 (2年次以降 220,000円)
	文 学 部 教 育 学 科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	健 康 福 祉 学 部 社 会 福 祉 学 科 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	270,000円 (2年次以降 330,000円) 330,000円 (2年次以降 370,000円)
	家 政 学 部 家 政 学 科 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	310,000円 (2年次以降 350,000円) 350,000円 (2年次以降 400,000円)
	看 護 学 部 看 護 学 科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
実 習 費 （学 外 実 習 費）	博 物 館 実 習 史 学 科	5,000円
	教 育 実 習 教 育 学 科	8,000円（幼免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（小免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（中免） <sup>(※1)</sup>
	〃 その 他 の 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	養 護 実 習 看 護 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	栄 養 教 育 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	介 護 等 体 験	10,000円
	保 育 士 実 習 教 育 学 科	50,000円
	社 会 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	65,000円 <sup>(※2)</sup>
	精 神 保 健 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	56,000円
	介 護 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	100,000円
	（ 栄 養 ） 校 外 実 習 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	（ 実 習 I ） 10,000円 （ 実 習 II ） 10,000円
	臨 地 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	60,000円
	〃 看 護 学 科	（ 保 健 師 ） 50,000円 （ 助 産 師 ） 300,000円

※1 実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000円/週」を基本額とし別途徴収する。

※2 「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者については、「社会福祉士実習」の実習費は50,000円とする。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、第25条、第25条の2、第25条の5、第37条を除き、なお、従前の例による。

別表1（第34条の2）学納金

令和4年4月1日より施行

入 学 金	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部	250,000円
	看 護 学 部	350,000円
授 業 料（年 額）	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部	850,000円
	看 護 学 部	1,000,000円
教育・施設充実費 （年 額）	文 学 部 日 本 語 日 本 文 学 科 英 語 英 米 文 学 科 国 際 教 養 学 科 史 学 科	200,000円 (2年次以降 220,000円)
	文 学 部 教 育 学 科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	健 康 福 祉 学 部 社 会 福 祉 学 科 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	270,000円 (2年次以降 330,000円) 330,000円 (2年次以降 370,000円)
	家 政 学 部 家 政 学 科 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	310,000円 (2年次以降 350,000円) 350,000円 (2年次以降 400,000円)
	看 護 学 部 看 護 学 科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
	心 理 学 部 心 理 学 科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	博 物 館 実 習 史 学 科	5,000円
実 習 費 （学外実習費）	教 育 実 習 教 育 学 科	8,000円（幼免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（小免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（中免） <sup>(※1)</sup>
	〃 その他の学科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	養 護 実 習 看 護 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	栄 養 教 育 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	介 護 等 体 験	10,000円
	保 育 士 実 習 教 育 学 科	50,000円
	社 会 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	65,000円 <sup>(※2)</sup>
	精 神 保 健 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	56,000円
	介 護 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	100,000円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000円 （実習Ⅱ）10,000円
	臨 地 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	60,000円
	〃 看 護 学 科	（保健師）50,000円 （助産師）300,000円
	臨 床 心 理 実 習 心 理 学 科	（実習年度毎）5,000円 <sup>(※3)</sup>

※1 実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000円/週」を基本額とし別途徴収する。

※2 「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者については、「社会福祉士実習」の実習費は50,000円とする。

※3 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第34条の2）学納金

令和5年4月1日より施行

入 学 金	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部	250,000円
	看 護 学 部	350,000円
授 業 料（年 額）	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部	850,000円
	看 護 学 部	1,000,000円
教育・施設充実費 （年 額）	文 学 部 日 本 語 日 本 文 学 科 英 語 英 米 文 学 科 国 際 教 養 学 科 史 学 科	200,000円 (2年次以降 220,000円)
	文 学 部 教 育 学 科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	健 康 福 祉 学 部 社 会 福 祉 学 科 健康スポーツ栄養学科	270,000円 (2年次以降 330,000円) 330,000円 (2年次以降 370,000円)
	家 政 学 部 家 政 学 科 管理栄養士養成課程	310,000円 (2年次以降 350,000円) 350,000円 (2年次以降 400,000円)
	看 護 学 部 看 護 学 科	550,000円 (2年次以降 650,000円)
	心 理 学 部 心 理 学 科	270,000円 (2年次以降 300,000円)
	博 物 館 実 習 史 学 科	5,000円
実 習 費 （学外実習費）	教 育 実 習 教 育 学 科	8,000円（幼免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（小免） <sup>(※1)</sup> 8,000円（中免） <sup>(※1)</sup>
	〃 その他の学科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	養 護 実 習 看 護 学 科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	栄 養 教 育 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程 健康スポーツ栄養学科	8,000円 <sup>(※1)</sup>
	介 護 等 体 験	11,000円
	保 育 士 実 習 教 育 学 科	50,000円
	社 会 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	65,000円 <sup>(※2)</sup>
	精 神 保 健 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	56,000円
	介 護 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科	100,000円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000円
	臨 地 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	60,000円
	〃 看 護 学 科	（保健師）50,000円 （助産師）300,000円
	臨 床 心 理 実 習 心 理 学 科	（実習年度毎）5,000円 <sup>(※3)</sup>

※1 実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000円/週」を基本額とし別途徴収する。

※2 「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者については、「社会福祉士実習」の実習費は50,000円とする。

※3 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附 則

第1条 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表1（第34条の2）学納金

令和6年4月1日より施行

入 学 金	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部 看 護 学 部	200,000円
授 業 料（年 額）	文 学 部 家 政 学 部 健 康 福 祉 学 部 心 理 学 部 看 護 学 部	850,000円
	文 学 部	1,000,000円
教 育・施 設 充 実 費（年 額）	文 学 部 日 本 語 日 本 文 学 科 英 語 英 米 文 学 科 国 際 教 養 学 科 史 学 科	220,000円 (2年次以降 260,000円)
	文 学 部 教 育 学 科	290,000円 (2年次以降 340,000円)
	健 康 福 祉 学 部 社 会 福 祉 学 科 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科	290,000円 (2年次以降 370,000円) 350,000円 (2年次以降 410,000円)
	家 政 学 部 家 政 学 科 管 理 栄 養 士 養 成 課 程	330,000円 (2年次以降 390,000円) 370,000円 (2年次以降 440,000円)
	看 護 学 部 看 護 学 科	600,000円 (2年次以降 700,000円)
	心 理 学 部 心 理 学 科	290,000円 (2年次以降 340,000円)
	実 習 費 (学 外 実 習 費)	博 物 館 実 習 史 学 科
教 育 実 習 教 育 学 科		8,000円 (幼免) <sup>(※1)</sup> 8,000円 (小免) <sup>(※1)</sup> 8,000円 (中免) <sup>(※1)</sup>
〃 その 他 の 学 科		8,000円 <sup>(※1)</sup>
養 護 実 習 看 護 学 科		8,000円 <sup>(※1)</sup>
栄 養 教 育 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科		8,000円 <sup>(※1)</sup>
介 護 等 体 験		11,000円
保 育 士 実 習 教 育 学 科		50,000円
社 会 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科		65,000円 <sup>(※2)</sup>
精 神 保 健 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科		56,000円
介 護 福 祉 士 実 習 社 会 福 祉 学 科		100,000円
( 栄 養 ) 校 外 実 習 健 康 ス ポ ー ツ 栄 養 学 科		10,000円
臨 地 実 習 管 理 栄 養 士 養 成 課 程		60,000円
〃 看 護 学 科		(保健師) 50,000円 (助産師) 300,000円
臨 床 心 理 実 習 心 理 学 科		(実習年度毎) 5,000円 <sup>(※3)</sup>

※1 実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000円/週」を基本額とし別途徴収する。

※2 「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者については、「社会福祉士実習」の実習費は50,000円とする。

※3 実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表1に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。



# 神戸女子大学履修規程

(目的)

第1条 本学における授業科目の履修は、神戸女子大学学則(以下「学則」という。)及びこの規程に定めるところによる。  
(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則第20条及び第21条に定められたものとする。

(単位の計算方法)

第3条 授業科目の単位は、学則第22条の規定に基づき計算するものとする。

2 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。また、これによらない授業科目とその単位の計算方法については、別表第1に定めるとおりとする。

4 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とし、別表第2に定めるとおりとする。

5 単位数を計算する際の授業時間数は、実時間45分を1時間とみなして計算する。

(授業科目の履修)

第4条 学生は履修しようとする授業科目を、学則第23条の定めるところにより、所定の手続きに従い届け出なければならない。

2 既に単位を修得した授業科目を、再び履修することはできない。

3 授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合、その授業科目によっては不開講となることがある。なお、不開講科目の指定については別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第5条 1年間に登録できる単位数の上限は、各学科の定めるところによる。

(欠席の取扱)

第5条の2 学生は前条により履修の届出を行った授業科目に出席しなければならない。

2 病気又はその他やむを得ない事由により授業科目を欠席するときは、所定の手続きに従い届け出なければならない。

3 次の各号の一に該当する事由により授業科目を欠席する場合は、これを欠席として扱わない。

(1) 忌引として別に定める日数

(2) 学校保健安全法第19条に定める出席停止又はこれに類する措置を大学が指示した場合

(3) 特別な事情により大学が出席不能と判断した場合

(履修の取消)

第6条 他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、その他履修に支障があると判断した場合は、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

(単位の認定)

第7条 学則第26条に基づき、単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書(シラバス)に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、評価を受けることができない。

(1) 評価を受ける科目の履修登録をしていない者

(2) 授業出席回数が、授業回数の3分の2未満で、教員から無資格の判定があった者

(3) 授業料その他の学納金未納の者

(成績評価の基準)

第8条 成績の評価は、次の基準によるものとし、学則第29条の規定により「可」以上の評価に単位を与えるものとする。

(平成20年度以前入学生)

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	合格
65点以上, 80点未満	良	
60点以上, 65点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(平成21年度～平成25年度入学生)

評点の範囲	評価	判定
80点以上	優	合格
70点以上, 80点未満	良	
60点以上, 70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(平成26年度以降入学生)

評点の範囲	評価	判定
90点以上	秀	合格
80点以上, 90点未満	優	
70点以上, 80点未満	良	
60点以上, 70点未満	可	
60点未満	不可	不合格

(不正行為者の科目の取り扱い)

第9条 試験(レポートを含む)において不正行為のあった場合は、その期に履修したすべての科目に単位を与えない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

令和2年4月1日より施行

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名	
演習	30時間	器楽A 器楽B 造形 保育実習指導I 保育実習指導II 保育実習指導III	
実習	40時間	保育実習I 保育実習II 保育実習III 教育実習I 教育実習II 栄養教育実習 介護福祉実習I（老人保健施設） 介護福祉実習II（在宅介護） コミュニティ看護実習I コミュニティ看護実習II（老年） 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習I 医療看護実習II（精神） 医療看護実習II（急性期） 医療看護実習II（慢性期） 成育看護実習I 成育看護実習II（小児） 成育看護実習II（母性） 助産学実習 総合実習（地域・在宅）	
		42.6時間	介護福祉実習III（老人福祉施設）
		43.2時間	精神保健福祉援助実習

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

別表第2（第3条関係）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	保育学（実習及び家庭看護論を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	住居計画学（製図を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15時間	課題探究
実習	20時間	

附 則

- 1 この規程は令和3年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第1（第3条関係）

令和3年5月13日より施行（令和3年4月1日から適用）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	30時間	器楽A 器楽B 造形 保育実習指導Ⅰ 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 栄養教育実習 介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設） 介護福祉実習Ⅱ（在宅介護） コミュニティ看護実習Ⅰ コミュニティ看護実習Ⅱ（老年） 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習Ⅰ 医療看護実習Ⅱ（精神） 医療看護実習Ⅱ（急性期） 医療看護実習Ⅱ（慢性期） 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ（小児） 成育看護実習Ⅱ（母性） 助産学実習 総合実習（地域・在宅）
	42.6時間	介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

別表第2（第3条関係）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	保育学（実習及び家庭看護論を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	住居計画学（製図を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15時間	課題探究
実習	20時間	

附 則

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第1（第3条関係）

令和4年4月1日から施行

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	30時間	器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設） 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ 栄養教育実習 介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設） 介護福祉実習Ⅱ（在宅介護） コミュニティ看護実習Ⅰ コミュニティ看護実習Ⅱ（高齢者） 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習Ⅰ 医療看護実習Ⅱ（精神） 医療看護実習Ⅱ（急性期） 医療看護実習Ⅱ（慢性期） 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ（小児） 成育看護実習Ⅱ（母性） 助産学実習 総合実習（地域・在宅）
	42.6時間	介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

別表第2（第3条関係）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	保育学（実習及び家庭看護論を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
講義	14時間	住居計画学（製図を含む）
実習	2時間	

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15時間	課題探究
実習	20時間	

附 則

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第1（第3条関係）

令和6年4月1日から施行

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	30時間	器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設） 保育実習指導Ⅱ 保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ 栄養教育実習 介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設） 介護福祉実習Ⅱ（在宅介護） コミュニティ看護実習Ⅰ コミュニティ看護実習Ⅱ（高齢者） 公衆衛生看護活動論実習 公衆衛生看護管理論実習 医療看護実習Ⅰ 医療看護実習Ⅱ（精神） 医療看護実習Ⅱ（急性期） 医療看護実習Ⅱ（慢性期） 成育看護実習Ⅰ 成育看護実習Ⅱ（小児） 成育看護実習Ⅱ（母性） 助産学実習 総合実習（地域・在宅）
	42.6時間	介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）

※事前事後指導の時間数は、演習科目扱いとする。

別表第2（第3条関係）

授業形態	1単位当たりの授業時間数	授業科目名
演習	15時間	課題探究
実習	20時間	

## 単位認定に関する細則

第1条 単位履修の認定は科目受講終了後成績評価の結果合格の判定をもって決定する。

第2条 成績評価は、筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に評価し、最終評価（追試験・再試験を含む）とする。

第3条 成績評価は前期及び後期に行い、合格点をもって単位が認定される。ただし通年の学科目については後期末において全単位が認定される。

第4条 授業料その他の学納金を完納していなければならない。

第5条 単位認定の資格は履修届提出済の学科目に対し、授業出席回数が、授業回数の3分の2以上であること。授業出席回数が、授業回数の3分の2に満たない場合は当該科目「無資格」として発表する。

第6条 最終評価が不合格の場合は前期あるいは後期及び通年の不合格科目について再度受講を希望することができる。その場合は当該科目の次期開講期において、改めて履修登録をしなければならない。

第7条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

この細則は、平成18年度より適用する。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 全学開放科目（オープン科目）受講についての細則

### 1. (定 義)

(1) 各学科の専門科目の中で、全学の学生が全学共通教養科目の単位として履修することができる科目を全学開放科目（以下オープン科目）と呼ぶ。

(2) オープン科目は、各学科によって決められた全学共通教養科目の卒業要件単位に含むことができる。

### 2. (目 的)

オープン科目は、各学科の専門科目の中で、教養科目としてふさわしい科目を当該学科以外の学生に広く教養科目として履修できるようにするものとする。

### 3. (履 修)

(1) オープン科目は、年度ごとに、

① オープン科目であること

② 受講条件（オープン科目を受講できる学年やその他の条件）

③ 受講希望者多数の場合の選別方法を各担当者が決定する。

(2) オープン科目は当該学科の専門科目であり、当該学科学生の専門科目としての受講が優先される。他学部、他学科の学生は、当該学科受講生の人数、教室、設備など当初に指定された物理的条件に余裕のある限りで受講できるものとする。

(3) 当該学科の学生が全学共通教養科目として履修することはできない。

### 4. (履修手続き)

(1) オープン科目の履修を希望する者は、所定の期日までに履修登録しなければならない。

(2) オープン科目担当者に履修を許可された者には、教務課より連絡がある。

### 5. (改廃)

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

6. この細則は、平成20年度入学生より適用する。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 他大学との単位互換に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第45条の3に基づき、本学に在学する学生が、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学（以下「単位互換協定大学」という。）の授業科目を履修する場合、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

(単位数)

第2条 単位互換協定大学において履修できる単位数は、学則第25条第1項により認定する。

(履修の許可)

第3条 単位互換協定大学における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

2 前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協定大学の定める条件の範囲内で行うものとする。

(単位の認定等)

第4条 試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学の定めるところによる。

2 単位互換協定大学で修得した単位は、第2条に従い、本学の単位として認定する。

(履修の許可及び認定単位の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消する場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は単位互換協定大学の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

(成績の証明)

第6条 成績及び単位修得の証明等は、原則として本学が行う。

(単位互換協定大学での取扱い)

第7条 単位互換協定大学での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学の定めるところによる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 神戸女子短期大学との単位互換に関する規程は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。



# 神戸女子大学における単位互換生受入規程

## (目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第45条の3に基づき、本学と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学等の学生が本学における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

## (受入れ)

第2条 単位互換に関する協定に基づき、他の大学等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

2 前項により受入れる学生は、本学構内において開講する単位互換科目にあつては女子に限る。

## (受入れ学生の身分)

第3条 前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

## (受入れ期間)

第4条 受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

## (身分の消失)

第5条 当該学生が所属する大学（以下「所属大学」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

## (単位互換科目)

第6条 履修できる単位互換科目は、別に定める。

2 単位互換科目の履修条件等は、本学の学生に準ずるほか別に定める。

## (受入れ人数)

第7条 受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

## (出 願)

第8条 単位互換生として本学の単位互換科目の履修を希望し、所属大学の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

## (選 考)

第9条 前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

## (単位の認定等)

第10条 単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本学の学生に準ずる。

2 本学において修得した単位互換科目の所属大学における単位の認定は、当該所属大学の定めるところによる。

## (履修及び単位の取消)

第11条 次の各号の一に該当する場合、所属大学と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

- (1) 履修授業の同一時間帯等に、本学又は所属大学の他の授業科目を履修していた場合。
- (2) 所属大学の認定単位数の上限超過等の理由により、本学が当該単位互換科目を認定しない場合。
- (3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

## (成績の証明等)

第12条 成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学が行う。

## (授業料等)

第13条 授業料の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 授業料は徴収しない。
- (2) 実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。

(規程の準用)

第14条 単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本学の学則及び規程等を準用する。

(所属大学内における取扱)

第15条 単位互換生の所属大学内における取扱いに関して必要な事項は、所属大学の定めるところによる。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 神戸女子大学における神戸女子単位互換生受入規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 他学科科目受講についての細則

### 1. (目 的)

神戸女子大学学則第24条に定めるもののほか、全学開放科目（オープン科目）以外の他学科授業科目の受講について必要な事項を定める。

### 2. (手続き)

1. 他学科授業科目の受講を希望する者は、所定の受講申請書を提出しなければならない。
2. 受講申請書は各学期の所定の期日までに教務課に届けること。
3. 受講希望科目は担当教員の承認に基づき許可する。

### 3. (受講の限度)

1. 受講単位の上限は32単位までとする。
2. ただし、所属学科において該当時間割に指定する科目は、原則として他学科指定の同一科目と振替受講はできない。

### 4. (単位の認定)

単位は「共通教養科目又は専門科目」として22単位以内を卒業単位として認める。他は自由単位とする。

### 5. (改廃)

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 ただし、全学開放科目（オープン科目）の定めについては、平成20年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 協定交換留学生の単位認定に関する規程

学則25条に基づき協定交換留学生の単位認定についての取扱いは次のように運用する。

1. 学科専門科目に「単位互換科目（専門）」（選択）を設ける。
2. 単位は半期（6ヶ月）14単位を限度とする。これらの単位は「専門科目単位」及び「全学共通教養科目」の「単位互換科目等」として卒業要件単位に算入する。
3. 「専門科目単位」の互換単位の内、各学科で読み替え可能な科目はその科目の単位として認める。
4. 成績については留学先大学の成績、報告資料等を参考に各学部長が決定する。
5. この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。
6. この運用については平成14年10月1日より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 介護福祉士養成課程履修細則

第1条 神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第2条第2項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に介護福祉士養成課程を置き、その履修細則を定める。

第2条 介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の養成を目的とする。

第3条 介護福祉士養成課程の定員及びクラス数は、40名1クラスとする。

第4条 介護福祉士養成課程を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、当該課程の履修を許可された者に限る。

第5条 介護福祉士養成課程は、学則第45条の規定を適用しない。（科目履修制度の禁止）

第6条 介護福祉士養成課程の在籍者は、別表第1の本学授業科目を履修しなければならない。

第7条 介護福祉士養成課程履修科目の認定は、所定時間についての出席、試験、報告書、実習等による成績審査に合格した者とする。ただし、出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

なお、「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」、「介護福祉実習Ⅱ（在宅介護）」及び「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」については、5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

第8条 介護福祉士資格を取得するには、本学介護福祉士養成課程を修了し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「介護福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第9条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 健康福祉学部健康福祉学科に在籍する学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に在学する学生は、第6条に定める別表第1においては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に在学する学生は、第6条に定める別表第1においては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則に定める科目		本学授業科目				
教育内容		時間数	授業科目名	時間数	単位数	
					必修	選択
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
	人間関係とコミュニケーション	60以上	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	60	2	
	社会の理解	60以上	社会保障Ⅰ	30	2	
			社会保障Ⅱ	30	2	
	人間と社会に関する選択科目	-	高齢者福祉	30	2	
児童・家庭福祉			30	2		
介護	介護の基本	180	介護の基本Ⅰ	30	2	
			介護の基本Ⅱ	30	2	
			介護の基本Ⅲ	30	2	
			リハビリテーション	30	1	
			リスクマネジメント	30	1	
			在宅支援	30	1	
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術	60	2	
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ（基礎）	60	2	
			生活支援技術Ⅱ（応用）	60	2	
			生活支援技術Ⅲ（応用）	60	2	
			生活支援技術Ⅳ（個別介護技術）	60	2	
			生活支援技術Ⅴ（家政）	60	2	
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	1	
			介護過程Ⅱ	30	1	
			介護過程Ⅲ	30	1	
			介護過程Ⅳ	30	1	
			介護過程Ⅴ（事例研究）	30	1	
	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	1	
			介護総合演習Ⅱ	30	1	
			介護総合演習Ⅲ	30	1	
介護総合演習Ⅳ			30	1		
介護実習	450	介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）	160	4		
		介護福祉実習Ⅱ（在宅介護）	40	1		
		介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）	256	6		
こころとからだのしくみ	60	発達と老化の理解	30	2		
		心理学と心理的支援	30	2		
	60	認知症の理解Ⅰ	30	2		
		認知症の理解Ⅱ	30	2		
	60	障害者福祉	30	2		
		障害の理解	30	2		
	120	医学概論	30	2		
こころとからだⅠ		30	1			
こころとからだⅡ		30	1			
医療的ケア	50 （1時間60分 換算とする）	医療的ケアⅠ	30	2		
		医療的ケアⅡ	30	2		
		医療的ケアⅢ	15	1		
		医療的ケアⅣ（演習）	15	1		
合計		1850	合計	1896	78	

# 社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第1条 神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第33条第2項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、社会福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「社会福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第2条 社会福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学を許可された者に限る。

第3条 本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士受験資格を得ようとする者は別表第1に定める本学授業科目を履修しなければならない。

第4条 別表第1に掲げる授業科目は、本学履修規程第7条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習Ⅱ」については、出席時間数が、同表に定める時間数の5分の4に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第5条 精神保健福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は介護福祉士養成課程における「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者は、社会福祉士受験資格養成講座における「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の履修を免除する。

第6条 社会福祉士資格を取得するには、別表第1に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第7条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

## 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

## 附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に在学する学生については、第3条に定める別表第1においては、なお、従前の例による。

## 附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

## 別表第1 (第3条関係)

## 社会福祉士受験資格にかかる授業科目

令和3年4月1日より施行

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する 社会福祉に関する科目		本学授業科目			
科 目	時間数	授業科目名	時間数	単位数	
				必修	選択
医学概論	30	医学概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	30	2	
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
高齢者福祉	30	高齢者福祉	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	30	2	
貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	30	2	
保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習(専門)	120	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	60	2	
		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	60	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	30	2	
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ	180	4	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	60	2	
合計	1200	合計	1200	65	

# 精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第1条 神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第33条第3項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、精神保健福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「精神保健福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第2条 精神保健福祉士受験資格養成講座の定員及びクラス数は、20名1クラスとする。

第3条 精神保健福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学し、当該講座の履修を許可された者に限る。

第4条 本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、別表第1に定める授業科目を履修しなければならない。

第5条 別表第1に掲げる授業科目は、本学履修規程第7条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅲ」については、出席時間数が同表に定める時間数の5分の4に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第6条 別表第1に定める本学授業科目「ソーシャルワーク実習Ⅲ」は、精神科病院等の医療機関（以下「病院等」という。）と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等（以下「施設等」という。）の機能の異なる2以上の実習施設等で実施する。

この場合において、病院等における実習は必須とし、総時間数のうち96時間以上を行うものとする。

2 精神保健福祉援助実習のうち、病院等における実習を必修とし、別表第1に定める本学授業科目「精神保健福祉援助実習」の総時間数のうち96時間以上を行う。

3 社会福祉士の「相談援助実習」の単位を修得している場合は、前項の「精神保健福祉援助実習」の総時間数のうち、施設等における実習を30時間を上限として免除する。

第7条 精神保健福祉士資格を取得するには、別表第1に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「精神保健福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第8条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に在学する学生は、第4条に定める別表第1においては、なお、従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。



## 別表第1

## 精神保健福祉士受験資格にかかる授業科目

令和3年4月1日より施行

法第7条第1号の規定に基づく事項	時間数	本学授業科目			
		授業科目名	時間数	単位数	
				必修	選択
医学概論	30	医学概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
精神医学と精神医療	60	精神医学と精神医療Ⅰ	30	2	
		精神医学と精神医療Ⅱ	30	2	
現代の精神保健の課題と支援	60	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	30	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理Ⅰ	30	2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	30	2	
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	30	2	
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習（専門）	90	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	30	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅵ	30	2	
ソーシャルワーク実習	210	ソーシャルワーク実習Ⅲ	210	7	
合計	1200	合計	1230	74	

# 保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第1条 神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第33条第4項に基づき、看護学部看護学科（以下「本学科」という。）における保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第2条 保健師国家試験受験資格取得を選択する者の定員は20名とする。

第3条 保健師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し当該資格取得にかかる選択科目の履修を希望する者であって、かつ、選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第4条 前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第5条 保健師国家試験受験資格取得の選択を希望する者がその定員を下回る場合であっても、前条の選考基準を満たしていないと判断された者には、当該資格取得の選択を認めない。

第6条 助産師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、保健師国家試験受験資格取得を選択することができない。

第7条 保健師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第3条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第8条 保健師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第9条 保健師免許を受けようとする者は、別表第1に掲げる授業科目を修めて卒業し、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した上で、保健師助産師看護師法施行令及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第10条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第1

## 保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

平成27年4月1日より施行

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第1に掲げる教育内容			本学授業科目			
教育内容		単位数	授業科目名	単位数		
				必修	選択	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	公衆衛生看護学概論	2		
			疾病と治療Ⅳ	1		
	個人・家族・集団・組織の支援			発達心理学	2	
				医療と法	1	
				在宅看護論	2	
				こころの健康増進と看護	1	
				小児療養看護論	1	
				家族看護論	1	
				女性の健康増進と看護	1	
				生活概論	1	
				生活援助論	1	
				予防看護論	1	
	公衆衛生看護活動展開論			老年看護論	1	
				老年看護実践方法論	2	
				14 コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	
				地域看護活動論	2	
				公衆衛生看護演習	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅰ	2	
				公衆衛生看護活動論Ⅱ	1	
学校保健Ⅰ				1		
慢性期看護論				2		
公衆衛生看護管理論 (健康危機管理を含む。)			精神看護論	2		
			小児看護論	2		
疫学		2	母性看護論	2		
			公衆衛生看護管理論	1		
保健統計学		2	災害看護	1		
保健医療福祉行政論		3	疫学	2		
			保健統計学	2		
			社会福祉・社会保障論	1		
			社会福祉・社会活動論	1		
			公衆衛生学	1		
			コミュニティケアシステム論	1		
臨地実習 (保健所・市町村での 実習を含む。)	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の 支援実習 (継続した指導を含む。)	2	課題探究	4	
			3	公衆衛生看護活動論実習	2	
				公衆衛生看護管理論実習	1	
				合計	28	合計

別表第1

## 保健師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

令和4年4月1日より施行

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第1に掲げる教育内容			本学授業科目			
教育内容		単位数	授業科目名	単位数		
				必修	選択	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	公衆衛生看護学概論	2		
			疾病と治療Ⅳ	1		
	個人・家族・集団・組織の支援		16	発達心理学	2	
				医療と法	1	
				在宅看護論	2	
				こころの健康増進と看護	1	
				小児療養看護論	1	
				家族看護論	1	
				女性の健康増進と看護	1	
				生活概論	1	
				生活援助論	1	
				予防看護論	1	
	公衆衛生看護活動展開論		16	高齢者看護論	1	
				高齢者看護実践方法論	2	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1	
				コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅱ	2	
				地域看護活動論	2	
				公衆衛生看護演習	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅰ	1	
				公衆衛生看護活動論Ⅱ	2	
		学校保健Ⅰ		1		
		慢性期看護論		2		
公衆衛生看護管理論 (健康危機管理を含む。)			精神看護論	2		
			小児看護論	2		
			母性看護論	2		
	公衆衛生看護管理論 (健康危機管理を含む。)		公衆衛生看護管理論	1		
			災害看護	1		
疫学		2	疫学	2		
保健統計学		2	保健統計学	2		
保健医療福祉行政論		4	社会福祉・社会保障論	1		
			社会福祉・社会活動論	1		
			公衆衛生学	1		
			コミュニティケアシステム論	1		
			感染免疫学	1		
			看護マネジメント論	1		
臨地実習 (保健所・市町村での 実習を含む。)	公衆衛生看護学実習	個人・家族・集団・組織の 支援実習 (継続した指導を含む。)	課題探究	4		
			公衆衛生看護活動展開論実習	2		
			公衆衛生看護管理論実習	1		
合計		31	合計	55		

# 助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第1条 神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第33条第5項に基づき、看護学部看護学科（以下「本学科」という。）における助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第2条 助産師国家試験受験資格取得を選択する者の定員は6名とする。

第3条 助産師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し当該資格取得にかかる選択科目の履修を希望する者であって、かつ、選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第4条 前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第5条 助産師国家試験受験資格取得の選択を希望する者がその定員を下回る場合であっても、前条の選考基準を満たしていないと判断された者には、当該資格取得の選択を認めない。

第6条 保健師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、助産師国家試験受験資格取得を選択することができない。

第7条 助産師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第3条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第8条 助産師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第9条 助産師免許を受けようとする者は、別表第1に掲げる授業科目を修めて卒業し、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した上で、保健師助産師看護師法施行令及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第10条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生は、なお、従前の例による。

## 別表第1

## 助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

平成27年4月1日より施行

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第2に掲げる教育内容		本学授業科目		
教育内容	単位数	授業科目名	単位数	
			必修	選択
基礎助産学	6	生命倫理	2	
		発達心理学	2	
		栄養代謝学	1	
		人体のしくみと機能Ⅰ	2	
		人体のしくみと機能Ⅱ	2	
		疾病と治療Ⅵ	1	
		小児看護論	2	
		小児療養看護論	1	
		母性看護論	2	
		女性の健康増進と看護	1	
助産学概論	1			
助産診断・技術学	8	こころの健康増進と看護	1	
		疾病と治療Ⅴ	1	
		成育看護技術演習Ⅰ	1	
		成育看護技術演習Ⅱ	1	
		助産診断技術論	2	
助産診断技術論演習	2			
地域母子保健	1	社会福祉・社会保障論	1	
		社会福祉・社会活動論	1	
		公衆衛生看護学概論	2	
		家族看護論 (母性看護論)	1 —	
助産管理	2	医療と法	1	
		助産管理	1	
臨地実習	11	成育看護実習Ⅱ(母性)	2	
		助産学実習	8	
		課題探究	4	
合計		28	合計	46

( ) の授業科目は再掲  
 ※ 実習中の分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より2時間までとする。

## 別表第1

## 助産師国家試験受験資格取得にかかる授業科目

令和4年4月1日より施行

保健師助産師看護師学校養成所 指定規則別表第2に掲げる教育内容		本学授業科目		
教育内容	単位数	授業科目名	単位数	
			必修	選択
基礎助産学	6	生命倫理	2	
		発達心理学	2	
		栄養代謝学	1	
		人体のしくみと機能Ⅰ	2	
		人体のしくみと機能Ⅱ	2	
		疾病と治療Ⅵ	1	
		小児看護論	2	
		小児療養看護論	1	
		母性看護論	2	
		女性の健康増進と看護	1	
助産学概論	1			
助産診断・技術学	10	こころの健康増進と看護	1	
		疾病と治療Ⅴ	1	
		成育看護技術演習Ⅰ	1	
		成育看護技術演習Ⅱ	1	
		助産診断技術論Ⅰ	1	
		助産診断技術論Ⅱ	1	
		助産診断技術論Ⅲ	2	
助産診断技術論演習	2			
地域母子保健	2	社会福祉・社会活動論	1	
		地域看護活動論	2	
		家族看護論	1	
		地域における助産支援	1	
		災害看護 (母性看護論)	1 —	
助産管理	2	医療と法	1	
		社会福祉・社会保障論	1	
		看護マネジメント論	1	
		助産管理	1	
臨地実習	助産学実習*	成育看護実習Ⅱ(母性)	2	
		助産学実習	8	
		課題探究	4	
合計		合計	51	

( ) の授業科目は再掲  
 ※ 実習中の分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より2時間までとする。

# 公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第1条 心理学部心理学科（以下「本学科」という。）における公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第2条 公認心理師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第3条 前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第4条 公認心理師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第3条第1項に定める修業年限内に、別表第1に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第5条 公認心理師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第45条の規定を適用しない。

第6条 公認心理師登録簿への登録を受けようとする者は、別表第1に掲げる授業科目を修めて卒業し、大学院で必要な科目を修了又は一定の実務経験を経たうえで、公認心理師国家試験に合格し、公認心理師法及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第7条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 大学における必要な科目

文部科学省・厚生労働省で定める指定科目	本学授業科目		
	授業科目名	単位数	
		必修	選択
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	
	心理学概論Ⅱ	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	
心理学実験	心理学実験演習Ⅰ	2	
	心理学実験演習Ⅱ	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
	社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
発達心理学	発達心理学A（青年期・成人期・高齢期）	2	
	発達心理学B（乳幼児期・児童期）	2	
障害者・障害児心理学	障がい児・障がい者心理学（障害者・障害児心理学）	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	福祉心理学	2	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能・疾患（人体の構造と機能及び疾病）	2	
精神疾患とその治療	精神医学（精神疾患とその治療）	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	臨床心理実習Ⅰ	1	
	臨床心理実習Ⅱ	1	



## 教育実習履修資格についての細則

教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また、小学校実習を除き、3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

- (1) 卒業要件単位の90単位以上を修得済みであること。
- (2) 通算 GPA が2.0以上であること。
- (3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、各教科の指導法Ⅰ・Ⅱを含み20単位以上修得済みであること。

なお、幼稚園実習については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

- (4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

小学校実習については、2回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

- (1) 卒業要件単位の72単位以上を修得済みであること。
- (2) 通算 GPA が2.0以上であること。
- (3) 教職課程「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、1・2回生の必修科目を修得済みであること。
- (4) 教職課程「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、1・2回生の必修科目を修得済みであること。

編入学生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、各学科で協議の上対処する。

各学科においては、「教職支援センター運営委員」が上記条件の確認、指導、相談に当たる。

この細則の改廃は、教職支援センター運営委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は平成19年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成27年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成31年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則 この細則は令和5年4月1日より適用する。

## 栄養教育実習履修資格についての細則

栄養教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約すること、栄養士免許取得見込みであること、管理栄養士養成課程においては、管理栄養士国家試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

- (1) 卒業要件単位の90単位以上修得済みであること。
  - ① 科目の6割以上が「良」以上であること。
  - ② 専門科目については、1～3回生の必修科目をすべて修得済みであること。
  - ③ 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Aの各単位を修得済みであること。
- (2) 学校栄養教育論Ⅰ、学校栄養教育論Ⅱ各2単位を修得済みであること。  
但し、健康スポーツ栄養学科は学校栄養教育論2単位を修得済みであること。
- (3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」をすべて修得済みであること。

編入生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科内で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教職支援センター運営委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は平成17年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成21年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成27年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成31年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則 この細則は令和5年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

---

## 養護実習履修資格についての細則

養護実習を履修しようとする者は、成績良好で、かつ実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位を90単位以上修得済みであること。

① 専門科目について、1～3回生の必修科目を修得済みであること。

② 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Aの各単位を修得済みであること。

(2) 学校保健Ⅰ・学校保健Ⅱ及び養護概説を修得済みであること。

(3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」を修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科内で協議の上対処する。

この細則の改廃は、教職支援センター運営委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は平成27年4月1日より適用する。

附 則 この細則は平成31年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則 この細則は令和5年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

---

## 相談援助実習履修資格についての細則

相談援助実習を履修しようとする者は、社会福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また2回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。

(1) 社会福祉士の指定科目（2回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。但し、選択必修科目については、いずれか1科目を修得済みであること。

(2) 修得済みの指定科目の成績評価の6割以上が、「良」以上であること。

(3) 「相談援助実習指導Ⅰ」の成績評価が、「良」以上でなければならない。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成23年度入学生より適用する。

附 則 1. この細則は、平成26年度入学生より適用する。

2. この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 社会福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則

健康福祉学部社会福祉学科においてソーシャルワーク実習を履修しようとする者は、社会福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また、2回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を満たせない者については、学科で協議の上対処する。

### 1. ソーシャルワーク実習Ⅰ

- (1) 社会福祉士の指定科目（2回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。
- (2) 修得済みの指定科目の成績評価の6割以上が、「良」以上であること。
- (3) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の成績評価が、「良」以上であること。

### 2. ソーシャルワーク実習Ⅱ

- (1) 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修登録済みであること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生より適用する。

## 精神保健福祉援助実習履修資格についての細則

精神保健福祉援助実習を履修しようとする者は、精神保健福祉士・社会福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

- (1) 精神保健福祉士の指定科目（3回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。但し選択必修科目については、いずれか1科目を修得済みであること。なお、特別な事情により、この条件を充たせない者については、学科で協議の上対処する。
- (2) 修得済みの指定科目の成績評価の6割以上が、「良」以上であること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成23年度入学生より適用する。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 精神保健福祉士国家試験受験資格にかかるソーシャルワーク実習履修資格についての細則

健康福祉学部社会福祉学科においてソーシャルワーク実習Ⅲを履修しようとする者は、精神保健福祉士国家試験受験を誓約するとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を満たしていることを原則とする。

なお、特別な事情により、この条件を満たせない者については、学科で協議の上対処する。

- (1) 精神保健福祉士の指定科目（3回生までに開講済みのもの）をすべて修得済みであること。
- (2) 修得済みの指定科目の成績評価の6割以上が、「良」以上であること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生より適用する。

## 校外実習履修資格についての細則

健康スポーツ栄養学科において校外実習を履修しようとする者は、実習に耐えうる健康を保持していること、また実習前に下記の条件を充たしていることを原則とする。

### (1) 給食管理実習（校外）

① 専門科目のうち、給食管理論、給食管理実習、調理学及び基礎調理学実習の各科目を修得済みであること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

## 健康スポーツ栄養学科の履修コースに関する細則

### (目 的)

第1条 この細則は、神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (履修コース決定時期)

第2条 学生は、1年次前期の履修登録終了日の翌授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

2 履修コースの決定は、学生の希望を書面等により聴取し、学科の承認を経て、学部長が行う。

3 履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

### (履修コースの変更申請時期)

第3条 履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

2 履修コース変更の適用は年度始めからとし、健康栄養コースから健康スポーツコースへは1年次終了時の2月末まで、健康スポーツコースから健康栄養コースへは2年次終了時の2月末までに履修コース変更願を提出するものとする。その他の時期の変更は原則として認めない。

3 前項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上申請をすることができる。

### (審査書類等)

第4条 履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

### (審査)

第5条 審査は、在学中の学修状況を勘案し、面接又はその他学科主任が指定した方法により行う。

2 前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学部長が履修コース変更を許可する。

### (履修コース変更後の在学期間等)

第6条 履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース

変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

(履修コース変更の制限)

第7条 過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

(既修得単位の取扱い)

第8条 履修コース変更前に修得した科目が、履修コース変更後のカリキュラムにない場合、当該科目の修得単位は、自由単位とする。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

---

## 看護学部看護学科臨地実習履修資格についての細則

看護学部看護学科において臨地実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、次の臨地実習科目については、履修前に、それぞれに掲げる条件を全て満たしていることを原則とする。

- (1) コミュニティ看護実習Ⅱ（高齢者）、医療看護実習Ⅱ（精神）、医療看護実習Ⅱ（急性期）、医療看護実習Ⅱ（慢性期）、成育看護実習Ⅱ（小児）及び成育看護実習Ⅱ（母性）
  - ① 1回生の臨地実習科目を全て修得済みであること。
  - ② 1回生から2回生前期までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が2科目以内であること。
- (2) 課題探究及び総合実習（地域・在宅）
  - ① 1回生から3回生までの臨地実習科目を全て修得済みであること。
  - ② 1回生から3回生までの専門科目のうち、必修科目の未修得科目が3科目以内であること。
- (3) 公衆衛生看護活動論実習及び公衆衛生看護管理論実習
  - ① 保健師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
  - ② 「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。
- (4) 助産学実習
  - ① 助産師国家試験受験資格選択科目の履修が認められていること。
  - ② 「課題探究」及び「総合実習（地域・在宅）」の履修が認められていること。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

---

## 神戸女子大学心理学部心理学科臨床心理実習履修資格についての細則

心理学部心理学科において臨床心理実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

- (1) 3回生終了までの履修科目のGPAが2.7以上であること。
- (2) 1～3回生の必修科目をすべて修得済みであること。
- (3) 3回生までに開講された公認心理師資格取得に必要な科目をすべて修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、心理学科会議で協議のうえ対処する。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学科目等履修生規程

(出願資格)

第1条 本学の科目等履修生を志望する者（以下「科目等履修生志望者」という。）は高卒以上の者またはこれと同等以上の学力を有する女子とする。

外国人留学生については別に定める。

(出願書類)

第2条 科目等履修生志望者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 願書（所定のもの）
2. 最終学歴の卒業証明書
3. 履修登録用紙
4. 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3か月以内に作成したもの）
5. 資格取得のための科目等履修生志望者は最終学歴の成績証明書又はその資格に関する成績が入った成績証明書を提出のこと。

(出願期間)

第3条 科目等履修生志望者は、前・後期の所定の期日までに出席しなければならない。

(履修期間)

第4条 履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

(履 修)

第5条 科目履修は、次により行う。

1. 履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし本学卒業生に限り実習を認めることがある。また、資格科目については、本学の対象学科に準じて認めることとする。
2. 履修希望科目は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。
3. 履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

(授業料等)

第6条 検定料は半期10,000円、登録料は30,000円とし、1年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志望者は、第2条第1号、3号、4号の書類を要する。授業料は1単位あたり12,000円とする。単位を必要としない聴講生の授業料は1単位あたり6,000円とする。ただし行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあっては、検定料は半期5,000円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000円とし、聴講生の授業料は1単位あたり4,000円とする。

2. 本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は1単位あたり4,000円とする。

3. 神戸女子短期大学に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料及び授業料は免除とする。

4. 費用納入後の、科目及び科目等履修生の登録辞退の場合は、納入費用の返金はできない。

(補 則)

第7条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を

聴くことができる。

附 則 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 神戸女子大学外国人留学生に関する科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、科目等の履修を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、教育・学術の進展に寄与することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学の科目等履修生を志願する外国人（以下「科目等履修生志願者」という。）は、以下に該当する女子とする。

1. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

(出願期間)

第3条 科目等履修生志願者は、前・後期の所定の期日までに出席すること。

(出願書類)

第4条 科目等履修生志願者は、次の書類を提出する。

- (1) 出願書類（所定のもの）
- (2) 出願理由書（所定のもの）
- (3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真1枚
- (4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
- (5) 履修登録用紙
- (6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願前3ヶ月以内に作成したもの）
- (7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）
- (8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）
- (9) 保証人誓約書（所定のもの）

(履修期間)

第5条 履修期間は半期とする。ただし、第3条の手続きを経て、更新することができる。

(履 修)

第6条 科目履修は、次により行う。

1. 履修科目は実習、実験は除くものとする。ただし、本学卒業生に限り実習を認めることがある。
2. 履修希望科目は科目担当者の承認を得て、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。
3. 履修可能単位数は年間20単位を超えないものとする。

(懲 戒)

第7条 科目等履修生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

(検定料及び授業料等)

第8条 検定料は半期10,000円、登録料は30,000円とし、1年間有効とする。また年度を超えての科目等履修生志願者は、第2条1、2、5、7、8、9号の書類を要する。授業料は1単位あたり12,000円とする。単位を必要としない聴講

生の授業料は1単位あたり6,000円とする。

ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあつては、検定料は、半期5,000円、登録料は免除、授業料は1単位あたり8,000円とし、聴講生の授業料は1単位あたり4,000円とする。

2 本学大学院に在籍する学生が科目等履修生として、学部開講の科目を履修する場合、検定料、登録料は免除、授業料は1単位あたり4,000円とする。

3 納付した検定料、登録料及び授業料は、原則として返還しない。

(補 則)

第9条 この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学転学部転学科に関する規程

この規程は神戸女子大学の転学部、転学科（以下転学科とする）に関する必要な事項を定めるものとする。転学科生の受け入れは各学科に定員の余裕がある場合のみとする。

1. (転学科年次)

転学科を希望する1年次修了者は、2年次へ、2年次修了者は3年次への転学を原則とする。

2. (検定料)

転学志望者は、所定の期日までに検定料20,000円を納付しなければならない。

3. (選考方法)

学科毎に転学科試験を行う。

4. (単位の認定)

転学科生の単位認定の取り扱いは、教務部の定める基準による。

5. (改廃)

この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

6. (附 則)

この規程は、平成18年1月12日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学学位規程（抜粋）

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の授与要件)

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。



(専攻分野の名称)

第3条 学士の学位を授与するにあたっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(略)

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までとする。

(改 廢)

第19条 この規程の改廢は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廢に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

別表第1 (第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野

学部名	学科・課程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	神戸国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴史学
健康福祉学部	教育学科	教育学
	社会福祉学科	社会福祉学
家政学部	健康スポーツ栄養学科	栄 養 学
	家 政 学 科	家 政 学
看護学部	管理栄養士養成課程	栄 養 学
	看 護 学 科	看 護 学
心理学部	心 理 学 科	心 理 学

別記様式第1 (学士の学位記)

第 号	年 月 日	氏 名	学 位 記
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修 め本学を卒業したので学士(〇〇)の 学位を授与する			
神戸女子大学長印			

(平成18年4月1日制定)

附 則

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正)

第2条 神戸国際教養学科は、改正後の第3条に定める別表第1に掲げる学科・課程にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍した者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のおりとする。

附 則

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2 (看護学研究科設置に伴う改正)

附 則

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日から令和7年3月31日までの3年間の学士に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず次のとおりとする。

別表第1（心理学部設置に伴う改正）

学部名	学科・課程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	国際教養学科	国際教養学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学
	健康スポーツ栄養学科	栄 養 学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学
看 護 学 部	看 護 学 科	看 護 学

## 神戸女子大学研究生規程

（研究生）

第1条 本学において、特定の事項に関し、研究をしようとする者を研究生という。

（出願資格）

第2条 本学の研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は学士の学位を有する女子またはこれと同等以上の学力を有すると認められる女子とする。

外国人留学生については別に定める。

（出願期間）

第3条 研究生志願者は、前期の所定の期日までに提出すること。

（出願書類）

第4条 研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

- (1) 願書（所定のもの）
- (2) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真1枚
- (3) 所属長の研究志望承認書（在職者のみ）
- (4) 最終学歴の卒業証明書・成績証明書
- (5) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願3ヶ月以内に作成したもの）
- (6) 住民票記載事項証明書

（研究期間）

第5条 研究期間は1年とする。ただし、第3条の手続きを経て、さらに1年の延長を許可することができる。

（選 考）

第6条 研究生は各学科で選考の上、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（研究証明書）

第7条 研究生として1年以上在学した者には、願い出により研究証明書を与える。

（懲 戒）

第8条 研究生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

（検定料及び入学金等）

第9条 研究生志願者は、出願時に検定料10,000円を納入する。

2 研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金50,000円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分け

て、所定の期日までに各期150,000円を納付する。ただし、行吉学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生にあつては、入学金25,000円、授業料は半期75,000円とする。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに1年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料10,000円と第4条2号・5号を除く各号の書類を提出する。

(補 則)

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

- 附 則
1. この規程は、平成14年9月1日から施行する。
  2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
  3. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
  4. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
  5. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 神戸女子大学外国人留学生に関する学部における研究生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）のいずれかの学部において、研究を希望する外国人の受け入れに関し、必要な事項を定め、学術交流の促進と学術の進展に寄与することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人研究生の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 日本において大学を卒業した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者またはこれと同等の学力を有すると認められた者。

(出願期間)

第3条 本学のいずれかの学部において研究生を志願する者（以下「研究生志願者」という。）は、所定の期日までに  
出願すること。

(出願書類)

第4条 研究生志願者は、次の各号に掲げる書類を提出する。

- (1) 出願書類（所定のもの）
- (2) 研究計画概要
- (3) 履歴書および3ヶ月以内に撮影した写真1枚
- (4) 最終学校の卒業証明書および成績証明書
- (5) 出身大学長等による推薦書（書式自由）
- (6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願3ヶ月以内に作成したもの）
- (7) 日本語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）
- (8) 住民票の写し（提出）および在留カードまたは外国人登録証明書（提示）
- (9) 保証人誓約書（所定の用紙）

(研究期間)

第5条 研究期間は1年または半年とする。ただし、第3条の手続きを経て、さらに1年の延長を許可することができる。

(選 考)

第6条 学部における研究生は当該学科で選考の上、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可

する。ただし、学長は、許可に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(研究生証明書)

第7条 研究生として半年以上在学した者には、願出により研究生証明書を与える。

(懲戒)

第8条 研究生の懲戒については、本学学則第57条の規定を準用する。

(検定料及び入学金等)

第9条 研究生志願者は出願時に検定料10,000円を納入する。

2 研究生を許可された者は、所定の期日までに入学金50,000円を添えて入学手続きを行う。授業料は前・後期に分けて、所定の期日までに各期150,000円を納付する。納付した検定料、入学金及び授業料は、原則として返還しない。学期途中での休学・退学については神戸女子大学学則に準じる。

また、実験・実習費を徴収することがある。またさらに1年の研究生の延長を志願する者は、所定の期日までに検定料10,000円と第4条3号・4号を除く各号の書類を提出する。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附則 1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 1. この規程は、平成24年10月1日から施行する。

2. 大学院研究生については別途定める。

附則 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第25条の2に基づき、本学1年次に入学した学生の既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。編入学生に関する既修得単位の認定については「編入に関する単位認定等取扱規程」に定める。

(認定基準)

第2条 既修得単位の認定の基準は、次の各号による。

(1) 本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を対象とし、本学において開設されている授業科目の単位として24単位を超えない範囲で認定する。

(2) 単位の認定は、授業科目の名称にかかわらず、履修した授業科目の内容に応じて行う。

(3) 修得した科目の単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は、単位の認定は行わない。

(4) 教育職員免許状に係る科目については、教育職員免許法及び同施行規則等に照らし、単位の認定を行う。

(申請手続)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 既修得単位認定申請書（別紙様式1）

(2) 既修得単位に係る成績証明書

(3) 既修得単位に係る授業科目の内容が記載されたシラバス又はこれに類するもの

(4) 既修得単位に係る授業科目が教職科目の場合は、学力に関する証明書

2 前項の書類は、1年次前期の本学が指定する期日までに提出するものとする。

3 既修得単位の認定を受けようとする者は、申請した授業科目の単位が認定されるまでは、必要に応じ当該授業科目等を履修しなければならない。

(審査)

第4条 前条の申請書類に基づき、当該授業科目の担当教員、教職科目については教職支援センターにおいて審査する。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、次の各号による。

- (1) 当該授業科目が学科専門科目の場合、学科主任が指名する本学の専任教員が行う。
- (2) 当該授業科目が全学共通教養科目の場合は、全学共通教育運営委員長が指名する本学の専任教員が行う。

(認定)

第5条 学科主任又は教職支援センター長は、前条の審査結果に基づき、既修得単位認定審査結果報告書（別紙様式2）を、教務委員会に提案する。

2 学長は、前項の教務委員会の審議結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き、既修得単位を認定する。ただし、学長は、認定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

3 既修得単位が認定された者には、既修得単位認定通知書（別紙様式3）により結果を通知する。

(成績評価)

第6条 学則第29条の規定にかかわらず、認定された授業科目の成績評価は認定とし、「認」と表記する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学編入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則第9条に基づき、編入学を許可された者について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 編入学の時期は、編入学を許可する年度の4月とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 編入学生の修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

- 1 2年次編入の修業年限は3年とし、6年を超えて在学することはできない。
- 2 3年次編入の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

(休学期間)

第4条 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 休学の期間は、第3条の在学年数に算入しない。

(既修得単位の取扱い)

第5条 編入生の本学入学以前に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業要件等)

第6条 編入生の卒業に必要な単位数及び授業科目等は、編入した年次の在学者と同じにする。

(準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、学則その他諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 神戸女子大学再入学に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第10条に基づき、再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 再入学を志願できる者は、学則第18条により本学を退学した者あるいは学則第19条第2号又は第3号により本学を除籍となった者で当該退学又は除籍の理由が解消している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、再入学を認めない。

- (1) 在学年限の超過により退学となった者
- (2) 学則第57条第3項に定める懲戒により退学となった者
- (3) 再入学した後、再び退学又は除籍となった者

(出願できる学科)

第3条 再入学を願い出ることのできる学部・学科は、退学又は除籍時に在籍していた学部・学科（以下「旧学科」という。）とする。ただし、改組等により旧学科が統合又は廃止されている場合は、本学がこれに相当すると認めた学科とする。

(再入学の時期)

第4条 再入学の許可の時期は、学年のはじめとする。

(出願手続)

第5条 再入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第34条に定める検定料を添えて提出するものとする。

- (1) 再入学願書（所定様式）
- (2) 成績証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 退学又は除籍の理由が解消したことを証明する書類又は説明書
- (5) その他本学が必要と認める書類

2 前項の書類は、再入学を希望する前年度の12月末日までに提出するものとする。

(選 考)

第6条 再入学を志願した者の選考は、書類審査、面接又はその他の方法により行う。

2 前項の選考方法については、別に定める。

(許 可)

第7条 学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者には、再入学許可書を交付する。

(既修得単位の取扱)

第8条 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(再入学年次、在学年限及び修学年限)

第9条 再入学を許可された者の再入学年次は、その入学資格に応じ次のとおりとし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

2 再入学年次は在学した期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とする。

3 再入学を許可された者の在学年限は、旧学科に在学した期間を含め8年とする。

4 再入学を許可された者の修業年限は、旧学科に修業した期間を含め4年とする。

(学則等の適用)

第10条 学則及びその他諸規則は、再入学した当該年次のものを適用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項の在学年限は平成28年度以前入学生については6年とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸女子大学学則第19条第3号、神戸女子大学大学院学則第20条第3号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続きを定める。

(除籍とする未納期間)

第2条 除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。ただし、卒業年度後期については当該年度の1月末日とする。

(9月卒業見込み学生の取扱)

第3条 9月末卒業の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

(未納学期の履修登録、期末試験等の取扱)

第4条 授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位は授業料等が納付されるまで保留する。

(納付督促)

第5条 授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、第2条または第3条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

(除籍の日付)

第6条 除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

(除籍の確認)

第7条 除籍の決定に際しては、第2条及び第3条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等会議の意見を聴いて学長が決定し、同月の教授会に報告する。

(除籍の通知)

第8条 前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第6条に定める日付をもって除籍した旨を第2条に定める日付をもって通知する。

(修得単位の認定)

第9条 本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---

## 不開講科目及び廃止科目に関する内規

この内規は神戸女子大学履修規程第4条第3項に基づき、不開講科目及び廃止科目に関する事項を定めるものとする。

### 1. (不開講科目)

- ① 受講生が5名（聴講生を除く）以下の科目は授業不開講を原則とする。授業不開講は、履修登録期間終了時（修正期間は含まない）に決定する。
- ② 必修科目（卒業科目・教職科目・資格科目）、また、各学部及び全学共通教育部で選定した科目において、教務委員会で審議し学長が承認した場合は、受講生数に関わらず不開講科目から除く。
- ③ 同一科目を複数クラス開講し、受講生が5名（聴講生を除く）以下のクラスがある場合は、合併し授業を開講することができる。
- ④ 不開講科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で不開講にする場合は、教務委員会で審議し学長が決定する。

### 2. (廃止科目)

- ① 連続4年間、受講生が5名以下の不開講科目は廃止科目とすることを原則とする。1年目の不開講科目決定を受けて、これを2年目以降の「履修の手引き」に廃止予定科目として明記し、記載後不開講3年連続をもって廃止科目とする。  
廃止は、その科目の教員と関係する教務委員とで協議、教務委員会で審議し学長が決定する。
- ② 廃止科目について特別の理由で復活する場合、あるいは特別の理由で廃止にする場合には教務委員会で審議し学長が決定する。

### 3. (改廃)

この内規の改廃は教務委員会の意見を聴き学長が行う。

### 4. (附則)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。





2024年度 履修の手引き

(健康福祉学部・看護学部)

令和6(2024)年度4回生用

.....  
発行 ◆2024年4月1日

神戸女子大学  
教務課